

第3章 文化財の保存・活用の目標と方針

3-1 目標と基本方針

新温泉町は、大都市圏から地理的に遠く、自然的制約の多い立地も関係して、人口減少や少子高齢化が特に顕著に見られます。これまでも消滅した集落があるように、今後も存続が危ぶまれる集落があるなかで、文化財の担い手が不足し町内各地に分布する数多くの文化財を次世代に伝えていくことが難しくなっています。このため、町民のみならず町外の主体も取り込みながら連携して、いかに文化財の保存・活用の担い手、体制を確保していくかが大きな課題となっています（課題1）。また、担い手の減少に加えて、老朽化による補修等の必要な文化財の増加、近年の短時間豪雨の増加などに伴う災害危険度の高まりなどを背景に、存続の危機に瀕している文化財が数多くみられることも課題です（課題2）。また一方では、新温泉町には海、山、温泉が育んだ魅力的な文化財が受け継がれている中で、それらを有機的につなぎ合わせてより良い暮らしの場づくりや観光振興に活かす取組が十分でなく、活用の効果が限定的になっていることも課題であるといえます（課題3）。

新温泉町では、文化財が町民の生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない重要な役割を担っており、これら3つの課題は、文化財の保存・活用の面から見た「新温泉町全体における総合的な課題」であるといえます。したがって、『第2次新温泉町総合計画』に掲げるまちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を作り出していくためには、これらの課題を解決して、新温泉町の歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ”ことが求められます。

それぞれの課題を解決するために必要となる視点及び取組の方向性は、次のように整理できます。

課題1を解決するためには、町民等の文化財の保存・活用に対する意識や町外の人々の新温泉町に対する興味・関心を高めて、新温泉町の文化財に関わる人の輪を広げていくこと、町民一人ひとりが文化財の担い手であることを認識して、文化財の保存・活用を自分事として捉え、町民等が中心となって取り組む体制を整えることが必要です。そして、その体制を核に展開されるさまざまな活動を支援するための制度や事業の枠組みを整えていき、「町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる」ことが求められます。

課題2を解決するためには、まずは、新温泉町にどのような文化財があるかを把握し、その価値を明らかにしていくための調査を継続的に実施すること、そして文化財の所有者・管理者や町民等にその価値や課題を伝える必要があります。また、学校教育においては、文化財を介して地域とつながる機会を増やすことにより、子どもたちの文化財に対する理解や地域への誇り・愛着を高め、次世代の担い手へと育成していく必要があります。また、地域においては、町民等が主体的に文化財の保護、活用や災害に対する取組を先導できる人・団体を育成していくこと、併せて、町民等による文化財の保存・活用のための制度・仕組み、防災・防犯体制を強化することにより、将来にわたって文化財を保存・継承できる体制を整えて、「ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”」ことが求められます。

課題3を解決するためには、関係する主体・地域・分野が、文化財を介して相互に連携し、例えば、民俗行事への町内外の参加等を通じて、人と人がつながる、また、景勝や民俗、食文化を活用して、自治会や活動団体、民間企業、専門家などが協働して新たな商品を開発して観光・産業の活性化を図るような取組を推進していくことが求められます。そして、これらの取組を通じて、定住の促進や雇用の創出を図り、地域活力の向上へとつなげ、その活力をもとに、さらなる文化財の保存・活用の取組へと展開して循環させていくことにより、町民等が文化財とともに生き、成長できる環境（より良い暮らしの場）を創り出していくことが求められます。このように、文化財がもつ魅力を引き出し、「文化財を“つなぎ”」ながら各分野へと活かすことにより、新温泉町に「多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる」ことが求められます。

そこで、本計画を通じて目指す町の姿（目標）を『第2次新温泉町総合計画』に掲げる「まちの将来像」に即して「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ーふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ”ー」と設定し、3つの課題に対応した3つの基本方針を定めて、その実現に向けた取組を推進していきます（図3-1）。

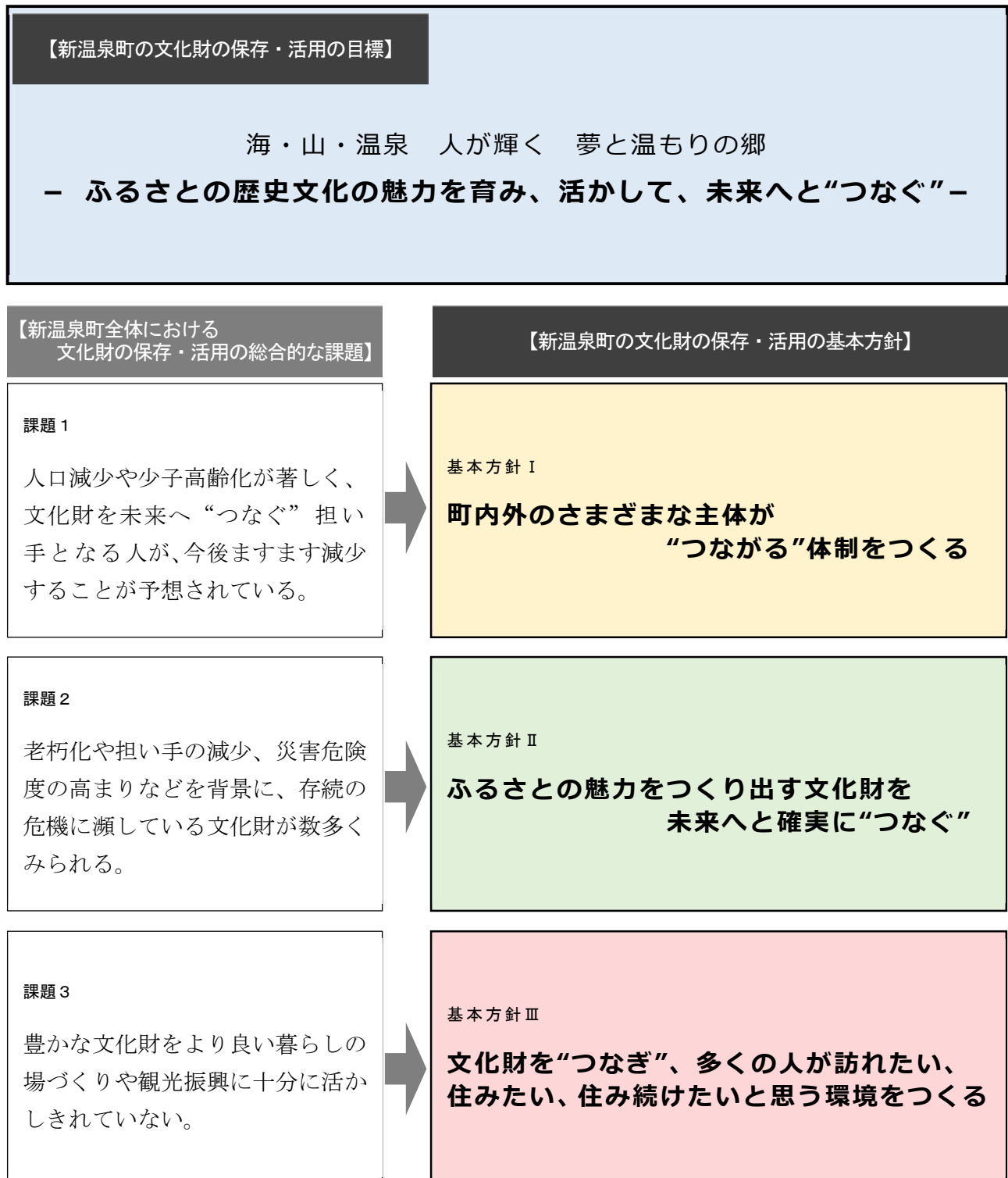


図 3-1 新温泉町の文化財の保存・活用の目標と基本方針

3つの基本方針のうち、基本方針Ⅰは「文化財の保存・活用のための意識啓発や取組体制の整備」、基本方針Ⅱは「文化財の保存」、基本方針Ⅲは「文化財の活用」についての基本となる考え方にあたります。下図に示すように、それぞれの分野ごとの課題（詳細は3-2に整理）を踏まえて、10の具体的な方針（詳細は3-3に整理）を設定し、文化財の保存・活用の取組みを推進します。

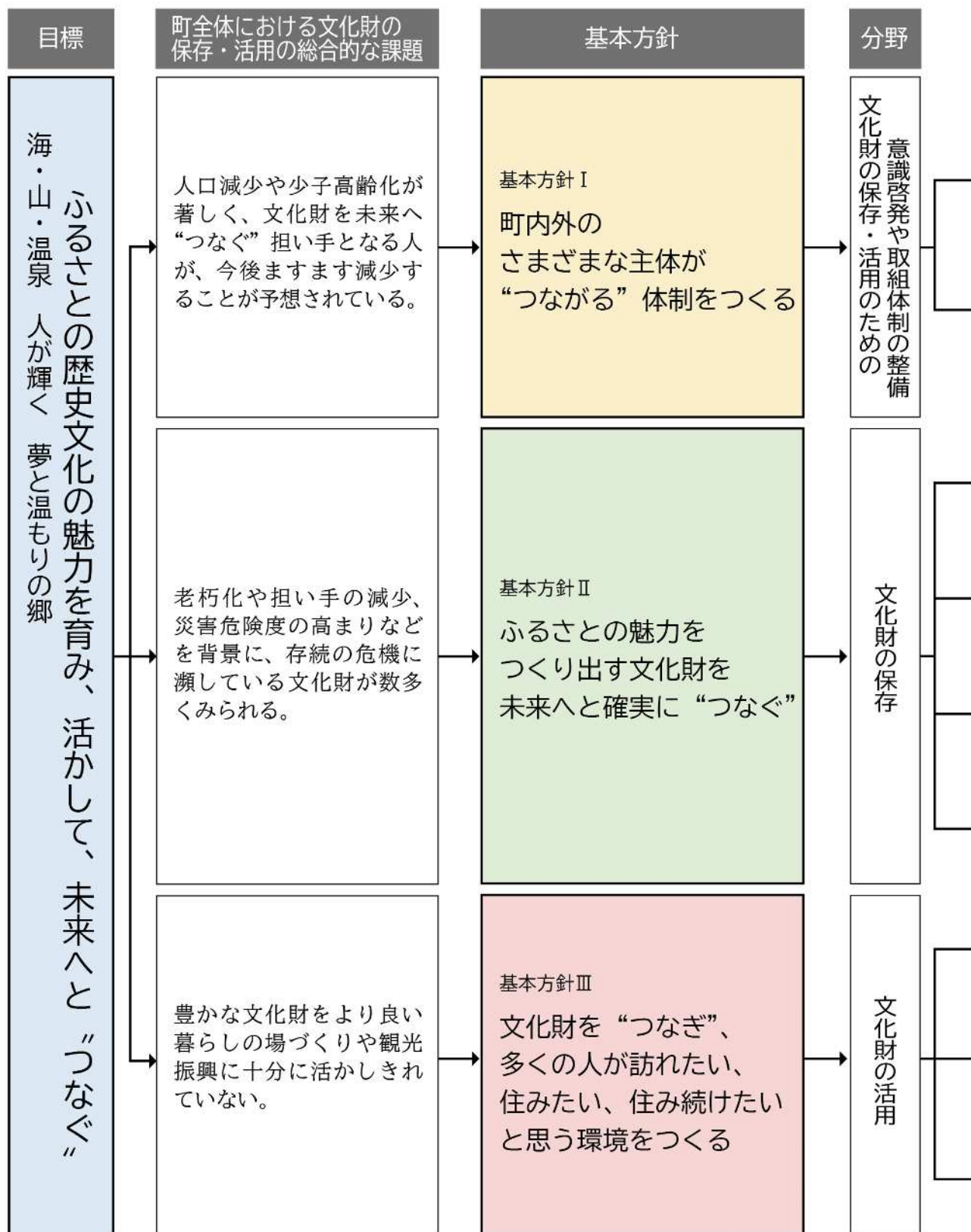


図 3-2 目標・基本方針・課題・方針の関係

具体的な課題	方針
● 意識啓発 ・地域に受け継がれてきたものが文化財として認識されていない。 ・新温泉町の歴史文化の魅力が十分に認識されていない。 ・町民等による主体的な保存・活用の取組が特定の地区や文化財などに限られている。	方針Ⅰ-1 文化財に関わる人の輪を広げる
● 取組体制の整備 ・人口減少・高齢化のなかで、町民だけでの文化財の継承が難しくなっている。 ・イベントや事業などでの一時的な連携にとどまり、恒常的な連携体制が構築できていない。 ・庁内関係部局や施設間の連携が十分に図られていない。	方針Ⅰ-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える 方針Ⅰ-3 さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える
● 調査・研究 ・把握調査が十分に実施できていない分類や追跡調査が実施できていない分類がある。 ・把握した文化財のうち価値評価ができていないものが残されている。 ・行政文書など、適切な整理及び保管が課題となっている文化財も見られる。 ・地域史誌の編纂の推進や町史の編纂に向けた調査・研究の推進が求められる。	方針Ⅱ-1 文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する
● 担い手の育成 ・ふるさと教育による新温泉町に対する誇り・愛着の醸成が求められる。 ・文化財の保存・活用に中心となって取り組むことができる人・団体が少ない。 ・歴史文化に関する観光ガイドなどの観光受け入れ態勢が十分に整っていない。 ・公民館のサークル活動などから歴史文化の担い手へという展開が進んでいない。	方針Ⅱ-2 文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育む
● 保存のための措置・活動や支援制度等 ・多くの文化財が、保存に係る法的担保がなく、保存・継承の危機に瀕している。 ・空き家の利活用が進んでいない。 ・記録作成ができていない祭りや行事等が多く残されている。 ・さまざまな主体が発信する歴史文化情報相互の調整が求められる。 ・町の修理費補助の対象が無形の民俗文化財に限られている。	方針Ⅱ-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する
● 防災・防犯 ・火災や豪雨・台風等による被害や盗難等の被害が増加する中で、文化財の防災・防犯に関する取組が十分に実施できていない。	方針Ⅱ-4 文化財の防災・防犯体制を強化する
● 地域づくりへの活用 ・豊富な文化財を産業振興や地域の活性化、教育、担い手育成などに活用する取組が、一部の区域やテーマに限られている。 ・今後空き家となる歴史的建築物が増加し、取り壊し等が進んで失われるおそれがある。 ・町民等によるさまざまな活用を促せるような整備が十分に進んでいない。	方針Ⅲ-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす
● 観光活用 ・文化財や地域のつながりを活かす視点が少なく、活用の効果が限定的である。 ・周遊路や交通手段など、観光・周遊のための環境整備が十分でない。 ・歴史文化に関する魅力的な観光コンテンツが提供できていない。 ・情報発信の方法・内容等が、多様な属性の観光客に十分に対応できていない。 ・山から海へと至る一体的な歴史文化の魅力を十分に発信できていない。	方針Ⅲ-2 文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する
● 他地域との連携 ・他都市との連携した取組が少ないため、活用の効果が限定的である。 ・さまざまな価値づけ（認定・選定等）を効果的に活かすことが求められる。	方針Ⅲ-3 認定・選定などの価値づけを積極的に活かす

3-2 文化財の保存・活用の現状と課題

ここでは、基本方針Ⅰに対応する「文化財の保存・活用のための意識啓発や取組体制の整備」、基本方針Ⅱに対応する「文化財の保存」、基本方針Ⅲに対応する「文化財の活用」のそれぞれの分野におけるこれまでの取組（現状）を整理し、基本方針に基づく取組を実施していくために、具体的にどのような課題があるかを整理します。

（１）文化財の保存・活用のための意識啓発や取組体制の整備

① 現状

文化財の保存・活用のための「意識啓発」や「取組体制」のこれまでの取組（現状）は表 3-1 のとおり整理できます。

「意識啓発」については、新温泉町では、「広報しんおんせん」や町ホームページでの文化財情報の発信、定期的な講演会や説明会、歴史や文化を題材にした各種講座の開講や出前講座の実施などを通じて、町民等に対する意識啓発に取り組んでいます。特に、発掘調査の説明会では、小学生を対象にした説明会なども開催し、次世代の担い手の育成にも取り組んでいます。また、文化財をテーマにしたフォトコンテストや、先人顕彰を兼ねた「宇野雪村賞」全国書道展、「前田純孝賞」学生短歌コンクールの開催のように、写真撮影や製作活動など、自ら積極的に関わりを持つことができる機会も提供しており、平成 26 年（2014）には講演とあわせて麒麟獅子舞を披露してもらう発表会、令和 3 年（2021）には、文化財を活かした観光振興に向けて、セミナーと体験ツアーを合わせたイベントも開催しました。

各地区においても、毎月発行する「地区公民館だより」で、地区の歴史を紹介して、町民等の意識啓発を図っている地区もあります。特に諸寄地区公民館では、北前船寄港地としての日本遺産の認定を契機に「北前船寄港地 諸寄講座」の開講など、地区住民の意識啓発のためのさまざまな取組を実施しています。また、民間団体においても、NPO 法人上山高原エコミュージアムによる上山高原周辺・奥八田の地形の成り立ちを学ぶふるさと講座などが開催されています。

「取組体制」については、新温泉町では、文化財の保存・活用に関する業務は、教育委員会生涯教育課が所管しています。文化財の保存・活用は、まちづくりや観光、産業、学校教育、防災・防犯などと密接に関係することから、必要に応じて庁内の関係各課や商工会、観光協会、文化協会等の関係団体との連携を図っています。

関係機関・協議会・専門家組織等の体制では、地方文化財保護審議会として、新温泉町文化財保護条例に基づいて新温泉町文化財保護審議会を設置し、文化財の保存・活用に関する事項についての審議を行っています。また、新温泉町には、広域に跨る文化財として、ユネスコ世界ジオパークである「山陰海岸ジオパーク」、北前船と麒麟獅子舞の 2 つの日本遺産があり、それぞれ関係都市・団体との連携組織を設置して取組を推進しています。兵庫県や県の関係機関との連携では、特に文化財の保存・活用に関する業務全般については、県教育委員会文化財課から支援を受けて実施しています。また、調査・研究等においては、県立の博物館や大学と連携しており、近年では芸術文化観光専門職大学との協働による調査・研究も実施しています。

町民・民間団体等の体制では、個別の文化財の保存団体として、指定等文化財を中心に 30 団体が組織されています。また、但馬浜坂ふるさと塾や諸寄活性化委員会、湯村の街なみを検討する会、八田文化交流会などの地区単位での取組に加え、但馬地域麒麟獅子舞保存会や岸田川の環境を守る会、味原川清流会、NPO 法人上山高原エコミュージアムなどの複数地区に跨る文化財の保存・活用の取組も行われています。また、この他、町外に活動の拠点をもち、但馬地域全体を対象に取り組む NPO 法人や団体等による調査・研究や保存・

活用の取組や支援等も見られます。なお、文化財の保存・活用に関する施設としては、町内に 16 施設があります。

表 3-1 文化財の保存・活用のための意識啓発・取組体制の整備の現状

取組項目		取組概要
意識啓発	広報しんおんせん	・日本遺産やジオパークをはじめとした文化財に関する情報を随時掲載・発信。 ・連載記事では、平成 24 年(2012)4 月～平成 26 年(2014)3 月には広報お知らせ版でまちなか探索シリーズを掲載して各地区の文化財等を紹介。
	地区公民館だより	・11 地区（三尾、赤崎、久斗山、久斗、大庭、諸寄、居組、春來、照來、八田、奥八田）において地区公民館だよりを毎月発行。文化活動やイベント等に加えて、昔話の紹介や歴史の紹介などを連載している地区もある。
	講演会・説明会	・日本遺産認定記念講演会（平成 30 年(2018)7 月、平成 31 年(2019)2 月など） ・発掘調査成果の現地説明会（対田清水谷古墳群・小坂谷古墳群では、平成 25 年(2013)7 月に浜坂東小学校の小学生対象、同年 8 月に地元住民対象の説明会を開催）
	発表会	・民俗芸能発表会（平成 26 年(2014)11 月、記念講演とあわせて 6 つの麒麟獅子舞の披露）
	町ホームページ	・文化財一覧や地域の祭り・行事、民話と伝説、石造物、巨木・名木・古木、ゆかりの先人、日本遺産などの文化財情報を掲載。
	公民館講座・教室	・書道教室や絵画教室などに加え、子ども体験教室、地域の伝統芸能を活かした傘踊り教室などのさまざまな講座を開講。
	出前講座	・新温泉町では、テーマに応じて町職員を派遣する出前講座を実施。生涯教育課では、「まちの文化財を知る」、「まちの先人を知る」などのテーマで実施。
	新温泉町立高齢者大学「宇都野学園」「とちのみ学園」	・新温泉町では、満 60 歳以上の町民を対象とした高齢者大学として、浜坂地域を中心とした「宇都野学園」、温泉地域を中心とした「とちのみ学園」を開講。専門講座の一つとして、郷土文化や歴史に関する講座も開講。
	図書館講座	・加藤文太郎記念図書館では、絵本づくり教室、おはなし会などを開催。10 月の図書館まつりでのわらべうた講座などの講座を開催。
	民間団体等による講座	・諸寄地区公民館による「北前船寄港地 諸寄講座」などの開催。 ・NPO 法人上山高原エコミュージアムによる上山高原周辺・奥八田の地形の成り立ちを学ぶふるさと講座などの開催。
	文化芸術活動	・浜坂先人記念館では、ジオパークや巨樹巨木、日本遺産などのテーマでフォトコンテストを開催。（令和 3 年(2021)で 17 回） ・新温泉町では、先人顕彰を兼ねて、「宇野雪村賞」全国書道展、「前田純孝賞」学生短歌コンクールを開催。
	セミナー・体験ツアー	・観光資源を磨くセミナー&観光資源体験（令和 3 年(2021)2 月）
取組体制	新温泉町	・行政の体制では、文化財の保護に関する業務は、教育委員会生涯教育課が所管。 ・必要に応じて庁内の関係各課や関係団体と連携。
	関係機関、協議会、専門家組織等	・地方文化財保護審議会としては、新温泉町文化財保護条例に基づき、新温泉町文化財保護審議会を設置し、文化財の保存・活用に関する事項について審議。 ・新温泉町には、広域に跨る文化財として、ユネスコ世界ジオパークである「山陰海岸ジオパーク」、北前船と麒麟獅子舞の 2 つの日本遺産があり、それぞれ関係都市・団体との連携組織を設置して取組を推進。 ・文化財の保存・活用に関する業務全般については、県教育委員会文化財課から支援を受けて実施。また、調査・研究等では、県立の博物館や大学、ヘリテージマネージャーと連携。近年では芸術文化観光専門職大学との協働による調査・研究を実施。
	町民、民間活動団体	・個別の文化財の保存団体では、指定等文化財を中心とした 30 団体が組織。 ・但馬浜坂ふるさと塾や諸寄活性化委員会、湯村の街なみを検討する会、八田文化交流会などの地区単位での取組に加え、但馬地域麒麟獅子舞保存会や岸田川の環境を守る会、味原川清流会、NPO 法人上山高原エコミュージアムなどの複数地区に跨る文化財の保存・活用の取組も行われている。 ・町外に活動の拠点をもち、但馬地域全体を対象に取り組む NPO 法人や団体等による調査・研究や保存・活用の取組や支援等も見られる。
	保存・活用関連施設	・文化財の保存・活用に関連する施設は、町内に 16 施設がある。 表 3-2, 3-3 参照 図 3-3 参照

表 3-2 文化財の保存・活用に取り組む団体（個別の文化財の保存団体）

No.	団体名	所在地	活動対象	分類	文化財指定等
a-1	久谷菖蒲綱保存会	久谷	但馬久谷の菖蒲綱引き	無形民俗	国指定
a-2	宇都野神社麒麟獅子舞保存会	浜坂	宇都野神社麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-3	居組麒麟獅子舞保存会	居組	居組麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-4	三尾麒麟獅子舞保存会	三尾	三尾麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-5	千谷麒麟獅子舞保存会	千谷	千谷麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-6	福富麒麟獅子舞保存会	福富	福富麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-7	諸寄麒麟獅子舞保存会	諸寄	諸寄麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-8	栃谷田君麒麟獅子舞保存会	栃谷	栃谷田君麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-9	和田麒麟獅子舞保存会	和田	和田麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-10	七釜麒麟獅子舞保存会	七釜	七釜麒麟獅子舞	無形民俗	国指定
a-11	泰雲寺しだれ桜保存会	竹田	泰雲寺しだれ桜	天然記念物	県指定
a-12	久谷ざんざか踊保存会	久谷	久谷ざんざか踊り	無形民俗	県指定
a-13	丹土はねそ踊保存会	丹土	丹土はねそ踊	無形民俗	県指定
a-14	岸田さえもん踊保存会	岸田	岸田さえもん踊	無形民俗	町指定
a-15	海上傘踊保存会	海上	海上傘踊	無形民俗	町指定
a-16	歌長太神楽保存会	歌長	歌長太神楽	無形民俗	町指定
a-17	塩山檀木塔婆歌念仏保存会（塩山念仏講）	塩山	塩山檀木塔婆歌念仏	無形民俗	町指定
a-18	湯村の火祭り保存会	湯	湯村の火祭り	無形民俗	町指定
a-19	巖山権現保存会	飯野	巖山権現（祭り）	無形民俗	町指定
a-20	川下祭り（渡御行列）保存会	浜坂	川下祭り（渡御行列）	無形民俗	町指定
a-21	中辻芸踊り保存会	中辻	中辻芸踊	無形民俗	町指定
a-22	湯区奉賛会（湯村の菖蒲綱引き保存会）	湯	湯村の菖蒲綱引き	無形民俗	町指定
a-23	阿弥陀堂保存会	熊谷	阿弥陀堂（善住寺）	有形建造物	町指定
a-24	長谷口ミツガシワ湿地保存会	二日市	長谷口ミツガシワ湿地	天然記念物	町指定
a-25	居組龍雲寺護持会	居組	居組の精霊船流し	無形民俗	県登録
a-26	諸寄精霊流し実行委員会	諸寄	諸寄の精霊船流し	無形民俗	県登録
a-27	清富盆踊り保存会	清富	清富盆踊り	無形民俗	—
a-28	七釜盆踊り保存会	七釜	七釜盆踊り	無形民俗	—
a-29	のといえ保存会	飯野	のといえ踊り	無形民俗	—
a-30	田君川バイカモ保存会	田君	田君川バイカモ	天然記念物	—

表 3-3 保存・活用に取り組む団体

No.	団体名	所在地	概要
b-1	但馬地域麒麟獅子舞保存会	（町内）	・「日本海の風が生んだ絶景と秘境ー幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」の日本遺産認定を受けて新温泉町と香美町の保存会 10 団体で設立。麒麟獅子舞の PR を目的とした団体。
b-2	岸田川の環境を守る会	（町内）	・清掃活動と生物モニタリング、「岸田川まつり」の開催等を通じた地域住民の河川環境に対する理解促進など、岸田川の生態系・環境の維持・保全・改善を目的とした団体。
b-3	西但馬の自然を考える会	（町内）	・西但馬の多様な自然を活用したイベントを計画・実施し、地域社会の活性化と自然遺産の保全を図ることを目的とした団体。
b-4	但馬浜坂ふるさと塾	浜坂	・次代を担う子どもたちが誇りに思える「ふるさと浜坂」を残すための事業を実施し、より良いまちづくりを図ることを目的とした団体。（休止中）
b-5	味原川清流会	浜坂	・岸田川の支流味原川の様々な環境美化活動の取組を通して、味原川の歴史的景観や自然環境を保全・活用し、次の世代に引き継ぐことを目的とした団体。
b-6	ジオ・センチンス	浜坂	・山陰海岸ジオパークの情報発信やガイド、様々な自然体験活動を通じて、新温泉町の歴史や文化、自然の魅力を守り育むとともに次代に継承することを目的とした団体。
b-7	諸寄活性化委員会	諸寄	・諸寄の地域資源を活用したまちづくり計画や事業の企画立案、文化財の保存・活用等を通じて、地域の活性化を図ることを目的とした団体。
b-8	湯村の街なみを検討する会	湯	・湯村温泉街の街なみを整備し、魅力を高めることで、観光客の増大と商店街の振興による地域の活性化や住民の利便性の維持向上を図ることを目的とした団体。
b-9	八田文化交流会	八田	・八田地区の地域資源を活用し、ふるさとの魅力発信と地域振興に取り組み、様々な交流事業を通して、地域住民が豊かで住みよい活力のある地域社会の実現を目的とした団体。
b-10	NP0 法人上山高原エコミュージアム	石橋	・上山高原や麓の奥八田の集落などをまるごと生きた博物館と捉えて保全・再生する「上山高原エコミュージアム」の取組を推進し、地域内外の交流を通じた活性化を目的とした団体。

b-11	NPO 法人但馬未来工房	井土	・但馬地方の各地域独自のまちづくり、公共施設づくり、多様な人材の育成などの事業を実施し、地域住民の意識高揚と地域経済及び地域コミュニティの継続的な発展を図ることを目的とした団体。
b-12	NPO 法人照来広域営農研究会	桐岡	・照来地区の集落や関係団体等の連携を促進し、営農や暮らしの具体的な課題解決の取組を行うことで、多世代が安心して暮らせる地域社会づくりを図ることを目的とした団体。
b-13	NPO 法人但馬の匠を育てる会	(豊岡市)	・但馬地方に古くから引き継がれてきた伝統的技術等の建設技能者の育成を通じて、但馬地方全体のまちづくりの推進、経済活動の活性化を図ることを目的とした団体。
b-14	NPO 法人但馬自然史研究所	(豊岡市)	・生物の調査研究や環境の保全活動、子どもの健全育成を念頭に置いた環境体験教育に関する事業等を行い、但馬地方・兵庫県の豊かな自然の次世代への継承等を図ることを目的とした団体。

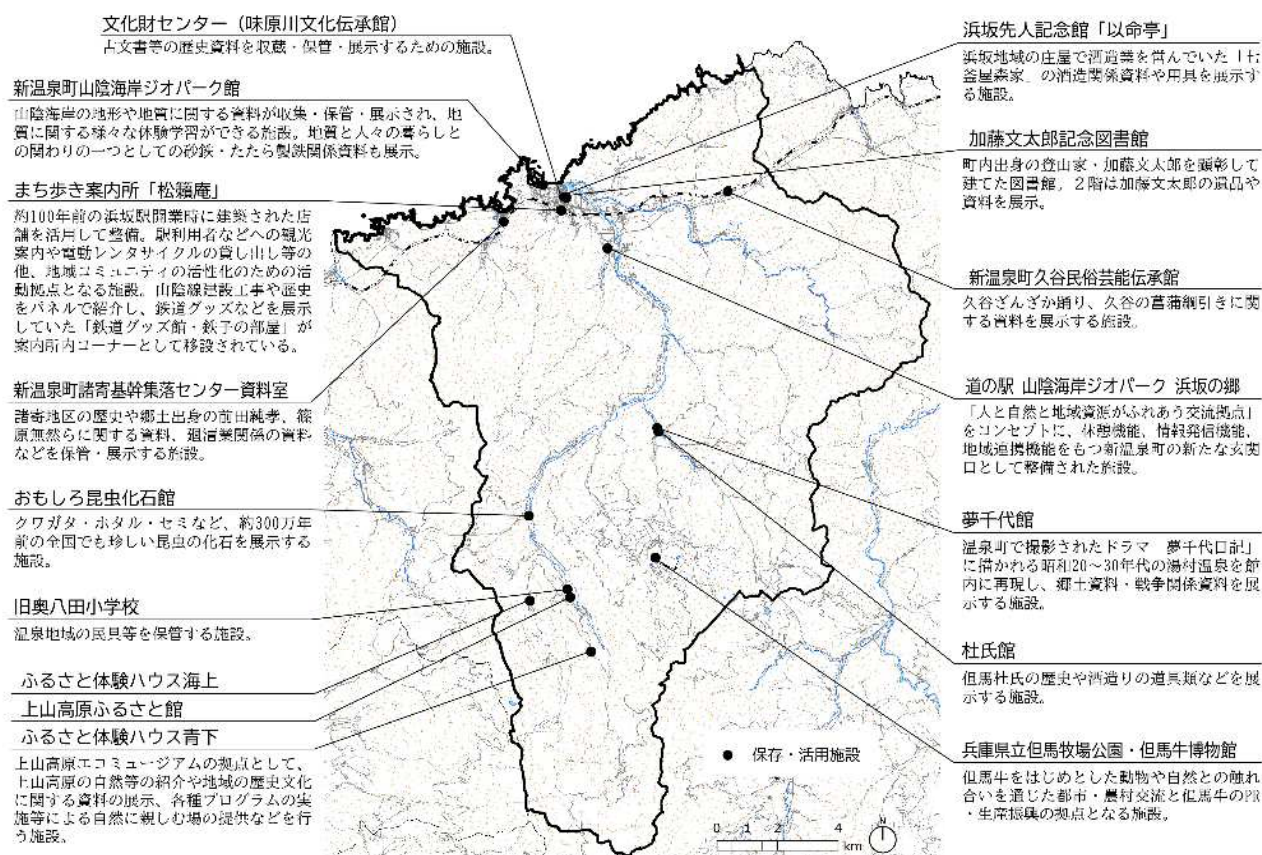


図 3-3 文化財の保存・活用に関する施設の分布

② 課題

これまでの意識啓発の取組や取組体制を踏まえ、文化財の保存・活用のための意識啓発や取組体制の整備についての課題は、それぞれについて、次のとおり整理できます。

「意識啓発」に関する課題

- ・地域に受け継がれてきたものが文化財として認識されていない。（文化財の価値が認識されていない）
- ・新温泉町の歴史文化の魅力が十分に認識されていない。
- ・町民等による主体的な保存・活用の取組が特定の地区や文化財などに限られている。

「取組体制の整備」に関する課題

- ・人口減少・高齢化のなかで、町民だけでの文化財の継承が難しくなっている。
- ・イベントや事業などでの一時的な連携にとどまり、恒常的な連携体制が構築できていない。
- ・庁内関係部局や施設間の連携が十分に図られていない。

(2) 文化財の保存

① 現状

文化財の保存に関するこれまでの取組（現状）は、「調査・研究」、「担い手の育成」、「保存のための措置・活動や支援制度等」、「防災・防犯」の4つの視点から、表3-4のとおり整理できます。

「調査・研究」のうち、文化財の把握調査では、新温泉町では、旧町時代に町史の編纂のための古文書の調査をそれぞれ実施するとともに、旧浜坂町では石造物調査(昭和59年(1984))、埋蔵文化財分布調査(昭和62年(1987))、旧温泉町では近世俳諧に関連する文化財の調査(昭和47年(1972))、石造物・仏像調査(昭和63年(1988))を実施してきました。新温泉町になって以降は、城郭調査(平成27年(2015))、浜街道沿道の文化財調査(平成28年(2016))等を実施し、令和3年度(2021年度)には、本計画作成のための調査として「自治会の区域における「歴史・文化・自然」に関する調査」を実施して、各地域に残る文化財の把握を行いました。

兵庫県による調査では、近世社寺や近代和風建築、近代化遺産等の建造物調査や祭り・行事や諸職等の民俗文化調査、埋蔵文化財包蔵地や台場・砲台などの遺跡調査、平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究等において、新温泉町の文化財がリストアップされています。また、国(文化庁)による調査では、近代遺跡調査(交通・運輸・通信業)や伝統的生活文化実態調査、名勝に関する総合調査等で、新温泉町の文化財がリストアップされています。

町民・民間団体等による把握調査も進められてきており、『但馬の宝篋印塔』(昭和51年(1976))、『但馬の石灯籠』(昭和48年(1973))、『但馬の城』(昭和50年(1975))、『但馬の巨木』(平成6年(1994))など、但馬地域を単位とした各分野にわたる調査が多数実施されてきました。また、『ふるさとの唄』(平成2年(1990))、『はまさかの民話』(平成元年(1989))、『但馬国二方郡栃谷村文書目録』(平成15年(2003))、『但馬・温泉町の民話と伝説』(昭和59年(1984))など、自治会団体・個人等による新温泉町内の文化財についての調査成果も見られます。また、NP0法人上山高原エコミュージアムでは、ススキ草原やブナ林、イヌワシ、蝶、クモやノウサギの調査・研究、岸田川環境を守る会では、岸田川の生物のモニタリング調査を継続的に実施しています。

一方、文化財の詳細調査については、行政による調査では、タルガ山遺跡・対田清水谷古墳群(平成29年(2017))、諸寄漁港船繋ぎ施設(平成14年(2002))、本谷焼尾製鉄遺跡(平成10年(1998))、井ノ谷古墳群(昭和63年(1988))等の遺跡調査を実施してきました。また、自然環境では、旧浜坂町の頃に自然現況調査(昭和48年(1973)、平成7年(1995))や赤崎人坂峠地層調査(昭和62年(1987))を実施しており、名勝天然記念物但馬御火浦については保存管理計画(平成16年(2004))を策定しました。

町民・民間団体等でも、廻船や漁業、但馬杜氏、但馬牛、温泉などのテーマごとの歴史や文化についての詳細調査が行われており、その成果は書籍として発行されています。また、浜坂高校では魚類調査・環境保全活動に取り組んでいます。

調査・研究の成果を踏まえた町史・地域史誌の編纂については、旧浜坂町で『浜坂町史』(昭和42年(1967))、旧温泉町で『温泉町誌』(昭和56年(1981)~平成8年(1996))が編纂されてきました。また、地域史誌では、『久谷村のあゆみ』(令和元年(2019))、『村の記録 おいご』(平成17年(2005))、『春來村誌』(平成11年(1999))、『むらのおいたち「丹土史」』(昭和63年(1988))など計17件の地域史誌が、各地区・町民等により編纂されています。

「担い手の育成」のうち、次世代の担い手の育成(学校教育)としては、令和3年(2021)に小学3・4年生用の社会科副読本『私たちのまち新温泉町』を作成して、郷土学習に利用しています。また、各小学校では、豊かな自然を活かした環境学習や浜坂先人記念館・以命亭と連携した町探検など、各地域の歴史・文化・

自然を活かした校外学習や体験学習を実施しています。また、各中学校では、地域の歴史や文化・環境をテーマとした「壁新聞」を作成して発表する取組、浜坂高校では「地域探究」として、生徒たちが自ら歴史や文化についてのテーマを設定して学ぶ取組を実施するなど、それぞれの学年に応じた郷土学習を実施しています。

一方、中心となる人・団体の育成では、民俗芸能の保存会による所作や技術の継承に向けた取組や県民交流広場事業を活用した伝統文化継承教室などの取組が行われています。特に、浜坂高校では、25 年ほど前に麒麟獅子舞サークル（現在は麒麟獅子舞部）が組織され、生徒たちが伝統芸能の継承に取り組んでいます。観光ガイドでは、味原川清流会や田君川バイカモ保存会、上山高原エコミュージアムなどの活動団体や三尾区、居組地区公民館などの地域組織、朝野屋ジオガイドなどのさまざまな主体が、山陰海岸ジオパークガイドに登録してガイド活動を実施しています。また、地区公民館では、自主活動グループやサークル等によるさまざまな文化活動が行われており、郷土料理や民俗芸能などをテーマにした活動も見られます。

「**保存のための措置・活動**」のうち、文化財保護法・条例に基づく文化財指定等は合計 112 件であり、近年では、これまで県・町指定文化財であった町内 9 地区の麒麟獅子舞が、令和 2 年（2020）3 月に因幡・但馬の麒麟獅子舞として国の重要無形民俗文化財に指定されました。また、令和 4 年（2022）9 月には、居組の精霊船流しと諸寄の精霊船流しが兵庫県登録無形民俗文化財に登録されました。この他、自然公園法・条例に基づく国立公園・国定公園・県立自然公園の指定、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づく郷土記念物の指定、景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく歴史的景観形成地区などの地区指定や景観形成重要建造物・樹木の指定といった、関連分野の法制度等に基づく指定が進められ、文化財の保存・継承やその周辺環境の保全等につながっています。

指定等文化財については、保存・修理等に対する補助制度や保存団体の活動に対する補助制度などにより、その経費の一部を補助して保存に取り組んでいます。また、関連分野の法制度等に基づいて指定されたものについても、県景観形成等補助金などのように、それぞれの分野の補助制度が設けられ、保存・保全が図られています。一方、指定等を受けていない文化財については、それぞれの地区で保存・修理等の費用を捻出するとともに、県民交流広場事業などの地域づくり・まちづくりの補助制度なども活用しながら、保存・修理等が進められています。この他にも、空き家バンク制度や耐震診断・耐震改修の助成制度など、文化財の保存に関連する各種支援制度を整備しています。

文化財の維持・管理は文化財所有者が担っており、特に各地区では神社境内等の定期的な清掃の実施、保存会等による年中行事・民俗芸能の保存・継承の取組が進められています。また、NPO 法人上山高原エコミュージアムによる上山高原の保全活動、住民ボランティアによる岸田川クリーン作戦（新温泉町主催）などの自然環境の保全活動も実施されています。また、新温泉町では、古文書等の歴史資料を収蔵・保管・展示するための施設として、令和 4 年（2022）に文化財センター（味原川文化伝承館）を整備しました。

「**防災・防犯**」としては、文化財に限定した防災の取組ではありませんが、新温泉町では、平成 24 年（2012）2 月から緊急情報等を配信する「しんおんせん防災ネット」の運用を開始し、令和 3 年（2021）3 月には『新温泉町総合防災マップ』を作成・配布しています。また、平成 31 年（2019）3 月には、ひょうご防災リーダーの町民による「新温泉防災リーダーの会」が設立され、防災・減災の講演会を開催するなどの取組を実施しています。また、町の総合防災訓練の他、自主防災会の防災訓練・防火訓練などを実施して、防災意識・防災体制の向上に取り組んでいます。

文化財防災については、居組龍雲寺などで、美方広域消防本部との共催による文化財防火訓練を実施してきました。また、善住寺では県の補助を受けて薬師堂に防火・防犯設備を設置し、相応峰寺収蔵庫、居組龍雲寺では、各寺院により防火・防犯設備が設置されています。

表 3-4 文化財の保存に関するこれまでの取組（現状）

取組項目			取組概要
調査・研究	把握調査	行政による調査	・旧町時代に町史の編纂のための古文書の調査を各町で実施。 ・旧浜坂町では石造物調査(昭和 59 年(1984))、埋蔵文化財分布調査(昭和 62 年(1987))、旧温泉町では近世俳諧に関連する文化財の調査(昭和 47 年(1972))、石造物・仏像調査(昭和 63 年(1988))を実施。 ・新温泉町になって以降は、城郭調査(平成 27 年(2015))、浜街道沿道の文化財調査(平成 28 年(2016))等を実施。令和 3 年度(2021 年度)には、本計画作成のための調査として「自治会の区域における「歴史・文化・自然」に関する調査」を実施。 ・県の調査では、近世社寺や近代和風建築、近代化遺産等の建造物調査や祭り・行事や諸職等の民俗文化調査、埋蔵文化財包蔵地や台場・砲台などの遺跡調査、平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究等で、新温泉町の文化財がリストアップされている。 ・国の調査では、近代遺跡調査(交通・運輸・通信業)や伝統的生活文化実態調査、名勝に関する総合調査等で、新温泉町の文化財がリストアップされている。 表 3-5 参照
		町民・民間団体等による調査	・『但馬の宝篋印塔』(昭和 51 年(1976))、『但馬の石灯籠』(昭和 48 年(1973))、『但馬の城』(昭和 50 年(1975))、『但馬の巨木』(平成 6 年(1994))など、但馬地方全体での各分野の調査が多数実施されてきた。 ・『ふるさとの唄』(平成 2 年(1990))、『はまさかの民話』(平成元年)、『但馬国二方郡柘谷村文書目録』(平成 15 年(2003))、『但馬・温泉町の民話と伝説』(昭和 59 年(1984))など、自治会や団体・個人等による新温泉町内の文化財調査も実施。 ・NPO 法人上山高原エコミュージアムでは、ススキ草原やブナ林、イヌワシ、蝶、クモやノウサギの調査・研究、岸田川の環境を守る会では、岸田川の生物のモニタリング調査を継続的に実施。 表 3-5 参照
	詳細調査	行政による調査	・タルガ山遺跡・対田清水谷古墳群(平成 29 年(2017))、諸寄漁港船繋ぎ施設(平成 14 年(2002))、本谷焼尾製鉄遺跡(平成 10 年(1998))、井ノ谷古墳群(昭和 63 年(1988))等の遺跡調査を実施。 ・自然環境では、旧浜坂町の頃に自然現況調査(昭和 48 年(1973)、平成 7 年(1995))や赤崎人坂峠地層調査(昭和 62 年(1987))を実施し、名勝天然記念物但馬御火浦では保存管理計画(平成 16 年(2004))を策定。 表 3-6 参照
		町民・民間団体等による調査	・廻船や漁業、但馬杜氏、但馬牛、温泉などのテーマごとの歴史や文化の調査を町民や民間団体等が中心に実施。 ・浜坂高校による魚類調査・環境保全活動。 表 3-6 参照
	町史・地域史誌の編纂	町史の編纂	・旧浜坂町では『浜坂町史』(昭和 42 年(1967))、旧温泉町では『温泉町誌』(昭和 56 年(1981)～平成 8 年(1996))を編纂。 表 3-6 参照
		地域史誌の編纂	・『久谷村のあゆみ』(令和元年(2019))、『村の記録 おいご』(平成 17 年(2005))、『春來村誌』(平成 11 年(1999))、『むらのおいたち「丹土史」』(昭和 63 年(1988))など計 17 件の地域史誌が、各地区・町民等により編纂。 表 3-6 参照
担い手の育成	次世代の担い手の育成(学校教育)	副読本の作成	・社会科副読本(小学 3・4 年生用)『私たちのまち新温泉町』の作成(令和 3 年(2021))。
		校外学習・体験学習	・浜坂南小学校では、田君川バイカモの保存や岸田川の生き物調査など、コミュニティ・スクールにおける環境体験等の取組を実施。 ・浜坂北小学校では、浜坂サンビーチの清掃・環境調べや味原川探検、町探検(浜坂先人記念館・以命亭と連携)などを実施。 ・照来小学校では、地域住民と一緒に地域内を巡り、照来カルデラや照来米、但馬牛等について学ぶ取組を実施。 ・浜坂中学校・夢が丘中学校では、地域の歴史や文化・環境をテーマに生徒が「壁新聞」にまとめ、文化祭や先人記念館、八田コミセン等で発表する取組を実施。 ・浜坂高校では、学校設定科目として「地域探究」を設け、川魚料理、鉾山、カニ、但馬牛、方言等のさまざまなテーマで生徒たちが自ら歴史や文化について学ぶ取組を実施。
	中心となる人・団体の育成	民俗芸能の担い手育成	・民俗芸能の保存会による所作や技術の継承に向けた取組。 ・県民交流広場事業を活用した伝統文化継承教室の実施。 ・浜坂高校麒麟獅子舞部による伝統芸能の継承の取組。
		観光ガイド	・味原川清流会や田君川バイカモ保存会、上山高原エコミュージアムなどの活動団体や三尾区、居組地区公民館などの地域組織、朝野家ジオガイドなどのさまざまな主体が、山陰海岸ジオパークガイドに登録してガイド活動を実施。 ・湯村の街なみを検討する会による歴史ガイドツアーなどの開催。
		公民館自主活動グループ	・郷土料理や民俗芸能などの自主活動グループやサークル等による文化活動。

保存のための措置・活動や支援制度等	保存のための措置・活動	文化財保護法、条例に基づく指定等	・合計 112 件（国指定 4 件、県指定 28 件、町指定 72 件、国登録 5 件、県登録 3 件）の文化財の指定等。
		自然公園法、条例による指定	・自然公園法に基づく国立公園・国定公園の指定。 山陰海岸国立公園 氷ノ山後山那岐山国定公園 ・兵庫県自然公園条例に基づく県立自然公園の指定。 但馬山岳県立自然公園
		環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）による指定	・環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づく郷土記念物の指定。 須賀神社の大ヒノキ（1 本） 善住寺のヒメコマツとヒイラギ（3 本） 三柱神社のアカメヤナギ（1 本） 久谷八幡神社のイヌシデとスダジイ（2 本）
		景観の形成等に関する条例（兵庫県）による指定	・景観の形成等に関する条例（兵庫県）に基づく地区や物件の指定。 歴史的景観形成地区（浜坂味原川周辺地区） まちなか景観形成地区（湯・細田地区） 風景型広域景観形成地域（但馬海岸地域） 沿道型広域景観形成地域（国道 9 号沿道地域） 景観形成重要建造物（寿徳山西光寺、浜坂先人記念館以命亭） 景観形成重要樹木（浜坂のクロマツ群）
		指定等文化財の保存・修理	・県文化財補助事業による県指定文化財の保存・修理。 （相応峰寺圓通殿、楞嚴寺經典など） ・県緑化募金助成事業による天然記念物の保存措置。 （泰雲寺しだれ桜、福富のアカメヤナギ、久斗山の大ヒノキ、正法庵のスダジイ）
		町民（自治会・活動団体等）による維持管理や保存・修理	・各地区で、老朽化した社殿や堂、仏像の修理等（芦屋薬師堂・諏訪神社、対田弥栄神社鳥居、歌長神社鳥居・阿弥陀如来像、宮脇須賀神社等）や、神社境内等の定期的な清掃（各地区）の実施。 ・保存会等を中心とした、麒麟獅子舞や盆踊り、数珠繰り、地藏盆の花団子作り、しめ縄づくりなどの年中行事・民俗芸能の保存・継承。 ・NPO 法人上山高原エコミュージアムによる上山高原の保全活動、住民ボランティアによる岸田川クリーン作戦（新温泉町町民安全課主催）などの自然環境の保全活動。
		記録作成	・保存会による麒麟獅子舞の調査・記録作成。 （宇都野神社麒麟獅子舞、為世永神社麒麟獅子舞、居組麒麟獅子舞）
		史料の収蔵・保管	・古文書等の歴史資料を収蔵・保管するための施設としての文化財センター（味原川文化伝承館）の整備（令和 4 年(2022)）。
	支援制度等	町文化財保存団体補助制度	・町指定文化財保存団体（24 団体）の保存活動に対する補助制度。年間 4 ～ 6 団体程度に補助を実施。
		県文化財補助事業	・県指定文化財の保存・修理等に対する補助。
		空き家バンク等	・UIJ ターン希望者の移住を促進するため、空き家バンク制度を設け、ウェブサイト上で空き家情報を提供。空き家改修の工事費用の一部を補助する空き家リフォーム助成金制度もある。
		景観形成等補助金	・景観形成地区における建築物等の景観形成に配慮した新築・改築・増築・修繕等に要する工事費用の一部を助成。
		耐震診断・耐震改修促進	・町内に存する住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に係る経費の一部を助成。
		県民交流広場事業	・旧小学校区を単位に、ライトアップなどのイベントの開催や世代間交流事業、伝統文化行事の実施や伝統文化継承教室を通じた人材育成など、地区ニーズに応じたさまざまな取組の経費の一部を助成。
		地域資源活用促進事業補助	・特産品の消費拡大と地域資源 PR のため、町内の食材を使用した新商品の開発や既存良品の改良を行う団体に町が経費の一部を助成。
防災・防犯		防災マップ、しんおんせん防災ネット	・新温泉町総合防災マップの作成・配布（令和 3 年(2021)）、緊急情報等を配信する「しんおんせん防災ネット」の運用（平成 24 年(2012)）。 ・ひょうご防災リーダーの町民による「新温泉防災リーダーの会」設立（平成 31 年(2019)）。
		防災・防火訓練の実施	・町の総合防災訓練の他、自主防災会の防災訓練・防火訓練などの実施。（文化財に限定しない） ・美方広域消防本部との共催による文化財防火訓練の実施。（居組龍雲寺など）
		防火・防犯設備の設置	・善住寺では県の補助を受けて薬師堂に防火・防犯設備を設置。 ・相応峰寺収蔵庫、居組龍雲寺では、各寺院により防火・防犯設備を設置。

表 3-5 これまでの文化財の把握調査

把握調査等の事業主体：●国 ●県 ●町・町の機関 ■町民・民間

類型			文化財の把握調査成果・資料等		
有形文化財	建造物	建築物	●『兵庫県の近世寺社建築－兵庫県近世寺社建築緊急調査報告書－』（兵庫県教育委員会編集・発行：昭和 55 年(1980)） ●『兵庫県の近代和風建築 兵庫県近代和風建築総合調査報告書』（兵庫県教育委員会事務局文化財課：平成 26 年(2014)）		
		石造物	●『但馬の宝篋印塔』（倉橋但齊編集：昭和 51 年(1976)）		
		工作物・その他の構造物	●『近代遺跡調査報告書 交通・運輸・通信業 第 1 分冊』（文化庁文化財部記念物課：平成 30 年(2018)） ●『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－』（兵庫県教育委員会事務局文化財室編集・発行：平成 18 年(2006)）		
	美術工芸品	絵画・彫刻・工芸品	●『温泉町の近世俳諧』（温泉町教育研修所発行：昭和 47 年(1972)） ●『浜坂町の石造遺物 第 1 集』（浜坂町教育委員会発行：昭和 59 年(1984)） ●『温泉町の文化財－石造・仏像編－』（温泉町教育委員会編集・発行：昭和 63 年(1989)） ●ふるさと浜坂シリーズ 1『ふるさと浜坂散歩みち』（浜坂町教育委員会編集・発行：平成 4 年(1992)） ●ふるさと浜坂シリーズ 2『ふるさと浜坂散歩みち 石造物編』（浜坂町教育委員会編集・発行：平成 9 年(1997)） ■『但馬の石灯籠』（倉橋但齊編集：昭和 48 年(1973)） ■『但馬の歌碑めぐり（増補版）』（但馬文学いしづみの会：平成 25 年(2013)）		
		書跡・典籍・古文書・歴史資料	●旧浜坂村近代文書目録 ●『七釜屋森家文書目録』（浜坂町教育委員会編集・発行：平成 8 年(1996)） ●『兵庫県美方郡浜坂町居組 油屋事 岩崎家文書目録 追加』（株本佳代子編集、浜坂先人記念館発行：平成 13 年(2001)） ●『但馬国二方郡指杭村 本庄屋宮元家文書目録』（下田英郎・株本佳代子編集、浜坂先人記念館発行：平成 15 年(2003)） ■『但馬国二方郡二日市村 滝川家文書－解説と目録－』（帝塚山短期大学図書館発行、平成 9 年(1997)） ■『但馬国二方郡栢谷村文書目録』（栢谷区発行：平成 15 年(2003)）		
	無形文化財		●『ひょうごの祝いうた・祭りうた』（兵庫県企画部文化局編集・発行：昭和 51 年(1976)） ●『兵庫県の諸職－兵庫県諸職関係民俗文化財調査－』（兵庫県教育委員会：昭和 63 年(1988)） ■『ふるさとの唄』（平成元年度版）（浜坂町公民館発行：平成 2 年(1990)）		
	民俗文化財	有形の民俗文化財	寺社・惣堂	■『兵庫県神社誌 下巻』（兵庫県神職會編集、片岡英三発行：昭和 13 年(1938)） ■『但馬六十六地藏尊霊場要集』（但馬六十六地藏尊巡拝復興有志会発行：昭和 58 年(1983)）	
			民具	●※旧奥八田小学校収蔵品や杜氏館収蔵品の一覧整理が行われている。	
		無形の民俗文化財	年中行事・民俗芸能	●『但馬の民俗 年中行事』（一、二）（兵庫県立但馬文教府発行：昭和 43 年(1968)、昭和 48 年(1973)） ●『但馬海岸 但馬海岸地区民俗資料緊急調査報告書』（兵庫県教育委員会編集、豊岡市教育委員会・竹野町教育委員会・香住町教育委員会・浜坂町教育委員会発行：昭和 49 年(1974)） ●『兵庫県の民俗芸能』（兵庫県教育委員会編集・発行：平成 9 年(1997)） ●『但馬の民俗芸能Ⅰ－風流－』（兵庫県歴史文化遺産活用活性化委員会編集・発行：平成 28 年(2016)） ●『但馬の民俗芸能Ⅱ－ダンジリ・三番叟－』（兵庫県歴史文化遺産活用活性化委員会編集・発行：平成 29 年(2017)） ●『兵庫県の祭り・行事調査事業報告書 兵庫県の祭り・行事』（兵庫県教育委員会編集・発行：令和 2 年(2020)） ■『美方郡の民俗』（大谷大学民俗学研究会編集・発行：昭和 46 年(1971)） ■『但馬二方の民間芸能』（大森恵子編集、但馬民俗芸能研究会・浜坂町教育委員会発行：昭和 58 年(1983)） ■『但馬の民俗芸能・伝統行事一覧』（但馬民俗芸能応援隊編集・発行：平成 26 年(2014)）	
			食文化	●『平成 28 年度 伝統的生活文化実態調査事業報告書【郷土食】』（文化庁文化財部伝統文化課：平成 29 年(2017)）	
民間説話・俗信			●『平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究』（兵庫県教育委員会：平成 24 年(2012)） ■『但馬・温泉町の民話と伝説』（喜尚晃子編集、西村篤・手鞠文庫発行：昭和 59 年(1984)） ■『はまさかの民話（Ⅰ）』（浜坂町公民館編集：平成元年(1988)）		
記念物			遺跡	散布地・集落遺跡・古墳・寺跡・城館跡・生産遺跡等	●兵庫県遺跡地図 ●『浜坂町埋蔵文化財分布調査報告書（Ⅰ）』（浜坂町教育委員会編集・発行：昭和 62 年(1987)） ●『温泉町文化財報告書第 4 集 温泉町の文化財 温泉町の遺跡分布地図並び町内文化財一覧表』（温泉町教育委員会編集・発行：平成 16 年(2004)） ●『但馬国 新温泉町の城郭集成』（新温泉町歴史文化遺産活用実行委員会発行：平成 27 年(2015)） ■『但馬の城』（但馬の城編集委員会編集、但馬文化協会発行：昭和 50 年(1975)）
				街道・古道等	●『歴史の道調査報告書 第 3 集 山陰道』（兵庫県教育委員会：平成 5 年(1993)） ●『新温泉町の街道（Ⅰ） 古道「浜街道（因幡道・湯島道）」を訪ねる』（新温泉町歴史文化遺産活用実行委員会発行：平成 28 年(2016)）
	戦争遺跡	●『兵庫県の台場・砲台』（兵庫県教育委員会編集・発行：平成 25 年(2013)）			
	名勝地	庭園・橋梁・峡谷・山岳等	●『名勝に関する総合調査－全国的な調査（所在調査）の結果－報告書』（文化庁文化財部記念物課：平成 25 年(2013)）		

動物・植物・地質鉱物	●『兵庫県版レッドリスト』（兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、平成23年(2011)：地形・地質・自然景観・生態系、平成24年(2012)：昆虫類、平成25年(2013)：鳥類、平成26年(2014)：貝類・その他無脊椎動物、平成29年(2017)：哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類、令和2年(2020)：植物・植物群落） ■『但馬の巨木』（社団法人全国林業改良普及協会編集、社団法人兵庫県林業会議発行：平成6年(1994)） ■『改訂 但馬の巨木百選』（但馬巨木保存会：平成29年(2017)）
文化的景観	●『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』（採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会編：平成22年(2010)）
伝統的建造物群	●『但馬ランドスケープ広域計画報告書』（兵庫県都市住宅部：平成4年(1992)） ●『景観資源発掘及び景観重要建造物指定調査報告書』（兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室：平成19年(2007)）
総合	●『自治会の区域における「歴史・文化・自然」に関する調査』（令和3年度(2021年度)実施、対象：自治会長、調査主体：新温泉町教育委員会）

※ 国・県の調査報告書は、新温泉町の文化財が掲載されているもののみ記載。

表 3-6 詳細調査及び町史・地域史誌の編纂

調査等の事業主体：●国 ●県 ●町・町の機関 ■町民・民間

区分	文化財の把握調査成果・資料等
詳細調査	●『タルガ山遺跡・対田清水谷古墳群・小坂谷古墳群・浅谷下山古墳群－(国)178号浜坂道路地域連携推進(道路改築)事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』（兵庫県まちづくり技術センター編集、兵庫県教育委員会発行：平成29年(2017)） ●『温泉町郷土読本』（温泉町教育研修所調査部編集：昭和42年(1967)） ●『ふるさとほまき 目で見る文化財』（浜坂町教育委員会編集・発行：昭和55年(1980)） ●『浜坂町赤崎人坂峠地層調査報告書』（浜坂町教育委員会編集・発行：昭和62年(1987)） ●『浜坂町文化財調査報告書2 井ノ谷古墳群』（浜坂町教育委員会編集・発行：昭和63年(1988)） ●『浜坂先人物語－この道 いのち光りて－』（浜坂町教育委員会：平成8年(1996)） ●『温泉町文化財報告書第4集 温泉町の文化財 温泉町の遺跡分布地図並び町内文化財一覧表』（温泉町教育委員会編集・発行：平成16年(2004)） ●『浜坂町文化財調査報告書6 本谷焼尾製鉄遺跡』（浜坂町教育委員会発行：平成10年(1998)） ●『諸寄漁港にのこる船繋ぎ施設について』（安本恭二編集、新温泉町教育委員会発行：平成14年(2002)） ●『名勝天然記念物但馬御火浦保存管理計画策定報告書』（浜坂町発行：平成16年(2004)） ■『兵庫縣濱坂町 自然の現況』（山本茂信編集・発行：昭和48年(1973)） ■『兵庫縣浜坂町 自然の現況』（山本茂信編集・発行：平成7年(1995)） ■『但馬海岸の地形 洞門・巨大ポットホール』（谷本勇編集・発行：平成15年(2003)）
町史	●『浜坂町史』（浜坂町史編集委員会編集、浜坂町役場発行：昭和42年(1967)） ●『温泉町史』（第一巻、第二巻、第三巻）／『温泉町史資料集』（第1集、第2集）（温泉町史編集委員編集、温泉町発行：昭和56年(1981)～平成8年(1996)）
地域史誌	■『照来考』（宮脇崇一原著・宮脇直一編集） ■『村のおいたち「丹土史」』（丹土区編集・発行：昭和63年(1988)） ■『村を支えた人々－わがふるさと但馬御火浦－』（前田國之介・自伝社：平成4年(1992)） ■『三尾の郷土史 みほのうら』（三尾郷土史編集委員会編集、三尾区発行：平成5年(1993)） ■『千谷村史』（千谷区編集・発行：平成7年(1995)） ■『幻の寺 仁連寺物語 口伝 金堀鉦山と仁連寺』（岡本信夫編集、産経新聞生活情報センター発行：平成9年(1997)） ■『春來村誌』（春來区編集・発行：平成11年(1999)） ■『奥諸寄の村の起こりと歩み』（西村悠紀恵編集：平成14年(2002)） ■『析谷村の歴史散歩』（析谷区編集：平成16年(2004)） ■『村の記録 おいご』（多子区編集・発行：平成17年(2005)） ■『歌長村誌』（歌長区編集：平成19年(2007)） ■『正福寺話』（熊谷亮澄・熊谷俊美編集、天龍山正福寺一山円院発行：平成20年(2008)） ■『写真で見る千谷村 一今と昔』（大上敏男編集：平成23年(2011)） ■『二方郡石橋村から見た 八田谷』（馬場福男編集・発行：平成24年(2012)） ■『久谷村のあゆみ』（久谷区村史編集委員会編集、新温泉町久谷区発行：令和元年(2019)） ■『塩山の歴史と風俗－時代を生きる』（塩山区編集：令和4年(2022)）

② 課題

これまでの文化財の保存に関する各種取組を踏まえ、文化財の保存についての課題は、「調査・研究」、「担い手の育成」、「保存のための措置・活動や支援制度等」、「防災・防犯」のそれぞれについて、次のとおり整理できます。

「調査・研究」に関する課題

- ・建築物や仏像等、演劇や工芸技術、文化的景観や伝統的建造物群など、把握調査が十分に実施できていない分類が多く残されている。また、石造物や古文書類、家の行事などのように追跡調査が実施できていない分類もある。(表 3-7)

表 3-7 把握調査の状況と課題整理

分類		把握調査の状況と課題
有形文化財	建造物	・建築物や工作物、その他の構造物は、国や県による広域的視点からの調査のみで、町としての調査が実施できていないため、今後の把握調査の実施が求められる。 ・石造物は、把握調査を実施しているが、調査から年月を経ているため、追跡調査が求められる。
	美術工芸品	・石仏・地蔵については、把握調査を実施しているが、調査から年月を経ているため、追跡調査が求められる。 ・仏像等は、温泉地域では把握調査を実施しているが、調査から年月を経ているため、追跡調査が求められる。浜坂地域では調査が実施できていないため、今後の把握調査の実施が求められる。 ・古文書類は旧町史作成の際に把握したものの、その後の保存・管理状況までは把握できていない。追跡調査と、デジタル化等を含めた整理・管理の体制づくりが求められる。 ・絵画や工芸品、歴史資料などの上記以外の美術工芸品については、各地区の地域史誌などからの断片的な把握にとどまっているため、今後の把握調査の実施が求められる。
無形文化財		・地域に伝わる唄・音頭などの概要は把握できているが、町内での分布状況などのより具体的な内容についての把握調査が求められる。 ・村芝居などの演劇や工芸技術（文化財の保存技術を含む）、地場産業・伝統産業に係る技術については、十分に把握できていないため、今後の把握調査の実施が求められる。
民俗文化財	有形の民俗文化財	・信仰の場となる寺社や祠、惣堂などについては、把握ができています。 ・祭具や民具、その他生活文化を伝えるものについては、断片的な把握にとどまっているため、今後の把握調査の実施が求められる。
	無形の民俗文化財	・年中行事や風俗慣習については、これまで多くの調査が実施されてきたが、把握されたものの継承状況は調査できていない。現状把握のための調査の実施が求められる。特に村の行事については、一定の把握ができていますが、家の行事については、追跡調査が求められる。 ・民俗技術や食文化、国民娯楽については、これまで十分な把握調査ができていないため、調査が求められる。 ・民間説話・俗信は、これまでさまざまな主体により把握されてきている。しかし、未だ記録化できていないものも残ると思われるため、古老への聞き取り等の継続調査が求められる。
記念物	遺跡	・埋蔵文化財包蔵地や山陰道、浜街道の主要街道は、これまで把握調査を実施しているが、町内各地区を結ぶ古道等や、十分に調査ができていないものも多く、今後の追加調査が求められる。また、山陰道のなかでも特に古代山陰道については、道筋等についての継続的な調査・研究が求められる。 ・戦争遺跡については、台場跡の存在は知られるものの遺構が確認できておらず、位置確認調査が求められる。
	名勝地	・国による把握調査のみであり、町内の名勝地の総合的な調査が求められる。特に寺社や民家の庭園については殆ど把握できていないため、調査が求められる。
	動物・植物・地質鉱物	・ジオパークに関連した調査や自然環境基礎調査等により把握されている。現在も実施しているモニタリング調査や追跡調査などを継続して実施することが求められる。
文化的景観		・国や県による調査のみであり、今後の調査が求められる。
伝統的建造物群		・国や県による調査のみであり、今後の調査が求められる。

- ・把握した文化財のうち価値評価ができていないものが残されている。
- ・歴史的な資料となる行政文書など、適切な整理及び保管が課題となっている文化財も見られる。

- ・地域史誌の編纂については、一部の地区にとどまっており、町全域へと広げていくことが求められる。
- ・一部の歴史や文化の調査・研究が十分に進んでいないため、『新温泉町史』の編纂ができていない。今後の町史の編纂に向けた調査・研究の推進が求められる。

「担い手の育成」に関する課題

- ・少子化・人口流出が進み、文化財の次世代の担い手が減少している中で、ふるさと教育による新温泉町に対する誇り・愛着の醸成が求められる。
- ・文化財の保存・活用に中心となって取り組むことができる人・団体が少ない。
- ・歴史文化に関する観光ガイドなどの観光受け入れ態勢が十分に整っていない。
- ・公民館のサークル活動などから歴史文化の担い手へという展開が進んでいない。

「保存のための措置・活動や支援制度等」に関する課題

- ・多くの文化財が、保存に係る法的担保がなく、労力・資金面での町民等の負担が増大し、保存・継承の危機に瀕している。
- ・空き家の利活用が進んでいない。
- ・記録作成ができていない祭りや行事等が多く残されている。
- ・さまざまな主体が発信する歴史文化情報相互の調整を図ることが求められる。
- ・老朽・破損等による保存措置が求められる文化財が増加しているが、町の修理費補助の対象が無形の民俗文化財に限られている。

「防災・防犯」に関する課題

- ・火災や豪雨・台風等による被害や盗難等の被害が増加する中で、文化財の防災・防犯に関する取組が十分に実施できていない。

(3) 文化財の活用

① 現状

文化財の活用に関するこれまでの取組（現状）は、「地域づくりへの活用」、「観光活用」、「他地域との連携」の3つの視点から、表3-8のとおり整理できます。

「地域づくりへの活用」としては、三尾での村づくりグループによるイカやハタハタ、イワシなどのなれずしの開発・販売、春來での古くから食されてきたそばの特産化・六次産業化をはじめ、県民交流広場事業や地域資源活用促進事業補助を利用して文化財を活かした特産品開発等の取組が進められてきました。また、久谷や湯村では、伝統的な祭り・行事への地域内外の人々の参加を通じて、祭り・行事の継承と地域の活性化が図られています。

教育や文化活動では、小・中学校や高校における自然環境の調査や河川・海岸の清掃などの場や地域調べ等の題材としての活用、地区公民館の自主活動グループやサークル等による文化活動の題材としての活用、県民交流広場事業による伝統文化継承教室、郷土料理研究等の取組などが行われています。

また、新温泉町では、地区内の歴史的建築物や旧小学校・中学校の建物を活用した歴史文化の紹介や資料等の収蔵・保管・展示、観光の拠点となる施設の整備などを進めてきました（浜坂先人記念館・以命亭、まちあるき案内所・松籟庵、杜氏館、上山高原ふるさと館、諸寄基幹集落センター資料室など）。また、各自治会においても、寺社境内の整備など、身近な文化財の保存・活用のための整備が進められています。

「観光活用」としては、新温泉町や山陰海岸ジオパーク推進協議会、諸寄活性化委員会や上山高原エコミュージアムなどの各主体により、テーマに応じたさまざまな観光マップ・リーフレット等が作成されています。また、新温泉町ホームページや浜坂観光協会と湯村温泉観光協会の旧町単位の2つの観光協会ホームページの他、フェイスブックやInstagram等のSNSやYouTube、観光大使の任命など、さまざまな方法による情報発信を行っています。この中で、観光周遊のためのモデルコースとしては、新温泉町では、湯村温泉、浜坂、諸寄を対象に7コース、湯村温泉観光協会では、ファミリー、カップル、シニア、女子旅、写真好きをターゲットとした5コースを設定して発信しています。

観光関連施設では、浜坂先人記念館・以命亭や山陰海岸ジオパーク館、おもしろ昆虫化石館、兵庫県立但馬牧場公園・但馬牛博物館、夢千代館、久谷民俗芸能伝承館など、テーマに応じた施設が整備されており、各施設では常設展示や企画展示などが行われています。また、新温泉町や活動団体等による講演会や体験イベント、ウォーキングイベントなども実施されており、浜坂味原川周辺では、町民等が中心となって、味原小径ライトアッププロジェクト「燈の和」、自然環境を活かした都市住民との交流などのイベントも開催されています。この他、観光客向けの現地案内板・解説板の整備や観光情報動画を提供するARスポットの整備、まちあるき案内所・松籟庵における電動レンタサイクルの貸し出しなども実施しています。

「他地域との連携」としては、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地」の2つの日本遺産について、それぞれの関係都市との連携事業を推進しています。また、兵庫県日本遺産ネットワークによる県内の認定まち（9市町）と連携したパネル巡回展などの取組も実施しています。

また、山陰海岸ジオパークの関係都市との連携事業として、巡回展やフォーラム、イベントなども実施しています。

表 3-8 文化財の活用に関するこれまでの取組（現状）

取組項目		取組概要
地域づくりへの活用	産業振興や地域活性化への活用	・三尾の村づくりグループによる、なれずしの技術をもとにしたイカやハタハタ、イワシなどのなれずしの開発・販売。 ・春来における古くから食されてきたそばの特産化・六次産業化の推進（農林水産大臣賞受賞）。 ・久谷や湯村における、伝統的な祭り・行事への地域内外の人々の参加を通じた継承と地域の活性化の取組。 ・県民交流広場事業や地域資源活用促進事業補助を活用した特産品開発等の取組。
	教育や文化活動での活用	・小・中・高校における自然環境の調査や河川・海岸の清掃などの場や地域調べ等の題材としての活用など。 ・公民館自主活動グループやサークル等による文化活動の題材としての活用。 ・県民交流広場事業を活用した伝統文化継承教室、郷土料理研究等の取組。
	活かすための整備	・地区内の歴史的建築物を活用し、浜坂では浜坂先人記念館「以命亭」やまちあるき案内所「松籟庵」など、湯村では「杜氏館」などを歴史文化の紹介・観光の拠点となる施設として整備。 ・旧八田中学校を活用した上山高原ふるさと館、旧諸寄小学校を活用した諸寄基幹集落センター資料室などを整備。 ・寺社境内の整備など、各自治会で身近な文化財の保存・活用のための整備。
観光活用	観光マップ・リーフレット等の作成	・新温泉町総合パンフレット、浜坂先人記念館による但馬浜坂歴史イラストマップや味原川歴史散歩等、山陰海岸ジオパーク推進協議会による山陰海岸ジオパークパンフレット等、諸寄活性化委員会による「諸寄港」まち歩きマップ、上山高原エコミュージアムによる上山高原のマップや滝散策マップなど、さまざまな観光マップ・リーフレット等を作成。
	観光アプリ	・浜坂地域の3ヶ所（JR浜坂駅前、以命亭、新田次郎文学碑）に、観光情報動画を提供するARスポットを整備（令和元年(2019)）。
	町ホームページ	・観光案内ページでは、「温泉」「イベント・祭り」「味覚・おみやげ」「体験」「歴史文化」「みどころ・モデルコース」の項目を設けて、関連する文化財の情報を発信。 ・フェイスブックやインスタグラム等のSNSやYouTubeなどによる情報発信。
	観光協会ホームページ	・浜坂観光協会と湯村温泉観光協会の旧町単位の2つの観光協会ホームページで、それぞれの地域に対応した情報を発信。
	新温泉町観光大使	・新温泉町の自然や歴史、文化や観光資源などの情報の発信をしてもらうため、町出身者を中心に多くの人に任命。観光大使には町からイベントチラシなどを送付しており、年1回、観光大使同士の交流会も開催。
	ガイダンス施設等の整備	・山陰海岸ジオパーク館（浜坂マリンポーチの改修整備）、おもしろ昆虫化石館、兵庫県立但馬牧場公園・但馬牛博物館、夢千代館、久谷民俗芸能伝承館など、テーマに応じたガイダンス施設を整備。
	案内板・解説板等の設置	・町内の指定等文化財を中心に文化財解説板の設置。近年は諸寄地区における日本遺産構成文化財への解説板・案内地図等の設置。
	展示	・各ガイダンス施設における常設展示や企画展示。（浜坂先人記念館・以命亭における国指定記念「因幡・但馬の麒麟獅子舞展」、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」記念展など）
	イベント	・商工観光課や山陰海岸ジオパーク推進協議会、NP0法人上山高原エコミュージアムによるウォーキングイベント（ジオパークトレイルを歩くイベント、霧ヶ滝トレッキング、「歴史遺産・明治の水路」散策、畑ヶ平林道ハイキングなど）の開催。 ・但馬牧場公園では、牧場公園課により農業や昔の暮らしに関連した体験イベント（みそ仕込み体験、焼き杉の絵付け体験、かしわ餅作り教室など）の開催。 ・浜坂先人記念館では、市原惣兵衛誕生250年記念のミニ講演会、レコード鑑賞会の開催（令和3年(2021)）、山陰海岸ジオパーク館開設10周年記念講演会などの開催。 ・町民等が中心となり、県民交流広場事業を活用して、味原小径ライトアッププロジェクト「燈の和」、自然環境を活かした都市住民との交流などのイベントを開催。

	観光・周遊環境の整備	・新温泉町では、湯村温泉、浜坂、諸寄を対象に7つの観光モデルコースを設定。 ・湯村温泉観光協会では、ファミリー、カップル、シニア、女子旅、写真好きをターゲットとした5つの観光モデルコースを設定。 ・まちあるき案内所「松籟庵」では、電動レンタサイクルの貸し出しを実施。
他地域との連携	日本遺産	・日本遺産を通じた関係都市との連携事業を推進。（北前船：構成48市町、近畿ブロックの認定市町による関西北前船研究交流セミナー実行委員会、赤穂市との交流、麒麟獅子舞：1市5町事業） ・パネル巡回展など、兵庫県日本遺産ネットワークによる県内の認定市まち（9市町）と連携した取組の実施。
	世界ジオパーク	・巡回展やフォーラム、イベントなど、山陰海岸ジオパークの関係都市との連携事業の実施。

② 課題

これまでの文化財の活用取組を踏まえ、文化財の活用についての課題は、「地域づくりへの活用」、「観光活用」、「他地域との連携」のそれぞれについて、次のとおり整理できます。

「地域づくりへの活用」に関する課題

- ・豊富な文化財を産業振興や地域の活性化、教育、担い手育成などに活用する取組が、一部の区域やテーマに限られている。
- ・今後空き家となる歴史的建築物が増加し、取り壊し等が進んで失われるおそれがある。
- ・町民等によるさまざまな活用を促せるような整備が十分に進んでいない。

「観光活用」に関する課題

- ・文化財のつながりや地域間のつながりを活かす視点が少なく、活用の効果が限定的で、ファン層の獲得につながっていない。
- ・周遊路や交通手段など、観光・周遊のための環境整備が十分でない。
- ・歴史文化に関する魅力的な観光コンテンツが提供できていない。
- ・情報発信の方法・内容等が、多様な属性の観光客に十分に対応できていない。
- ・観光協会ホームページの観光情報が旧町単位であるなど、山から海へと至る一体的な歴史文化の魅力を十分に発信できていない。

「他地域との連携」に関する課題

- ・他都市との連携した取組が少ないため、活用の効果が限定的である。
- ・さまざまな価値づけ（認定・選定等）を効果的に活かすことが求められる。

3-3 文化財の保存・活用の方針

前節で整理した課題を踏まえ、3つの基本方針のもとに、新温泉町の文化財の保存・活用の方針を次のとおり設定します。

基本方針Ⅰ

町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

方針Ⅰ-1 文化財に関わる人の輪を広げる

広報や町ホームページ等による継続的かつ分かりやすい歴史文化情報の発信や、歴史文化に関係するさまざまな講座やイベントなどを展開し、多くの町民等が新温泉町の文化財や歴史文化の価値や魅力を認識し、それらを大切に思う心を育みます。

情報発信や協働・体験などを通じて、町外の大学・企業や観光客、出身者などを、新温泉町の文化財の保存・活用の担い手（支援者）として取り込んでいきます。

方針Ⅰ-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える

自治会や旧小学校区を単位に町民等が中心となって取り組むことができる体制を整えるとともに、町民等がさまざまな形で文化財の保存・活用に関われる体制を整え、保存・活用の取組を町全域へと広げていきます。

方針Ⅰ-3 さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える

町民、行政、専門家が連携して担い手育成や調査・研究、保存、活用等に取り組むための制度や体制を整えます。

文化財を効果的にまちづくりに活かせるよう、庁内関係部局や施設間の連携体制を整えます。

基本方針Ⅱ

ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

方針Ⅱ-1 文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する

町民等との連携のもと、十分な把握調査ができていない分類の計画的な把握調査並びに把握した文化財の追跡調査や適切な保管・整理を実施します。また、専門家と連携した学術調査・詳細調査により、文化財の価値の明確化やさらなる価値の解明を進めます。

新温泉町や町内各地区の歴史文化に関する総合的な調査・研究を進め、各地区では地域史誌の編纂に取り組み、町では将来的な『新温泉町史』の編纂に向けた準備を進めます。

方針Ⅱ-2 文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育む

学校教育と連携して次世代の担い手となる子どもを育みます（ふるさと教育）。

郷土史講師育成講座による観光ガイドの養成や、研修会・勉強会等による教員の育成等を通じて、保存・活用に必要な専門的な人材やリーダーとなる人材を育みます。また、公民館のサークル活動などから、歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体を育成します。

基本方針Ⅱ

ふるさとの魅力
をつくり出す文
化財を未来へと
確実に“つなぐ”

方針Ⅱ-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを 整え、文化財を適切に保存・管理する

町登録文化財制度の創設や保存・管理の取組に対する支援制度の拡充、空き家バンク制度の拡充、祭りや行事等の記録作成の促進、歴史文化情報の整理・更新など、文化財の適切な保存・管理を支えるための制度や仕組みを整えます。

特に可能な文化財については、文化財保護法・条例に基づく指定・登録等や関連する法制度等による指定等を進め、制度や保存・修理事業等により適切な保存・管理を行います。

方針Ⅱ-4 文化財の防災・防犯体制を強化する

町における総合的な防災・防犯体制のなかに文化財に関する事項を明確に位置付け、文化財防災・防犯への意識啓発や施設・設備の充実、記録作成、計画作成等を通じた体制の強化を図ります。

基本方針Ⅲ

文化財を“つな
ぎ”、多くの人が
訪れたい、住みた
い、住み続けたい
と思う環境をつ
くる

方針Ⅲ-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす

歴史的建築物や遺跡などの個々の文化財がもつ魅力を引き出すための整備を進め、まちづくりや観光・産業振興、教育、担い手育成などの各分野につながる活用を推進するとともに、自治会や旧小学校区等を単位とした町民等による主体的な地域づくりの取組を促進します。

方針Ⅲ-2 文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する

歴史文化のテーマや古くからの道筋、民間説話などをもとに、山から海へと至る一体的な歴史文化の魅力や多様な属性の人々の興味・関心を惹く歴史文化情報を発信するとともに、関連する文化財や施設、町内各地域の周遊環境を整えてつなぎ、魅力的な観光コンテンツをつくり出し、観光集客と保存・活用を支援するファン層の獲得を図ります。

方針Ⅲ-3 認定・選定などの価値づけを積極的に活かす

日本遺産や世界ジオパーク、日本農業遺産などを活かし、新温泉町の歴史文化の魅力を町内外に発信します。

関係都市と連携して、構成する文化財の効果的な活用を推進します。

第4章 新温泉町全域における着実な取組を進めるための措置

新温泉町全域における着実な取組を推進するための措置として、前章に掲げた文化財の保存・活用の方針ごとに、合計64事業をあげています。

内訳は、「方針Ⅰ 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる」ための措置が15事業、「方針Ⅱ ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”」ための措置が31事業、「方針Ⅲ 文化財を“つなぎ”、多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる」ための措置が18事業です。次ページ以降に各事業の内容や取組主体、計画期間、財源を次の凡例に基づいて整理しています。

【表の凡例】（表4-1～表4-10）

● 取組主体

- ・主体の区分は、5ページの「(2) 計画の推進主体」の区分によることとし、それぞれ次の主体が含まれるものとします。なお、「行政」については、新温泉町における文化財の保存・活用の主管課である新温泉町教育委員会生涯教育課とその他関係課に区分しています。

町民等：町民や自治会等の組織、町内の活動団体、町内の民間企業・事業者、町内に通勤・通学する者

専門家：大学・研究機関等の専門家、ヘリテージマネージャー）、文化財保護審議会等の組織

行政：新温泉町とその関係機関

- ・「◎」は中心となって取り組む主体（その他関係課は中心になって取り組む課を記載）、「○」は連携・協力して取り組む主体を表しています。現段階で想定される主な主体に、「◎」「○」の記号をつけているものであるため、記号をつけていない主体であっても、必要に応じて連携を図りながら措置を推進します。

● 計画期間

- ・計画期間を、「前期」（令和6～8年度）、「中期」（令和9～11年度）、「後期」（令和12～13年度）の3期間に区分し、実施する期間に  または  を表示しています。
- ・これまでも実施してきた事業の継続・拡充は灰色（）、新規事業は橙色（）で表示しています。

● 財源

- ・文化財補助金や地方創生推進交付金などの国の補助金を活用するものは「国費」、県の補助金を活用するものは「県費」、町費で実施するものは「町費」、活動団体や民間企業等の資金で実施するものは「団体費」と表示しています。

4-1 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

(1)「文化財に関わる人の輪を広げる」ための措置

文化財に関わる人の輪を広げるため、子どもから大人までの幅広い年代、文化財に対する興味・関心の状況、観光客や出身者などの町との関わり方など、多様な属性の人々を想定しながら、多くの人々に、新温泉町の文化財の保存・活用に参加・協力したいと思ってもらえるよう、表4-1に示す7事業を実施します。

具体的には、広報における定期的な情報発信や町ホームページの再編・拡充、歴史講座や説明会・講演会・シンポジウム等の開催、新温泉町の歴史文化について気軽に学ぶことができる歴史文化読本の作成等を通じて、町民等の文化財に対する興味・関心の向上を図ります。また、歴史探訪や体験イベントなど、多くの人々が新温泉町の歴史文化や文化財に触れ、身近に感じることができる機会を設けます。

表4-1 「文化財に関わる人の輪を広げる」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	生涯教育課	行政 その他関係課	前期 令和6～8年度	中期 令和9～11年度	後期 令和12～13年度	
1	広報での歴史文化や文化財の紹介 「広報しんおんせん」により、各地区の歴史文化や文化財に関する情報を定期的に発信します。	○		◎	◎ 企画課				町費
2	町ホームページの歴史文化や文化財紹介ページの再編・拡充 町ホームページの歴史文化や文化財に関するページを系統立てて検索が可能な構成に再編するとともに、内容の更新・拡充を行います。			◎	◎ 企画課				町費
3	歴史講座等の開催 郷土史講師や山陰海岸ジオパークガイド等と連携して講座内容を充実させながら、地区公民館・生涯学習講座、出前講座や図書館講座、高齢者大学事業を継続的に実施します。			◎					国費 県費 町費
4	説明会・講演会・シンポジウム等の開催 最新の調査・研究成果等を地域に還元するための発掘調査現地説明会や歴史文化に関する講演会、シンポジウム等を開催します。	○	○	◎					国費 県費 町費
5	歴史文化読本などの作成 『浜坂先人物語』のような気軽に歴史文化を学ぶことができる歴史文化読本（民俗などのテーマや地域版）を作成します。	○		◎					国費 県費 町費 団体費
6	景勝や民俗等を活かした歴史探訪や体験イベントの開催 町内外の多くの人に歴史文化の特徴を再認識してもらうための歴史探訪ウォーキングや体験イベント等を定期的に開催します。	○		◎					国費 県費 町費 団体費
7	町外の担い手・支援者確保のための都市・農村交流事業 文化財の保存・活用の担い手・支援者となり得る交流人口・関係人口の創出・拡大に向けて、農山漁村体験や集落保全活動のイベント、祭り・行事への参加促進などを通じた都市・農村交流事業を実施します。	◎			○ 商工観光課 農林水産課 牧場公園課				国費 町費 団体費

(2)「町民等が中心となって取り組む体制を整える」ための措置

町民等が中心となって文化財の保存・活用に取り組めるよう、その基盤となる組織体制や支援体制について、表 4-2 に示す 4 事業を実施します。

具体的には、町民等による文化財の保存・活用の基礎単位となる自治会において、町民（自治会員）の意識啓発や行政との連携・調整等を担う（仮称）新温泉町文化財協力員制度を創設して、行政と自治会とが密接に連携しながら取組を推進できる体制を整えます。また、自治会相互の連携を図り、自治会の区域を超えたまちづくりの取組の中で、文化財の保存・活用を推進していくため、『新しい地域コミュニティづくり基本方針』（令和 3 年（2021）2 月）において設置が提唱されている地域運営組織の組織化を進めます。また、行政においては、それらの取組のベースとなる文化財情報（文化財データベース）を公開・更新する体制を整えます。さらに、文化財に対する興味・関心の高い町民等が、個人的にも文化財に積極的に関わられるよう、（仮称）新温泉町文化財調査ボランティアの登録制度を創設し、文化財の調査等に協力してもらいながら、文化財に対する知識、技術等を高めてもらえる機会を創出します。

表 4-2 「町民等が中心となって取り組む体制を整える」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度	
8	(仮称)新温泉町文化財協力員制度の創設 文化財の調査や保存・活用、町民の意識啓発等の取組への協力、自治会間の連携・調整等を担う文化財協力員制度（各自治会 1 名を町が委嘱）を創設します。	◎		◎					町費
9	旧小学校区等を単位とした文化財を活かしたまちづくりのための協議会の組織化 旧小学校区等を単位として文化財を活かしたまちづくりの取組を促進するための協議会（地域運営組織等）の組織化を進めます。	◎		◎	◎ 企画課				町費
10	文化財データベースの公開・更新 町ホームページ等での文化財データベースを公開し、町民等から随時情報提供を受けて更新していく仕組みづくりを行います。			◎	◎ 企画課				町費
11	(仮称)新温泉町文化財調査ボランティアの登録制度の創設 文化財調査に参加する町民ボランティアの登録制度を創設します。			◎					町費 団体費

(3)「さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える」ための措置

町民等、専門家、行政が連携して取り組めるよう、表 4-3 に示す 4 事業を実施し、意見交換・情報交換の場・機会・組織を設けていきます。

具体的には、各自治会や活動団体等が取組成果を発表するなど、情報共有・意見交換等の場を設けるとともに、それらの成果を踏まえた情報共有のための仕組み・組織の検討を行います。町内の指定等文化財の保存団体の意識啓発や、団体相互の意見交換・情報交換等を行える場としての（仮称）新温泉町指定等文化財保存団体協議会の設立、町内で活動する観光ガイドの連携や情報交換等のための組織として、現在の新温泉町ジオパークネットワークの取組の拡充を図ります。

また、庁内においては、生涯教育課を中心に、文化財を活かしたまちづくりに関する庁内関係部局・施設間の連携・調整のための庁内会議を組織・開催します。

表 4- 3 「さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
				生涯教育課	その他関係課	令和6～8年度	令和9～11年度	令和12～13年度	
12	主体間の情報共有・意見交換の場の設置 各自治会や団体等の取組成果の発表会の開催や、文化財を活かしたまちづくりの取組に関する情報共有のためのWebサイトの設置検討などを行います。			◎	◎ 企画課				町費
13	(仮称)新温泉町指定等文化財保存団体協議会の設立 町内の指定等文化財保存団体（26 団体：無形の民俗文化財 23 団体、有形文化財建造物 1 団体、天然記念物 2 団体）の意識啓発や相互の意見・情報交換等を行うための組織を設立します。	◎		◎					町費 団体費
14	新温泉町ジオパークネットワークの拡充 現行の新温泉町ジオパークネットワークを活かし、観光ガイド相互の連携・情報交換等を行うとともに、最新の歴史文化情報を継続的に共有しながら、歴史や文化に関するガイド内容を充実していきます。	◎		○	○ 商工観光課 農林水産課				町費 団体費
15	庁内連携体制の整備 生涯教育課を中心に、文化財を活かしたまちづくりに関する庁内関係部局・施設間の連携・調整のための庁内会議を組織して開催します。			◎	◎ 関係各課				町費

4-2 ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

(1)「文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する」ための措置

文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究として、表4-4に示す8事業を実施します。

具体的には、十分な把握調査ができていない文化財の分類のうち、本計画期間においては、寺社建築・近代建築、彫刻・絵画等や古文書、家の行事について、優先的に調査を実施します。また、遺跡については、随時発掘調査を実施し、内容や価値の明確化を図ります。

また、本計画の作成にあたって整理した文化財データベースをもとに、地区別の聞き取り調査等を継続的に実施して、データベースの更新を行うとともに、そのデータベースや調査等をもとに、各自治会による地域史誌（村史）の作成の取組を促進します。

また、上記の成果を踏まえながら、新温泉町や町内各地区の歴史文化に関する総合的な調査・研究を進め、将来的な『新温泉町史』の編纂に向けた準備を進めます。

表4-4 「文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期 令和6～8年度	中期 令和9～11年度	後期 令和12～13年度	
16	寺社建築・近代建築の調査 寺社建築・近代建築の把握調査を実施（前期：町民ボランティアや専門家等と連携）し、特に重要なものは詳細調査を実施（中期：専門家と連携）します。	○	◎	◎					国費 県費 町費
17	彫刻・絵画等の調査 彫刻・絵画等の美術工芸品の把握調査を実施（中期：町民ボランティアや専門家等と連携）し、特に重要なものは詳細調査を実施（後期：専門家と連携）します。	○	◎	◎					国費 県費 町費
18	古文書の調査・整理等 旧町史編纂時に収集した資料の整理・現状確認（各地区への聞き取り調査）、行政文書（公文書）の整理及び保管等に係る要項の作成を行います。	○	○	◎	◎ 総務課 企画課				国費 県費 町費
19	家の行事の調査 昭和50年代の調査結果を踏まえた家の行事の継承・変容状況の調査を行います。	○	◎	○					国費 県費 町費
20	遺跡の調査 埋蔵文化財包蔵地の発掘調査等、遺跡の内容・価値を明らかにするための発掘調査等を行います。		◎	◎					国費 県費 町費
21	文化財データベースを活用した文化財の調査 文化財データベースを活用した地区別の聞き取り調査（追跡調査・新規把握調査）や、掲載する文化財の詳細調査等を継続的に実施し、データベースを更新します。	○	○	◎					町費
22	地域史誌（村史）の作成 自治会等による歴史文化や文化財の調査・研究を通じて、地域史誌（村史）の編纂を進めます。	◎	◎	○	○ 企画課				町費 団体費
23	町史の編纂に向けた資料収集・整理等 今後の『新温泉町史』の編纂に向けた古文書・古写真等の資料の収集・整理や、これまで十分に明らかにできていない歴史文化に関する調査・研究を実施します。	○	○	◎	◎ 企画課				県費 町費

(2)「文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育む」ための措置

文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育むため、学校教育や生涯学習、自治会や活動団体の活動と連携しながら、表 4-5 に示す 8 事業を実施します。

具体的には、学校教育では、各自治会や活動団体等の協力を得ながら、校外学習・体験学習等のふるさと教育の充実を図るとともに、子ども用学習教材の作成や子ども向けホームページの開設等を通じて、興味を持った子ども達が自ら調べ、学ぶことができるようなツールを提供します。また、教員が新温泉町の歴史文化についての理解を深めるための研修会・勉強会等の開催や、各科目が連携して小中一貫で総合的に歴史文化を学ぶことができるカリキュラムの検討など、ふるさと教育の充実のための取組や検討を進めます。

生涯学習では、郷土史講師育成講座の開催を通じて、観光ガイドの養成・スキルアップ、歴史文化分野でのガイド内容の充実を図ります。また、公民館のサークル活動などから、歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体の組織・育成を図ります。

また、自治会や活動団体等を中心に、針や酒造などの伝統産業のものづくり技術や伝統的な祭り・行事等に伝わる技、知恵、知識の継承に向けた記録作成や講座・教室、体験イベントの開催等を行います。

表 4- 5 「文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育む」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
				生涯教育課	その他関係課	令和6～8年度	令和9～11年度	令和12～13年度	
24	学校教育における校外学習・体験学習の実施 地域学校協働活動やトライやる・ウィーク、コミュニティ・スクール（社会総がかりでの教育）、成果発表の場づくりなどを通じた、ふるさと教育の充実を図ります。	◎		◎	◎ こども教育課				国費 県費 町費
25	学校教育における歴史文化カリキュラムの検討 各科目と連携した小中一貫の歴史文化カリキュラムなど、学校教育において新温泉町の歴史文化を継続的に学ぶことができるカリキュラムを検討します。		○	◎	◎ こども教育課				国費 町費
26	子ども用学習教材の作成 先人に関する漫画など、親しみやすく、楽しみながら歴史文化を学ぶことができる学習教材を作成します。	○		◎					町費 団体費
27	子ども向けの歴史文化情報の発信 小中学生が新温泉町の歴史文化を気軽に学ぶことができる子ども向け歴史文化ホームページを開設します。			◎	◎ 企画課				国費 町費
28	伝統産業や祭り・行事に伝わる技術等の継承 針や酒造などの伝統産業のものづくり技術や伝統的な祭り・行事等に伝わる技、知恵、知識の継承に向けた記録作成や講座・教室、体験イベント等の開催を行います。	◎		○	○ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
29	郷土史講師育成講座の開催 郷土史講師育成講座の開催を通じて、歴史文化分野のガイド内容の充実と観光ガイドの養成・スキルアップを図ります。	○		◎					町費
30	教員の育成 学校教員の歴史文化に対する理解と知識を深めるための研修会・勉強会等を実施します。				◎ こども教育課				国費 県費 町費
31	民間活動団体の組織・育成 公民館のサークル活動などを通じた、歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体を組織・育成します。	◎		○					町費 団体費

(3)「文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する」ための措置

文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理するために、表 4-6 に示す 11 事業を実施します。

具体的には、これまでに引き続き、制度・事業を活用した文化財の保存・修理や町民等による身近な文化財の保存・管理等を進めるとともに、これまで保護の対象になっていなかった文化財の保存のための新温泉町登録文化財制度の創設、これまで支援対象ではなかった民俗文化財以外の指定等文化財の保存の取組に対する補助の追加、空き家バンク制度の拡充による歴史的建造物の活用を通じた保存・管理など、制度・事業の拡充を図り、保存・管理の取組を進めます。特に新温泉町の歴史文化を特徴づけている民俗文化の保存・継承の取組やさまざまな媒体を活用した記録作成等、集落や自然などの美しい景観の保全・形成のための景観整備事業や修景事業を重点的に実施します。

また、適切な保存・管理を継続的に実施していくために、指定等文化財台帳の整備や歴史文化情報の一元化管理を行うとともに、指定等文化財のうち、公開・活用を行うなどの特に必要なものについては、適切な保存・管理のもとに公開・活用を行うために、個別の文化財保存活用計画を作成します。

表 4- 6 「文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
				生涯教育課	その他関係課	令和6～8年度	令和9～11年度	令和12～13年度	
32	新温泉町登録文化財制度の創設 「新温泉町文化財保護条例」を改正し、文化財保護法に基づく新温泉町登録文化財制度を創設します。			◎					町費
33	指定文化財補助事業の拡充 「新温泉町指定文化財補助要項」を見直し、補助対象（現行は民俗文化財のみ）を拡大するなど、指定等文化財に対する補助を拡充します。			◎					国費 県費 町費
34	空き家バンク制度の拡充 町内の空き家情報の迅速かつ確かな把握体制の整備と、空き家となった歴史的建築物の地域拠点施設や移住体験住宅等としての活用などの空き家活用促進のための制度・仕組みを検討します。	○			◎ 商工観光課				町費
35	制度・事業を活用した文化財の保存・修理 浜坂先人記念館の修理など、指定等を受けている文化財や老朽・破損等がみられる文化財に対する各種制度・事業の活用による保存・修理を実施します。			◎					国費 県費 町費 団体費
36	町民等による身近な文化財の保存・管理 県民交流広場事業等の補助事業の活用や文化財協力員による定期的なパトロールの実施等により、身近な文化財の日常的な保存・管理を実施します。	◎		○	○ 企画課				国費 県費 町費
37	民俗文化の保存・継承 保存会を中心とした祭り・行事等の保存・継承の取組や、CATV による映像記録等の継続的な記録の作成を行います。また、町民や観光客等が撮影した映像記録の収集やアーカイブ化に向けた検討を行います。	◎		◎	◎ 地域振興課				国費 県費 町費 団体費
38	集落景観や文化財周辺景観の保全・形成 景観形成地区や集落内のポイントとなる場所、文化財周辺区域等における景観整備事業や修景事業などを実施します。	◎			◎ 建設課				県費 町費

39	自然公園・景勝の保全活動の推進 上山高原における鹿の被害対策・ススキ草原の復元・ブナ林落葉広葉樹林の復元などの自然再生の取組、清掃活動などによる海岸・河川の環境美化・自然環境の再生等の取組を実施します。	○			◎ 商工観光課 農林水産課				国費 県費 町費 団体費
40	指定等文化財台帳の整備 指定等文化財について、点検・修理・公開・移動等の履歴を残すために文化財台帳を作成し、デジタル化して管理します。			◎					町費
41	歴史文化情報の一元化管理 町民や企業、各種団体、行政が発信する情報共有の仕組みづくりと正しい歴史文化情報の整理・共有化を図ります。	○		◎					町費
42	指定等文化財の保存活用計画の作成 指定等文化財で必要なもの（公開・活用を行うもの等）について、適切な保存・管理のもとに公開・活用を行うために、個別の保存活用計画を作成します。		◎	◎					町費

（４）「文化財の防災・防犯体制を強化する」ための措置

文化財の防災・防犯体制の強化のため、表 4-7 に示す 4 事業を実施します。なお、これらの事業と併せて、第 6 章に示す防災・防犯に関する方針に即した取組を推進します。

具体的には、文化財防災・防火に対する意識の醸成や体制強化のための定期的な文化財防災・防火訓練の実施、文化財防火・防犯設備設置補助金の創設による防火・防犯設備の設置の推進、災害等に備えた美術工芸品や石造物等の記録作成を行います。また、各主体に防災・防犯の方法を周知するために、（仮称）新温泉町文化財災害対応マニュアルを作成します。

表 4- 7 「文化財の防災・防犯体制を強化する」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度	
				生涯 教育課	その他 関係課				
43	文化財防災・防火訓練の実施 文化財防災・防火に対する意識の醸成や体制強化のための防災・防火訓練を定期的 to 実施します。	◎		○	◎ 町民安全課				町費
44	文化財の防火・防犯設備設置推進 文化財防火・防犯設備設置補助金の創設等により、防火・防犯設備の設置を推進します。			◎	○ 町民安全課				国費 県費 町費
45	美術工芸品や石造物等の記録作成 災害等に備えて、美術工芸品や石造物等の写真撮影・デジタル化等の記録作成を行います。	○		◎					国費 県費 町費
46	(仮称)新温泉町文化財災害対応マニュアルの作成 文化財の災害予防から応急対応、復旧・復興に至る災害対応の方法を周知し、確実に実施するためのマニュアルを作成します。			◎	◎ 町民安全課				県費 町費

4-3 文化財を“つなぎ”、多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたい と思う環境をつくる

(1) 「個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす」ための措置

個々の文化財がもつ魅力を引き出すための整備や、それらを地域づくりに活かす取組として、表 4-8 に示す5事業を実施します。

具体的には、個々の文化財がもつ魅力を引き出し、活かすために、二方古墳、芦屋城址、温泉城などの町指定史跡の整備や文化財の活用のための施設整備、歴史的建築物の整備・活用に取り組むとともに、文化財収蔵施設に収蔵する書画や古文書類の公開・活用を促進します。また、町内各地区の多様な魅力づくりに向けて、集落支援員や地域コミュニティ活動に対する助成制度¹⁾等を活用し、各自治会・旧小学校区等を単位とした町民等による身近な文化財を活かした地域づくりの取組を促進します。

表 4- 8 「個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度	
47	町指定史跡の整備 二方古墳、芦屋城址、温泉城などの活用のための整備を行います。		○	◎					国費 県費 町費
48	文化財の活用のための施設整備 さまざまな活用方法（観光、教育、調査・研究、日常利用など）や活用主体（子ども、高齢者、外国人、障がい者など）を想定した上で、遊歩道や案内板、便益施設、解説施設等の整備を行います。	○		◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
49	歴史的建築物の修理・整備・活用 歴史的建築物の修理を行い、地域づくりや観光振興等に資する施設として整備して活用します。	◎		◎	◎ 建設課				国費 県費 町費 団体費
50	文化財収蔵施設収蔵品の公開・活用 文化財収蔵施設に収蔵する書画や古文書類、民具等の公開・活用を行います。			◎					国費 県費 町費
51	自治会・旧小学校区等を単位とした文化財活用の取組推進 自治会や旧小学校区（地域運営組織等）を単位として、集落支援員や地域コミュニティ活動に対する助成制度等を活用した、身近な文化財を活かした地域づくりの取組を推進します。	◎			◎ 企画課				県費 町費

(2) 「文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する」ための措置

文化財で町内各地域をつなぎ、魅力的な観光を推進するため、表 4-9 に示す 9 事業を実施します。

具体的には、新温泉町の歴史文化を特徴づけている景勝や民俗を中心としながら、周遊モデルコースの設定や観光マップ・リーフレットの作成、観光協会ホームページのリニューアル、観光プロモーション等を通じた情報発信を行うとともに、企画展等の開催、温泉や食文化の活用、観光客が本物を見て、触れて、体験で

¹⁾ 『新しい地域コミュニティづくりの基本方針』（令和3年（2021）2月、新温泉町）において、集落支援員（地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材。集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握調査等を実施）を配置し、新しい地域コミュニティづくりの活動を支え発展させるための活動事業の助成等の検討を行うこととしています。

きる文化観光²⁾ コンテンツの造成などを行います。また、それらの観光資源となる文化財を巡ることができるよう、周遊コースと連動した公共交通相互の連動や移動手段の確保等の検討を行い、交通・移動ネットワークの強化を図ります。

表 4- 9 「文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
				生涯教育課	その他関係課	令和6～8年度	令和9～11年度	令和12～13年度	
52	景勝や民俗を活かした周遊モデルコースの設定 日本遺産・ジオパークエリア周遊コースなど、新温泉町の歴史文化の特徴（景勝や民俗）を活かした観光周遊のモデルコースを設定します。	◎			○ 商工観光課				町費 団体費
53	観光マップ・リーフレットの作成 歴史文化情報の再編・多言語化を行いながら、景勝・民俗を中心とした新温泉町の歴史文化の魅力発信のためのマップ・リーフレットを作成します。	◎		◎	◎ 商工観光課				町費 団体費
54	観光協会ホームページのリニューアル 2つの観光協会ホームページを統合・リニューアルし、地域をつなぐストーリー性のある魅力的な歴史文化情報の発信や、ジオパークや各地区のホームページ等との効果的なリンク設定等を行います。	◎			◎ 商工観光課				町費 団体費
55	景勝・民俗の宝庫を活かした観光プロモーション 『かに読本』などのテーマごとの情報誌発行や YouTube チャンネル「shinonsen-travel」、SNS、マスコミ等を活用した、景勝・民俗の宝庫としてのPR強化・ブランドイメージ形成とタイムリーで戦略的な情報発信を行います。	◎	○	◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
56	企画展等の開催 歴史的な建造物や文化・観光施設等での企画展等を定期的に開催します。	○		◎					県費 町費
57	交通・移動ネットワークの強化 周遊モデルコースと連動した公共交通相互の連携や移動手段の確保等に向けた検討を行います。				◎ 企画課 商工観光課 建設課				国費 県費 町費
58	本物を見て、触れて、体験できる文化観光コンテンツの提供 文化財の特別公開や企画展等と合わせた町内文化財の一斉公開、民俗芸能の発表会や観光客参加型の祭り・行事の開催など、魅力的な文化観光コンテンツを造成・提供します。	◎	○	○	○ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
59	温泉の活用「おんせん天国」 町内の温泉を最大限に活用した、産業・観光振興や健康増進等の分野のさまざまな「おんせん天国」の取組を実施します。	○			◎ 企画課				国費 県費 町費
60	地域資源「食文化」の活用 町内各地域に伝わる郷土料理や行事食等の調査を通じて新温泉町の食文化の価値や特徴の把握と、その継承に向けた情報発信や講座・教室の開催等及び新たな商品開発を行います。	◎			○ 商工観光課 農林産課 牧畜公課				国費 県費 町費 団体費

²⁾ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）では、「文化観光」を「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」と定義しています。

(3)「認定・選定などの価値づけを積極的に活かす」ための措置

日本遺産や世界ジオパーク、日本農業遺産などの認定・選定などの価値づけを活かすために、関係都市と連携して、表 4-10 に示す 4 事業を実施します。

具体的には、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」については、それぞれの推進協議会などの連携組織のもとに、関係都市等と連携して日本遺産に係る情報発信やイベント等の活用事業を実施します。山陰海岸ジオパークについては、山陰海岸ジオパーク推進協議会のもとに、自然環境の保全、山陰海岸ジオパークトレイルを活用した教育やツーリズム、地域産業への活用などに関する事業を実施します。日本農業遺産「兵庫美方地域の但馬牛システム」については、「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会のもとに、世界農業遺産認定を目指した取組や美方郡産但馬牛の付加価値やブランド力の向上のための各種事業を実施します。

表 4- 10 「認定・選定などの価値づけを積極的に活かす」ための措置

No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
		町民等	専門家	行政		前期 令和6～8年度	中期 令和9～11年度	後期 令和12～13年度	
				生涯教育課	その他関係課				
61	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の活用 北前船日本遺産推進協議会等のもと、関係都市等との連携事業を実施します。	○		◎	◎ 商工観光課				県費 町費
62	日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」の活用 日本遺産「麒麟のまち」推進協議会、（一社）麒麟のまち観光局等のもと、関係都市等との連携事業を実施します。	○		◎	◎ 企画課 商工観光課				県費 町費
63	世界ジオパーク「山陰海岸ジオパーク」の活用 山陰海岸ジオパーク推進協議会のもと、山陰海岸ジオパークトレイルの活用など、関係都市等との連携事業を実施します。	◎			◎ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
64	日本農業遺産「兵庫美方地域の但馬牛システム」の活用 「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会のもと、香美町等と連携して、世界農業遺産認定に向けた取組や、美方郡産但馬牛の付加価値やブランド力の向上等の事業を実施します。	○			◎ 農林水産課 牧場公園課				国費 県費 町費

第5章 重点を絞った戦略的な取組を進めるための措置

第3章では、新温泉町の文化財の保存・活用の目標と方針を定め、第4章では、それらの目標・方針に基づいて、町全域において文化財の保存・活用の取組を着実に進めるための具体的な措置の内容を示しました。これらは、今後新温泉町で実施していく文化財の保存・活用に関する取組の基本的な枠組みであり、新温泉町の歴史文化を全国並びに世界に誇れるものとして、発信し、活かしていくためには、新温泉町の都市空間のなかで、それらの保存・活用の取組をどのように展開し、新温泉町全体としてのつながりを創り出していくか、また、どこに重点を置いて取り組むことで、新温泉町の歴史文化の特徴に磨きをかけていくかという、戦略的な取組を推進することが求められます。

文化財の保存・活用を通じて目指す都市像は、目標「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 — ふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ” —」として概念的に整理しています。ここでは、この目標を新温泉町の空間に落とし込み、「新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョン」（5-1）を掲げた上で、その実現に向けた具体的な方策として、関連文化財群（5-2）と文化財保存活用区域（5-3）を通じた文化財の保存・活用の道筋を示していきます。

5-1 新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョン

第3章では、新温泉町の文化財の保存・活用の目標「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 — ふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ” —」のもとに、次の3つの基本方針を定めました。

基本方針Ⅰ 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

基本方針Ⅱ ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

基本方針Ⅲ 文化財を“つなぎ”、多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる

これは、文化財の保存・活用に関わる主体間をつなぎ、文化財相互をつなぎ、次世代へと文化財をつなぐことで、新温泉町の歴史文化の特徴に磨きをかけて、未来へとつないでいくことを目指すものであり、さまざまな“つながり”をつくり出していくことを大きなポイントとして掲げています。

そこで、新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョンでは、次に示すように、①新温泉町の歴史文化を特徴づける「舞台」と、②町内外の地域や文化財をつなぐ「みち」を設定し、地域や文化財の有機的なつながりを創り出していくことにより、新温泉町全体としての歴史文化の魅力を向上させていくこと、また、各地域が相互に連携しながら文化財の保存・活用に取り組み、歴史文化を次の世代へと確実に受け継いでいくことを目指します。

① 新温泉町の歴史文化を特徴づける「舞台」

第2章では、新温泉町の歴史文化の特徴を、海・山・温泉などの「自然」のもとに育まれた「人々の営み」として、「癒し」、「信仰」、「生業」、「交流」、「暮らし」の5つの分野から整理しました。それぞれの特徴に磨きをかけ、新温泉町の歴史文化の魅力の向上を図るため、本計画では、特徴を表す5つの分野を代表する文化財が伝わる区域（関係する文化財を含む一帯の区域）を「舞台」と位置づけます。

なお、本計画では「舞台」の用語は次のように定義して用いています。

- 舞 台：対象区域に関わるさまざまな主体が連携・協働して、文化財の保存・活用に係る重点的・モデル的なさまざまな取組・活動を展開する場

特徴を表す5つの分野ごとの「舞台」は、表5-1のように設定します。

表5-1 5つの分野の「舞台」

分野	舞台※1	分野を代表する文化財※2
癒し	山陰海岸	但馬御火浦【国指定】、鍾乳 日本洞門・亀山洞門【県指定】、池の島の大甕穴【県指定】、諸寄東ノ洞門【県指定】、諸寄西ノ洞門【町指定】
	湯村	湯村温泉、湯がき文化
	上山高原	小又川溪谷【県指定】、霧が滝溪谷【県指定】
信仰	浜坂	宇都野神社麒麟獅子舞【国指定】、川下祭り（渡御行列）【町指定】
	諸寄	諸寄麒麟獅子舞【国指定】、精霊船流し【県登録】
	居組	居組麒麟獅子舞【国指定】、精霊船流し【県登録】
	久谷	但馬久谷の菖蒲綱引き【国指定】、久谷ざんざか踊り【県指定】
	三尾	三尾麒麟獅子舞【国指定】、民間説話
	湯村	湯村の菖蒲綱引き【町指定】、湯村の火祭り【町指定】
	照来盆地	はねそ踊【県指定】、塩山撞木塔婆歌念仏【町指定】、中辻芸踊【町指定】、巖山権現【町指定】
	熊谷	善住寺（木造阿弥陀如来坐像【県指定】・阿弥陀堂【町指定】、宝篋印塔【町指定】）
	千谷	千谷麒麟獅子舞【国指定】
生業	浜坂	針産業（浜坂針）、漁業・水産加工業（浜坂ちくわ）
	諸寄	かつての廻漕業、漁業・水産加工業
	居組	漁業・水産加工業
	三尾	漁業・水産加工業
	照来盆地	畜産（但馬牛）、棚田
	熊谷	たたら製鉄遺跡
	久斗山	本谷焼尾製鉄遺跡【町指定】、たたら製鉄遺跡
交流	浜坂	浜坂駅・給水塔、西光寺煉瓦塀【県指定景観形成重要建造物】
	諸寄	北前船関係の文化財（為世永神社の石造物群【町指定】、北前船航路図関係資料【町指定】他）
	居組	煉瓦塀、七坂八峠
	久谷	桃観峠、桃観トンネル、久谷八幡神社招魂碑
	春來	街道集落の景観、春來峠
	井土	面治駅、郡衙推定地、井土廃寺
	千谷	街道集落の景観
暮らし	浜坂	味原川周辺の景観【県指定歴史的景観形成地区】
	諸寄	旧廻船問屋等の景観
	居組	漁村集落の景観
	三尾	漁村集落の景観
	湯村	湯村温泉の景観【県指定まちなか景観形成地区】

※1：中心となる地区名を示すものであり、「舞台」の区域は周辺の関連する地区を含みます。

※2：複数の分野に関係する場合は、最も関係の深い分野に当てはめて整理しています。

② 町内外の地域や文化財をつなぐ「みち」

新温泉町は、町域の大部分を山地が占め、山々の間を縫うように谷筋が走っています。この谷筋を中心に道が通り、町内各地域をつなぐとともに、山陰道により因幡や京をはじめとした町外各地とつながっていました。そして、山地は人々の移動を制限する一方で、谷筋の道を介した集落相互のつながりを強めてきました。また、沿岸部では、廻漕業等の海路を通じて全国各地とつながり、東西方向には近世には浜街道、近代以降は山陰本線が通り、豊岡や久美浜、鳥取などの山陰の各都市とつながり、新温泉町の歴史文化に大きな影響を与えてきました。そして、現在においても、これらの道は、町内外の各地域を結びつける重要な役割を担っています。

また、新温泉町の主要な産業の一つである観光においても、道は重要な役割を担っています。観光客は道を通して訪れ、道を辿って町内を巡ります。このため、道の魅力や回遊性の向上、道を介した地域間のつながりづくりは、観光振興を図る上で、さらには、今後の文化財の保存・活用の新たな担い手（観光客等の町外支援者）を確保していく上でも、欠くことのできない重要な要素となっています。

一方で、これらの道の中には、廻漕業等の海路のように現存しないもの、また、山陰道や浜街道、谷筋の道のように道筋は現存するものの、交通手段や社会背景の変化の中で、道を介したかつての地域間のつながりが失われ、又は薄れているものもあります。

しかし、新温泉町では、海、浜、山、谷に形成された道が、歴史文化に大きな影響を与え、今後の文化財の保存・活用にも重要な役割を担っていることから、新温泉町の歴史文化の特徴を育み、活かしていく上では、これらの道に再び光を当てて取組を進めていくことが効果的であるといえます。

そこで、本計画では次のように「みち」を定義し、地域や文化財のつながりを創り出していきます。

- みち：歴史的な道筋（実際の道）に加え、歴史的・文化的背景に基づく文化財間のつながりや、文化財の保存・活用の取組やまちづくり活動等を介した地域間のつながりなどの概念的なつながりを含むもの

町内外の地域や文化財をつなぐ「みち」は、「海のみち」、「浜のみち」、「山のみち」、「谷のみち」の4つに区分し、表 5-2 のとおり設定します。

表 5-2 4つの「みち」

みち	対象
海のみち	北前船航路、船による往来によるつながり
浜のみち	浜街道、山陰本線によるつながり
山のみち	山陰道によるつながり
谷のみち	集落間・地域間等を結ぶ道によるつながり ※浜のみちの一部及び山のみちと重複

③ 新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョン

①②を踏まえ、新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョンを図 5-1 のように定めます。

具体的には、歴史文化の特徴を構成する5つの分野（癒し、信仰、生業、交流、暮らし）の「舞台」における文化財の保存・活用の重点的・モデル的な取組を実施し、それらを4つの「みち」（海、浜、山、谷）を介して、沿道の集落を取り込みながらつなぎあわせて、取組を関連する区域に波及させていくことで、町全体の歴史文化の魅力の向上につなげていきます。

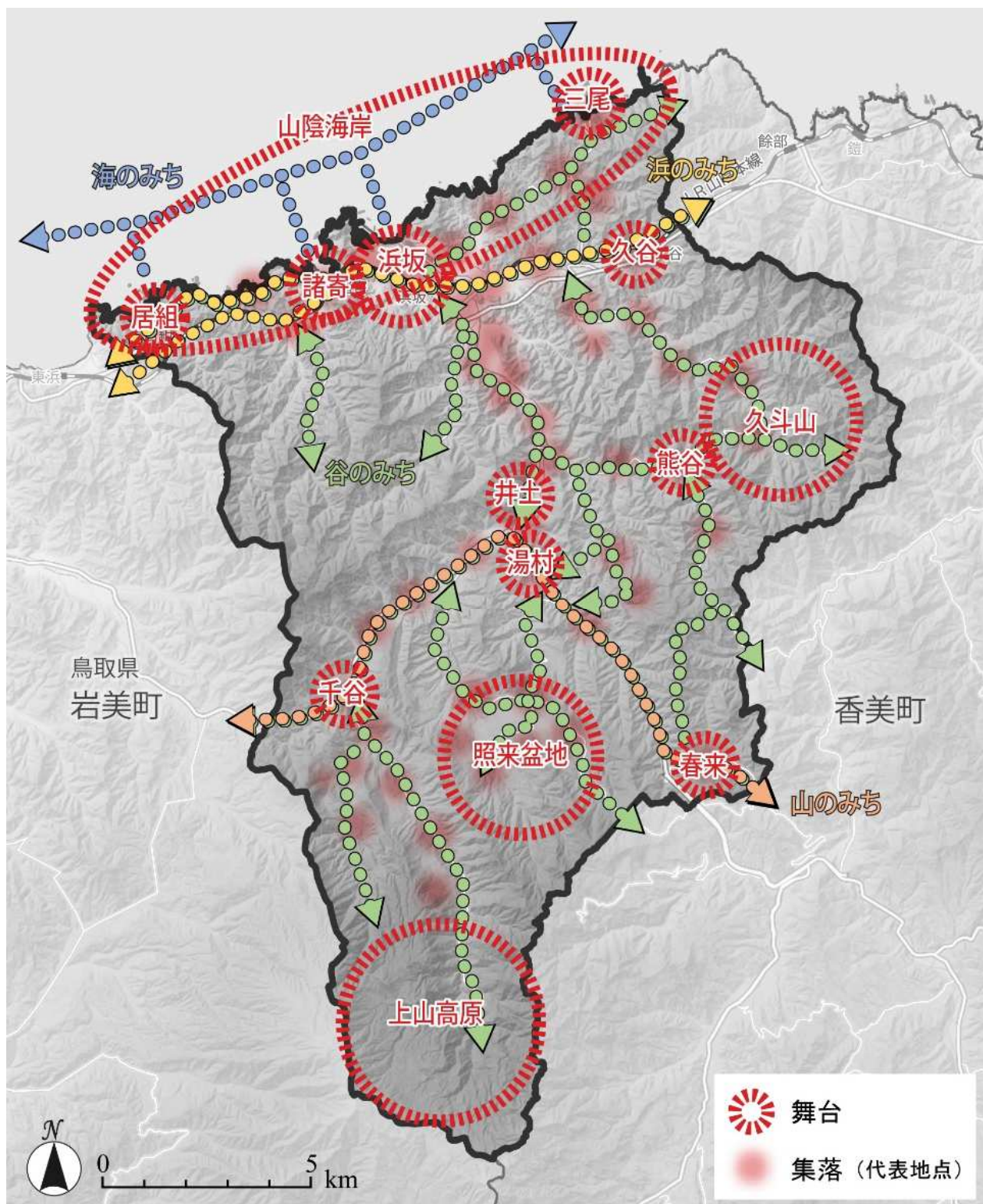


図 5-1 新温泉町の歴史文化を感じられる都市構造の中長期ビジョン

5-2 関連文化財群

関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」、文化庁）とされています。

前節に示したように、4つの「みち」は、実際の道だけでなく、概念的なつながりを含むことから、そこには多種多様な文化財が含まれます。そこで、本計画では、ビジョンの実現に向けた取組を効果的に推進するため、4つの「みち」ごとに、本計画期間に取り組む対象テーマを設定し、それらを関連文化財群に位置づけ、文化財相互の関係を踏まえた計画的な保存・活用を推進することとします。

4つの「みち」について、それぞれ次のように関連文化財群を設定します。なお、「谷のみち」については、集落間・地域間をつなぐ「みち」であり、町民等による主体的な取組が求められることから、本計画においては関連文化財群を定めず、今後、町民等が話し合い、決定したテーマを、今後、関連文化財群として位置付けて取組を推進していくこととします。

- 「海のみち」の関連文化財群

「日本海が育んだ絶景と営み」に係る関連文化財群

- 「浜のみち」の関連文化財群

「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群

- 「山のみち」の関連文化財群

「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群

- 「谷のみち」の関連文化財群

※今後、各自治会や旧小学校区（地域運営組織等）を単位に設定

次ページ以降に、各関連文化財群の概要、構成する舞台・みち、関連する主な文化財（関連する文化財の一覧は巻末資料2に掲載）、保存・活用の目標、課題、方針、事業計画を示します。

なお、関連文化財群は、それぞれのテーマに基づいて歴史文化の特徴の分野を横断して設定するものであり、歴史文化の特徴と関連文化財群の関係は図5-2のように整理できます。

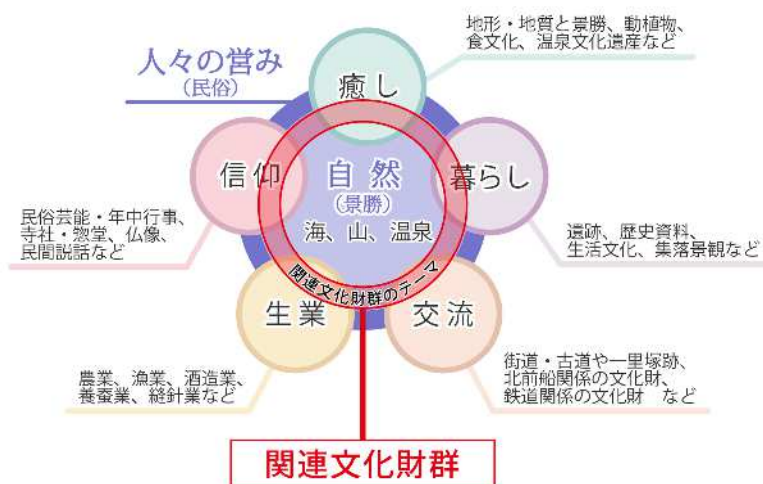


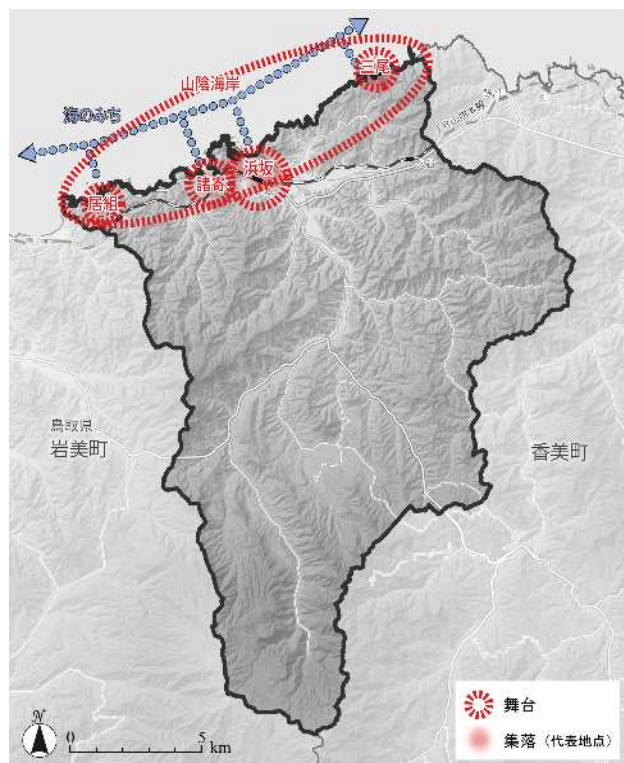
図5-2 歴史文化の特徴と関連文化財群の関係

(1)「海のみち」の関連文化財群

テーマ (関連文化財群)	「日本海が育んだ絶景と営み」に係る関連文化財群	
概要 (文化財のつながり)	日本海の形成に伴う山陰海岸の多様な地形・地質と日本海の荒波は、但馬御火浦などの美しい自然風景をつくり出して人々を誘い、多くの詩歌が詠まれてきました。また、天然の良港・良好な漁場を形成し、諸寄の北前船寄港地としての繁栄や沿岸漁村の暮らしを支えてきました。 北前船などによる「海のみち」を介した日本海沿岸各地域との交流は、浜坂ちくわやへしこなどの食文化を育み、また一方では、麒麟獅子舞などの民俗を伝えてきました。また、沿岸の各地区では、精霊船流しや川下祭りなどの年中行事や、海から上げられた仏像の民間説話や三尾の神功皇后・後鳥羽上皇の伝説といった日本海との関わりを伝える民俗文化も現在に受け継がれ、海とともに生きる人々の営みを感じることができます。 【関係する日本遺産】「荒波を超えた男たちが紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」 「日本海の風が生んだ絶景と秘境 ～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」	
目標	日本海が生んだ絶景と、海とともに生きる人々の営みを感じられるみちづくり	
構成	舞 台	み ち
	・ 浜坂、諸寄、居組、三尾、山陰海岸	・ 北前船航路、船による往来
課 題	・ 地区ごとに異なる日本海と人々の生活文化の関係が埋もれて、その魅力を十分に活かしきれていない。地区ごとの特徴を際立たせながら、多様な魅力を感じられる舞台づくりが求められます。	・ かつての「海のみち」のつながりは失われている中で、その歴史や文化を感じ取ることができる場やコンテンツづくりが求められます。
方 針	山陰海岸の美しい自然風景を維持・継承するとともに、歴史的な集落の景観や建造物、祭り・行事や民間説話、生業などの民俗文化を守り、育み、各舞台固有の歴史文化の魅力を高めます。	海とともに生きる人々の営みを感じられる場、山陰海岸の美しい自然風景を望める場をつくるとともに、関連都市と連携して魅力的な情報発信や活用を推進します。

(関連する主な文化財)

分 野	関連する主な文化財※1	舞台
癒し	・ 但馬御火浦※3などの山陰海岸の自然	山陰海岸
	・ 歌碑（西行法師・与謝野寛・前田純孝・岡垣徹治・白花園鳳影）、郷土料理（へしこ）	諸寄
	・ 郷土料理（なれずし）	三尾
信仰	・ 宇都野神社麒麟獅子舞※3、川下祭り	浜坂
	・ 諸寄麒麟獅子舞※3、為世永神社の例祭（祇園祭）※2、諸寄の精霊船流し	諸寄
	・ 居組麒麟獅子舞※3、居組の精霊船流し、不動明王立像	居組
	・ 三尾麒麟獅子舞※3、民間説話（三尾の神功皇后や後鳥羽上皇の伝説等）	三尾
生業	・ 浜坂港（旧浜坂漁港）、漁業・水産加工業（浜坂ちくわ）	浜坂
	・ 旧諸寄港、漁業・水産加工業	諸寄
	・ 居組港（伊含浦）、漁業・水産加工業	居組
	・ 三尾漁港、漁業・水産加工業	三尾
交流	・ 廻船問屋※2、和船係留跡、諸寄日和山、船主奉納の玉垣・灯籠等の石造物、船絵馬、航路図※2、船名額※2	諸寄
	・ 和船係留跡、船名額、船往来手形	居組
暮らし	・ 浜坂地区の町並み（味原の小径）※3	浜坂
	・ 諸寄地区の景観	諸寄
	・ 居組地区の景観※3	居組
	・ 三尾地区の景観※3	三尾



※1：複数の分野に関連する場合は、最も関係の深い分野に当てはめて整理しています。

※2：日本遺産「荒波を超えた男たちが紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財。

※3：日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境 ～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」」の構成文化財。

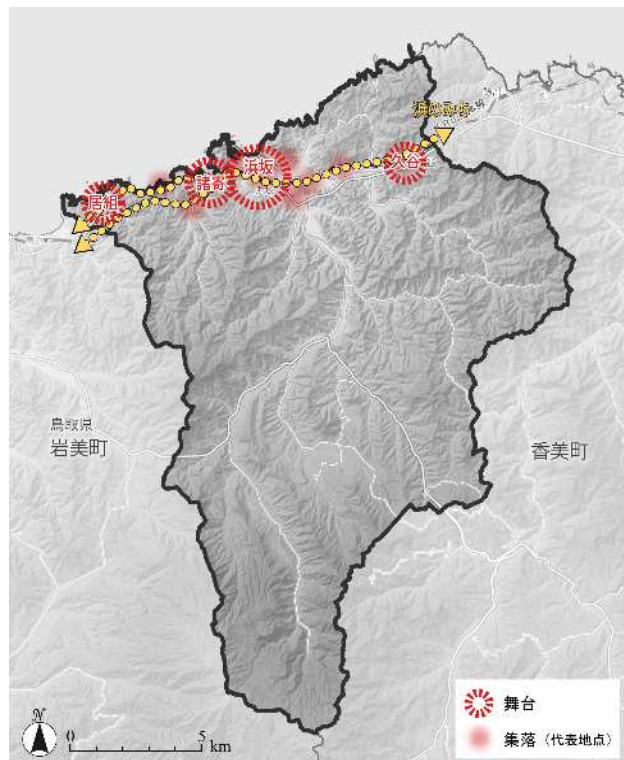
事業名・事業内容 ※【 】内は対応する町全域事業（第4章参照）の番号			取組主体				計画期間			財源	
			町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度		
					生涯 教育課	その他 関係課					
舞台	共通	a1	海に関わる民俗行事の保存・継承 麒麟獅子舞、精霊船流し、川下祭り等の映像記録と継承方策の検討を行います。【37】	◎		◎	◎				国費 県費 町費 団体費
		a2	各舞台の周遊環境の整備 散策ルートづくり、案内板・解説板設置、VR 作成など、舞台に応じた周遊環境を整備します。【48】		○	◎	◎				国費 県費 町費 団体費
		a3	海に関わる食文化の活用 海産物や浜坂ちくわ、へしこ、なれずし等を活かした商品開発やプロモーションを行います。【55, 60】	◎	○	◎	◎				国費 県費 町費 団体費
		a4	町民等を中心とした「海のみち」の活用 自治会や旧小学校区等を単位として、「海のみち」に関わる身近な文化財の把握を進め、まちづくりへの活用方策を検討します。【51】	◎			◎				県費 町費
		a5	日本遺産を活用した教育の推進 日本遺産をテーマとした歴史文化読本を作成し、学校教育・生涯学習に活用します。【3, 5, 24, 25, 26】	◎	○	◎	◎				国費 県費 町費
	浜坂	a6	味原川周辺地区の建築物の詳細調査 味原川周辺地区の建築物の詳細調査を行い、文化財の指定・登録や活用方策を検討します。【21, 35】		◎	◎					県費 町費
		a7	味原川周辺地区の景観形成 味原川周辺地区の歴史的な町並みの保全・形成や景観整備事業を実施します。【38】	◎			◎				国費 県費 町費
	諸寄	a8	旧廻船問屋の調査及び保存 旧廻船問屋の建築物等の調査を実施し、文化財の指定・登録を推進します。【21】	◎		◎					国費 県費 町費 団体費
		a9	旧廻船問屋の活用 旧廻船問屋の建築物等を修理し、「諸寄観光案内所」などの観光やまちづくりに関する施設として整備・活用します。【35, 48, 49】	○		◎	◎				国費 県費 町費 団体費
		a10	諸寄日和山の整備 常夜灯などを活かし、北前船寄港地のシンボルとなる展望公園として整備します。【48】	○		◎	◎				国費 県費 町費
	居組	a11	海に係る文化財の調査 寺社建築、古文書、仏像等の海や北前船との関係を調査します。【16, 17, 18, 21】	○	◎	◎					国費 県費 町費
	三尾	a12	三尾の歴史文化の情報発信 広報や町ホームページ等による絶景と秘境の地・三尾の特異な歴史文化を発信します。【1, 2】	○		◎	◎				国費 町費
	山陰 海岸	a13	海岸の自然環境の保全 海岸清掃等の自然環境の保全のための活動を実施します。【39】	◎			◎				国費 県費 町費
	みち	a14	みちを感じる視点場の整備 観音山や城山園地などの「海のみち」を感じられる良好な視点場を整備します。【48】	○		◎	◎				国費 県費 町費
		a15	景勝と詩歌の活用 視点場への歌碑の設置や歌碑を巡るイベントの開催などを行います。【6, 48, 55, 58】	○		◎	◎				国費 県費 町費
		a16	遊覧船の運航検討 「海のみち」を感じられる但馬海岸遊覧船の運航再開に向けた検討を行います。【52, 58】	○			◎				町費 団体費
		a17	関係都市との連携事業の推進 日本遺産や山陰海岸ジオパークの関係都市と連携した魅力発信事業やイベントの開催等を実施します。【61, 62, 63】	◎		◎	◎				国費 県費 町費

(2)「浜のみち」の関連文化財群

テーマ (関連文化財群)	「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群	
概要 (文化財のつながり)	新温泉町北部を桃観峠から七坂八峠へと東西に横断する道沿いには、岸田川・久斗川付近を中心に多くの古墳や中世城跡が残り、古くから主要な道の一つであったことが伺えます。この道は、近世に豊岡と鳥取を結ぶ浜街道として整備され、久美浜代官から庶民に至るまで、多くの人々が行き交いました。沿道には一里塚跡、道標、地蔵や供養塔等が残り、因幡との関係を伺わせる仇討ち伝説やキツネの民間説話も伝わります。 近代化のなかで、明治時代末に山陰本線が敷設されましたが、山地が海まで迫る特有の地形のため、桃観トンネルや築堤、田君川橋梁などが築造されるなど、大掛かりな工事でした。沿線には、工事で余った煉瓦で造られた塀や犠牲者を供養した招魂碑などが各所に残されています。 現在、これらの道に併行して鳥取豊岡宮津自動車道が建設されており、これらの「浜のみち」を辿ると、複雑な自然地形を克服しながら変遷してきた道と、そこに育まれてきた人々の交流の歴史を感じることができます。	
目標	複雑な自然地形に拓かれた道の変遷と人々の交流の歴史を感じられるみちづくり	
構成	舞 台	み ち
	・浜坂、諸寄、居組、久谷	・浜街道、山陰本線
課 題	・鉄道で通過するだけでなく、降り立って散策してみたい舞台づくりが求められる。	・沿道の文化財と街道・鉄道の関係が分かり難しく、その魅力が十分に伝わっていない。また、散策したくなるような周遊環境も十分に整備できていない。
方 針	浜街道及び山陰本線に関連する文化財を手掛かりに多くの人々を呼び込み、地域の歴史文化に触れ、体験する中で、もう一度訪れたいと思える魅力的な舞台づくりを推進する。	浜街道及び山陰本線の沿線に残る人々の往来や鉄道の敷設等に関わる文化財を守り、複雑な自然地形を克服してきた歴史を知り、そこに育まれた文化を体感できるトレイルを創出する。

(関連する主な文化財)

分 野	関連する主な文化財※1	舞台※2
信仰	・高見の地蔵堂、相撲取塚(大和谷平右衛門塚)	浜坂
	・相撲取塚(仲鋳清七塚他)、民間説話(黄泉坂のおとん女郎)	諸寄
	・民間説話(人斬り井、姥捨伝説)	居組
	・但馬久谷の菖蒲綱引き、久谷ざんざか踊	久谷
	・二方神社、民間説話(おとん女郎と慶蔵坊)	—
交流	・【浜街道】居組七坂尾の一本松(衝立)、旭町の三角道標、一里塚跡	浜坂
	・【山陰本線】西光寺煉瓦塀、山陰本線関連資料、田君川橋梁、浜坂駅・給水タンク	—
	・【浜街道】奥諸寄の道標	諸寄
	・【山陰本線】諸寄煉瓦橋脚、諸寄駅	—
	・【浜街道】七坂八峠、七坂八峠口の法華石経塔、一里塚跡	居組
	・【山陰本線】居組煉瓦塀、居組めがねトンネル、龍雲寺の殉職者追悼碑、居組駅	—
	・【浜街道】桃観峠、旧庄屋株本家住宅	久谷
暮らし	・【山陰本線】久谷八幡神社招魂碑、桃観トンネル、久谷駅	—
	・【浜街道】浜街道、一里塚跡(対田、釜屋)、道標、地蔵、供養塔等	—
	・【山陰本線】和田めがねトンネル、JR 築堤、釜屋三柱神社の煉瓦塀	—
暮らし	・芦屋城址・陣屋跡、清富陣屋跡	浜坂
	・旧庄屋株本家住宅	久谷
	・二方古墳、対田愛宕山城跡等の遺跡	—



※1：複数の分野に関連する場合は、最も関係の深い分野に当てはめて整理しています。

※2：「—」は舞台間をつなぐ道筋又はその沿道・沿線に位置する文化財。

事業名・事業内容 ※【 】内は対応する町全域事業（第4章参照）の番号			取組主体				計画期間			財源		
			町民等	専門 家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度			
					生涯 教育課	その他 関係課						
舞台	共通	b1	山陰本線に関わる文化財の把握調査 山陰本線に関連する遺構・遺物等の文化財の把握のための調査を実施します。【21】	○	○	◎				県費 町費		
		b2	山陰本線に関わる文化財の保存・管理 山陰本線に関連する文化財の指定・登録等の検討や適切な保存・管理を実施します。【36】	◎		◎				町費 団体費		
		b3	各舞台の周遊環境の整備 散策ルートづくり、案内板・解説板設置、VR 作成など、舞台に応じた周遊環境を整備します。【48】		○	◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費	
		b4	町民等を中心とした「浜のみち」の活用 自治会や旧小学校校区等を単位として、「浜のみち」に関わる身近な文化財の把握を進め、まちづくりへの活用方策を検討します。【51】	◎			○ 企画課				県費 町費	
	浜坂	b5	芦屋城址・芦屋陣屋跡の調査・整備 芦屋城址・芦屋陣屋跡の調査・整備を行います。【20, 47】			◎	◎				国費 県費 町費	
		b6	清富陣屋跡の調査・整備 清富陣屋跡の発掘調査により概要を把握し、周囲の寺社と一体的な環境整備を行います。【20, 47】			◎	◎				国費 県費 町費	
		b7	二方古墳の調査・整備 二方古墳の発掘調査により概要を把握し、一帯の史跡公園としての整備を行います。【20, 47】			◎	◎				国費 県費 町費	
		b8	山陰本線関連資料の公開・活用 山陰本線に関連する資料の把握調査及び整理を行い、公開・活用します。【50】	○			◎				県費 町費	
	諸寄	b9	諸寄駅周辺の整備 諸寄の玄関口の一つとして、駅舎の改修、諸寄港を展望できる公園・イベント広場を整備します。【48】	○			◎ 企画課 商工観光課				町費 団体費	
	居組	b10	七坂八峠の遊歩道整備 七坂八峠沿道の草刈り・枝打ち、防護柵の設置等により遊歩道を整備します。【36】	◎			○ 建設課				町費	
	久谷	b11	ももうづき峠の遊歩道整備 ももうづき峠（桃観峠）の沿道の草刈りや路面の補修等により遊歩道を整備します。【36】	◎			○ 建設課				町費	
	みち	b12	浜街道・山陰本線に係る観光ガイドの育成 浜街道沿道・山陰本線沿線の歴史や文化について解説できる観光ガイドを育成します。【29】	○			◎ 商工観光課				町費	
		b13	文化財を巡るトレイル整備 一里塚や案内板・解説板の整備等を行い、浜街道及び山陰本線沿道の文化財を巡るトレイルを整備します。【48】			○	◎ 商工観光課				国費 県費 町費	
		b14	旧国道 178 号沿道の環境整備 浜街道（七坂八峠）と並行する旧国道 178 号の草刈り等の維持管理や環境整備を行います。【38】	○				◎ 建設課				町費
		b15	浜街道トレイルパンフレットの作成 浜街道巡るためのルート、沿道の文化財や施設等を掲載したパンフレットを作成します。【53】	○	○	◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費	
		b16	浜街道や山陰本線を活かしたイベントの開催 専門家・観光ガイドと一緒に浜街道を歩くイベント、山陰本線沿線都市や JR と連携した鉄道資源を活かしたイベント等を開催します。【6, 58】	◎	○	◎	◎ 企画課 商工観光課				国費 県費 町費 団体費	

(3)「山のみち」の関連文化財群

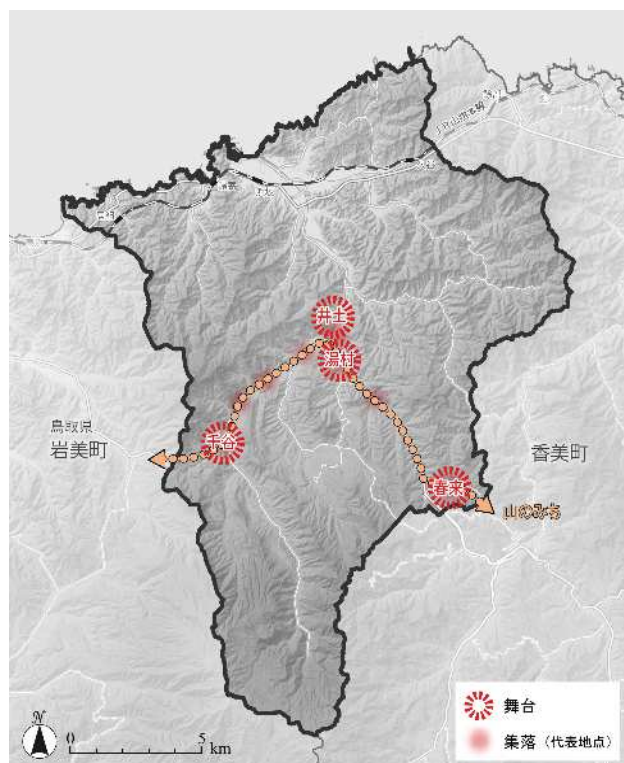
テーマ (関連文化財群)	「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群	
概要 (文化財のつながり)	新温泉町には、古代行政区画である五畿七道を結ぶ官道の一つ・山陰道が通り、面沼神社付近には面治駅、その北東に井土廃寺が位置し、井土付近が古代二方郡の中心地でした。そして、中世には、温泉城をはじめとした山城が沿道に築かれ、山陰道を軍馬が行き交いました。 近世になると、街道として整備され、旅人や行商人の往来は、古くからの湯治場として知られる湯村や峠の位置する春來や千谷など、沿道の村々の発展を促すとともに、獅子舞や芸踊りなどの民俗芸能、狼信仰に関する民間説話などのさまざまな民俗文化を伝えてきました。 その後も湯村温泉は、観光の中心地として栄え、地域の発展をけん引してきました。湯村温泉では、荒湯の開放による湯がき文化の体験や観光客参加型での菖蒲綱引きの復活、春來では栃餅やかき餅、春來そばなどの食文化の売り出しなど、暮らしに根付いた文化を積極的に地域づくりに活かしています。「山のみち」を辿ることで、古代から続く山陰道と温泉がもたらしてきた地域の発展と、その中で生まれ、現代に受け継がれてきた豊かな民俗文化を感じることができます。	
目標	山陰道の往来と但馬有数の温泉地に支えられた 地域の発展と豊かな民俗を感じられるみちづくり	
構成	舞 台	み ち
	・湯村、井土、春來、千谷	・山陰道
課 題	・山陰道の悠久の歴史のなかで展開してきたさまざまな歴史や文化を感じられる舞台づくりと、それらを通じた湯村温泉のさらなる魅力向上が求められます。	・通過交通が中心となり、かつての山陰道であることが忘れ去られつつある中で、車で訪れる人が立ち寄り、歴史や文化を学び、感じることができる場づくりが求められます。
方 針	温泉、遺跡、食、民俗など、山陰道との関わりの中で育まれてきた各舞台固有の暮らしの文化を活かした魅力づくりを推進します。	峠道や道端の一里塚、道標・地藏などを活かして、かつて多くの人々が往来した山陰道の歴史的な風情を感じられる道づくり、車で新温泉町を訪れる人が立ち寄ってみたいくなる環境・空間づくりを推進します。

(関連する主な文化財)

分 野	関連する主な文化財※1	舞台※2
癒し	・湯村温泉、芭蕉の句碑、京ロ一丁目のケヤキ、きんちゃんおかず、湯がき文化	湯村
	・春來そば、春來のかきもち	春來
	・ジャブ	千谷
信仰	・湯村の菖蒲綱引き、湯村の火祭り、湯村薬師堂、民間説話（湯と慈覚大師、湯村城と宴の清水）	湯村
	・面沼神社、お名荷祭り	井土
	・春來神社、オタンの墓	春來
	・千谷麒麟獅子舞、五輪塔群、民間説話（お菊狐）	千谷
生業	・民間説話（鐘尾のガイダ婆、千匹狼）	—
	・酒造用具（杜氏館所蔵）	湯
交流	・酒造・但馬杜氏	—
	・一里塚跡（歌長）	湯村
	・井土廃寺、井土郡治遺跡、面治駅家推定地、一里塚跡（竹田）	井土
	・春來峠、一里塚跡	春來
	・蒲生峠、一里塚跡	千谷
暮らし	・山陰道、道標、地藏、供養塔等	—
	・湯村地区の景観、温泉城	湯村
	・井土廃寺	井土
	・春來地区の景観、春來城ヶ山城跡	春來
	・千谷地区の景観	千谷

※1：複数の分野に関連する場合は、最も関係の深い分野に当てはめて整理しています。

※2：「—」は舞台間をつなぐ道筋又はその沿道・沿線に位置する文化財。



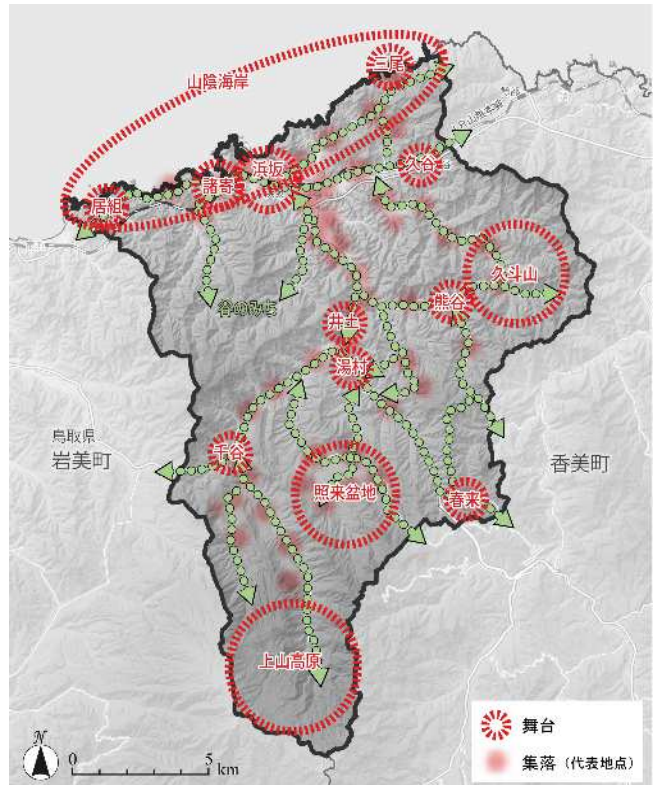
事業名・事業内容 ※【 】内は対応する町全域事業（第4章参照）の番号			取組主体				計画期間			財源	
			町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度		
					生涯 教育課	その他 関係課					
舞台	共通	c1	街道筋に伝わる民俗行事の保存・継承 麒麟獅子舞、菖蒲綱引き、火祭り、お茗荷祭り、盆踊り等の映像記録と継承方策の検討を行います。【37】	○		◎	○ 地域振興課				国費 県費 町費 団体費
		c2	各舞台の周遊環境の整備 散策ルートづくり、案内板・解説板設置、VR作成など、舞台に応じた周遊環境を整備します。【48】		○	◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
		c3	町民等を中心とした「山のみち」の活用 自治会や旧小学校区等を単位として、「山のみち」に関わる身近な文化財の把握を進め、まちづくりへの活用方策を検討します。【51】	◎			○ 企画課				国費 県費 町費
		c4	温泉・山陰道の教育への活用 温泉や山陰道をテーマとした歴史文化読本を作成し、学校教育・生涯学習に活用します。【3, 5, 24, 25, 26】	◎	○	◎	◎ こども教課				国費 県費 町費
	湯村	c5	温泉に関わる民俗文化の調査 湯がき文化など、温泉に関連する民俗文化についての調査を実施します。【21】	○	○	◎					国費 県費 町費
		c6	湯・細田地区の景観形成 湯・細田地区の温泉街に相応しい町並みの形成や景観整備事業を実施します。【38】	◎			◎ 建設課				国費 県費 町費
		c7	荒湯周辺の整備 足湯施設をサイクリング・ランニングスタントとして活用するなど、荒湯周辺を湯村観光及び山陰道巡りの拠点として整備します。【48】	○			◎ 企画課 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
		c8	文化観光コンテンツの拡充 湯がき文化や祭り・行事など、観光客が参加・体験できる文化観光コンテンツを拡充します。【7, 58】	◎		○	○ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費
	春來	c9	春來の食文化の活用 かき餅、春來そば等を活かしたイベント開催や新たな商品開発、PR等を実施します。【60】	◎			○ 商工観光課 農林水産課				町費 団体費
	井土	c10	井土廃寺の調査 井土廃寺の発掘調査により概要を把握します。【20】		◎	◎					国費 県費 町費
	千谷	c11	蒲生峠の調査 蒲生峠の調査を実施し、文化財の指定・登録等に向けた検討を行います。【20, 35】		◎	◎					町費
みち	c12	山陰道（古代）の道筋の調査 山陰道（古代）の道筋の解明に向けた調査を実施します。【20】		◎	◎					町費	
	c13	山陰道・湯村温泉に係る観光ガイドの育成 山陰道や湯村温泉の歴史や文化を解説できる観光ガイドを育成します。【29】	○		◎	◎ 商工観光課				町費	
	c14	沿道の文化財の保存・管理 沿道の道標・石仏、一里塚、ランドマークとなる樹木等を適切に保存・管理します。【36】	◎		○					国費 県費 町費	
	c15	国道9号沿道の景観形成 国道9号の沿道景観の形成及び景観整備事業を実施します。【38】	○			◎ 建設課				国費 県費 町費	
	c16	国道9号沿道の散策拠点の整備 駐車・駐輪スペース、便益施設、案内板・解説板等の散策拠点を国道9号沿道に整備します。【48】			◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費	
	c17	遊歩道・サイクリングロード等の整備 山陰道沿道の文化財を巡る遊歩道・サイクリングロード等を整備します。【48, 57】			◎	◎ 商工観光課 建設課				国費 県費 町費	
	c18	山陰道を活かしたイベントの開催 専門家・観光ガイドと一緒に山陰道を歩くイベント等を開催します。【6, 58】	◎	○	◎	○ 商工観光課				国費 県費 町費 団体費	

(4)「谷のみち」の関連文化財群

「谷のみち」は、町内に広く張り巡らされた集落間・地域間等を結ぶ道（「浜のみち」の一部及び「山のみち」と重複）であり、区間ごとにさまざまな関係が想定されます。このため、各自治会や旧小学校区（地域運営組織等）を単位に、対象とする「テーマ」並びに「舞台」「みち」「関連する文化財」を設定して、町民等による主体的な取組を推進することとします。

表 5-3 に示すテーマの手がかりを参考にしながら、町民等が話し合い、決定したテーマを、今後、関連文化財群として位置付けて取組を推進していきます。

なお、町は、町全域の措置（第4章参照）に基づき、各自治会や旧小学校区（地域運営組織等）での検討や、保存・活用の取組の推進に対して各種支援を実施します。



「谷のみち」に係る取組に対する支援措置の例

※【 】内は対応する町全域事業（第4章参照）の番号

- ・旧小学校区等を単位とした文化財を活かしたまちづくりのための協議会の組織化 【Ⅰ-2(9)】
- ・文化財データベースの公開・更新 【Ⅰ-2(10)】
- ・主体間の情報共有・意見交換の場の設置 【Ⅰ-3(12)】
- ・町民等による身近な文化財の保存・管理 【Ⅱ-3(36)】
- ・自治会・旧小学校区等を単位とした文化財活用の取組推進 【Ⅲ-1(51)】

表 5-3 町民が主体的に取り組む「谷のみち」に関する取組テーマの手がかり

旧小学校区	「みち」のテーマの例	関係する主な文化財の例	概 要
各地区 共 通	海・山の恵みを味わうみち	各地区の食文化（海産物、但馬牛、郷土料理等）、湯がき文化	豊かな自然の恵みのもとに育まれた食文化を伝える。
	信仰と舞のみち	各地区の社寺・例祭・民俗行事	古くからの人々の自然・神仏への信仰を伝える。
	先人物語、功績のみち	各地区の先人や功績・足跡	先人の知恵や功績を次代に伝える。
	巨樹・巨木のみち	各地区の天然記念物・希少動植物	豊かな自然を守り、後世に伝える。
	合戦のみち	芦屋城・芦屋陣屋・清富陣屋、高巻城・古市城・用土城など城郭史跡	戦国期の岸田川沿いの歴史を伝える。
	但馬杜氏のみち	杜氏館・先人記念館の酒造関係史料及び杜氏関係資料	かつて地域産業として栄えた歴史や文化を伝える。
	近代化のみち（養蚕）	越坂風穴・顕彰碑・古文書	近代日本の主要産業「養蚕」の歴史や文化を伝える。
浜 坂	宇都野の森、針と祭りのみち	宇都野神社（川下祭り）、浜坂針関係資料	地域産業の一つとして、浜坂針の歴史・文化を伝える。
	但馬国二方のみち	相応峰寺・二方古墳・二方神社・楞嚴寺	平安時代～中世の中心地として栄えた歴史を伝える。
久 斗	但馬御火浦、伝説のみち	神宮皇后伝説・平家伝説・石仏群	平家伝説など特異性を伝える。
久斗山	タタラのみち	本谷焼尾製鉄遺跡・金屋子神社、タタラ場遺跡	地域産業を栄えた歴史・文化・自然を伝える。
諸 寄 居 組	雪の白浜と歌のみち	雪の白浜、西行法師等の歌碑	平安時代から景勝地として多くの歌人の歌枕として読まれた諸寄海岸を伝える。
温 泉	湯けむり・癒しのみち	湯・細田地区の社寺・祠・伝統行事	但馬有数の温泉地として栄えた歴史・文化を伝える。
	古代郡衙に続くみち	古墳群・街道史跡・伝承・郡衙・駅・井土廃寺	古代山陰道の沿線地域として栄えた歴史・文化を伝える。
八 田			
照 来	但馬牛のふるさとのみち	但馬牧場博物館所蔵資料他、地区内の伝承・民俗資料など	日本農業遺産「但馬牛」の歴史や文化を伝える。
奥八田	上山高原まるごと博物館のみち	地区内の歴史・文化・自然の構成文化財全般	地区内の歴史・文化・自然の構成文化財全般を伝える。

5-3 文化財保存活用区域

(1) 文化財保存活用区域の設定

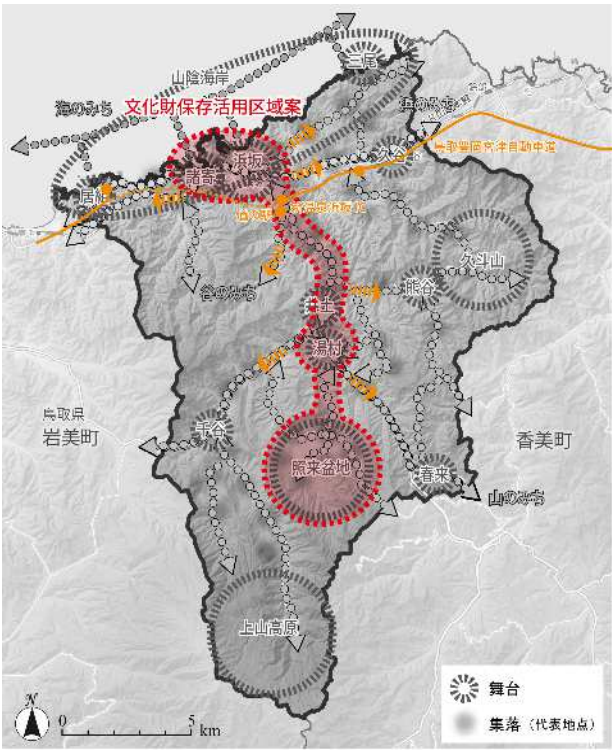
ビジョンの実現に向けた関連文化財群の保存・活用の取組を効果的に推進し、取組の効果を町全体に波及していくために、骨格となる区域を「文化財保存活用区域」に設定し、本計画期間において重点的な取組を実施します。

対象区域は、次の3つの設定の視点をもとに、下表に示す『海・浜と山をつなぐ歴史文化軸』とします。

視点① 4つの「みち」のいずれにも関係する区域であること

視点② 区域内の「舞台」に5つの歴史文化の特徴を代表する文化財を含むこと

視点③ 歴史文化の保存・活用及び観光振興において、特に重要な役割を担う区域であること

区域名称		『海・浜と山をつなぐ歴史文化軸』
対象区域		・「浜坂」・「諸寄」から「湯村」、「照来盆地」の各舞台をつなぐ区域（右図） 
	視点①	・浜坂・諸寄は「海のみち」「浜のみち」、湯村は「山のみち」に関係し、「谷のみち」が各舞台をつないでいる。
	視点②	・「癒し」では、諸寄の洞門、湯村の湯村温泉、湯がき文化がある。 ・「信仰」では、浜坂の麒麟獅子舞、川下祭り、諸寄の麒麟獅子舞、精霊船流し、湯村の菖蒲綱引き、火祭り、照来盆地のはねそ踊、塩山撞木塔婆歌念佛、中辻芸踊り、巖山権現がある。 ・「生業」では、浜坂の縫針産業、浜坂ちくわ等の漁業・水産加工業、諸寄のかつての廻漕業、漁業・水産加工業、照来盆地の畜産（但馬牛）、棚田がある。 ・「交流」では、浜坂の浜坂駅・給水塔、西光寺煉瓦塀、諸寄の北前船関係の文化財がある。また、井土の面治駅、郡衙推定地、井土廃寺も区域内に含む。 ・「暮らし」では、浜坂の味原川周辺の景観、諸寄の旧廻船問屋等の景観、湯村の湯村温泉の景観がある。
	視点③	・浜坂・諸寄、湯村は、現在も新温泉町における観光の拠点であり、両地区間の道は、地域の骨格となる岸田川に沿い、浜坂地域と温泉地域をつなぐ重要な役割を担う。また、鳥取豊岡宮津自動車道新温泉浜坂 IC と結節し、道の駅が立地するなど、観光面においても、地域の玄関口並びに主要な動線となる区域である。

(2)「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」における文化財の保存・活用

第2章（56 ページ参照）において、新温泉町の歴史文化の特徴を「海、山、温泉に育まれた営みが織りなす歴史文化 ～景勝と民俗の宝庫～」とし、基盤となる海、山、温泉などの「自然」と、自然に育まれた「人々の営み」としての「癒し」、「信仰」、「生業」、「交流」、「暮らし」の5つの分野から整理しました。

図 5-3 に示すように、食文化は、5つの分野のいずれにも関係し、新温泉町の歴史文化の特徴を多くの人が理解しやすいものであるといえます。また、食文化は重要な観光資源の一つであり、特に新温泉町では観光の核になるものであること、さらに食文化は地域住民にとって身近な文化財であり、協働による効果的な取組が期待できます。

このことを踏まえ、景勝をつくり出す自然と、そのもとに展開してきた人々の営みである民俗が折り重なり、育まれてきた食文化を文化財保存活用区域「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」における取組の重点テーマとし、次の目標・方針を設定して、関係する各主体が連携して次ページに示す保存・活用の措置を推進します。

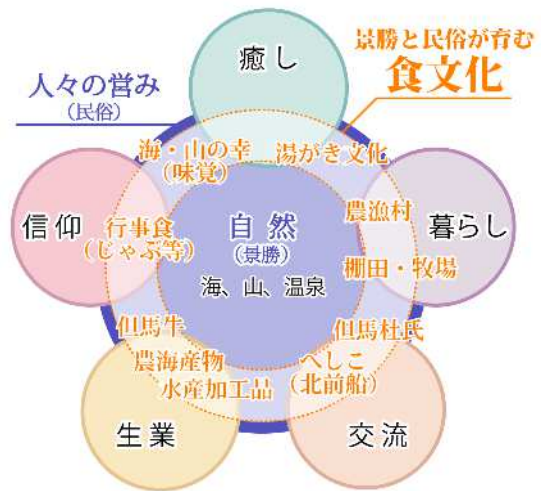


図 5-3 新温泉町の歴史文化の特徴と食文化の関係

目標	景勝と民俗が育む食文化を活かした「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」の創出 ～ 食文化を通じた新温泉町の歴史文化の特徴の共有と魅力の向上 ～		
課 題	海・浜と山をつなぎ、新温泉町全体としての一体的な歴史文化の魅力の創出に結び付けていくことが求められます。	豊富な海産物や但馬牛、湯がき文化など、豊かな景勝や民俗に育まれてきた食文化を観光振興に活かし、地域活力の向上を図ることが求められます。	食文化をきっかけに、文化財への興味・関心や保存・活用の取組への展開を促し、各舞台の歴史文化の魅力のさらなる向上を図ることが求められます。
方 針	方針① 新温泉町における歴史文化を活かした観光振興の骨格軸としてのつながりと、町内各地区へとつながるターミナル機能を創出します。	方針② 景勝や民俗と関連づけながら、食文化を活かした国内外への観光プロモーションを推進します。	方針③ 各舞台における食文化の魅力の創出・育成を図るとともに、関連文化財群の措置と連携して、多様な歴史文化を活かした回遊性の向上を図ります。

主な構成文化財

舞台	食文化	景勝	民俗
浜坂	・海産物や加工物（浜坂ちくわ等）	・味原川の町並み ・浜坂海岸（松林・砂浜等） ・浜坂旧港・漁港風景	・麒麟獅子舞 ・川下祭り
諸寄	・海産物や加工物（へしこ等）	・旧廻船問屋等の町並み・北前船関連遺構 ・洞門・雪の白浜等の海岸線	・麒麟獅子舞 ・精霊船流し
湯村	・湯がき文化 ・酒造・但馬杜氏（杜氏館） ・きんちゃんおかず	・湯村温泉の景観（温泉と湯けむり）	・菖蒲綱引き ・火祭り
照来盆地	・但馬牛 ・行事食（じゃぶ等）	・棚田景観 ・放牧の風景	・はねそ踊 ・塩山撞木塔婆歌念佛 ・中辻芸踊り ・巖山権現

事業名・事業内容 ※【 】内は対応する町全域事業（第4章参照）の番号			取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期 令和 6～8 年度	中期 令和 9～11 年度	後期 令和 12～13 年度	
					生涯 教育課	その他 関係課				
方針①	1	区域内を巡る周遊ルートの設定 食文化をテーマとした区域内の文化財を巡る周遊ルートを設定します。【52】	◎			○ 商工観光課				町費
	2	区域内を巡る交通手段の整備 レンタサイクル、町民バスなど、区域内を文化財を巡る交通手段を整備します。【57】				◎ 企画課 商工観光課 建設課				町費
	3	食文化マップ・リーフレットの作成 食文化を中心に関連する文化財を紹介するマップ・リーフレットを作成します。【53】	◎		◎	◎ 商工観光課				町費 団体費
	4	道の駅の情報発信機能の強化 町内各地域へと人々を導くため、道の駅における歴史文化情報や観光情報の発信機能を強化します。【55, 56】			◎	◎ 商工観光課				町費
	5	主体間連携の場の設置 区域内の各地区・関係団体等が連携して取組を推進するための場（会議やWeb サイト等）を設置します。【12】	◎		◎	◎ 企画課				町費 団体費
	6	継続的な取組のための仕組みの検討 イベント等の内容の拡充や食に関わる企業・店舗等の協力金・協賛金等の資金調達方策など、継続的な取組のための仕組みを検討します。【-】	◎	○	◎	◎ 商工観光課 農林水産課 牧場公園課				町費 団体費
	7	新しい技術等のモデル的活用 文化財の保存・活用や観光情報の発信等に関する新しい技術等をモデル的に導入・運用し、町全域へと展開させていきます。【-】		◎	◎	◎ 商工観光課				国費 県費 町費
方針②	8	食文化をテーマとしたモニターツアーの開催 食文化に係る観光コンテンツの拡充等のためのモニターツアーを開催します。【7, 55, 58】	○		◎	◎ 商工観光課				町費
	9	道の駅での食文化イベントの開催 道の駅において、食文化を活かしたイベントを開催します。【7, 56, 58】	○		○	◎ 商工観光課 農林水産課				町費 団体費
	10	区域内施設の連携イベントの開催 区域内の施設が連携して、文化財の一斉公開や企画展、体験プログラムなどのイベントを開催します。【58】	◎		◎	◎ 商工観光課 農林水産課 牧場公園課				町費 団体費
	11	食文化をテーマとした情報発信の強化 町や観光協会のホームページ、SNS 等のさまざまな媒体を活用して、食文化に係る重点的な情報発信を実施します。【54】			○	◎ 商工観光課				町費
	12	食文化を活かした観光プロモーション 旅行者やグルメサイトなどと連携し、食文化を活かした観光プロモーションを実施します。【55】	◎		◎	◎ 商工観光課				町費 団体費
	13	外国人観光客向け観光コンテンツの開発 但馬牛、酒造・杜氏、海産物、湯がき文化等の食文化を活用した外国人観光客向けの観光コンテンツを開発します。【55, 58】	◎		◎	◎ 商工観光課				町費 団体費
	14	舞台ごとの食文化の魅力の創出・育成 舞台ごとの特徴を活かした食文化の魅力を創出・育成します。【60, 64】	◎	○	◎	◎ 商工観光課 農林水産課 牧場公園課				県費 町費 団体費
15	関連文化財群の措置の推進 ※各関連文化財群の措置を参照【-】	-	-	-	-				-	

第6章 文化財の防災と防犯体制の強化

6-1 文化財の防災

(1) 災害史

① 風水害等

風水害 新温泉町は、日本海型気候に属し、年間を通して多雨多湿の時期が多い地域です。そして、岸田川をはじめとした各河川は、短く、急流であることから(図6-1)、大雨が降ると度々洪水を引き起こしました。

近世の風水害については、村文書や寺社文書、私文書などから、頻繁に洪水が発生して、水田に土砂が流れ込んだり流失したりする被害が出ていたことを知ることができます。特に大きな被害を出した洪水には、宝暦5年(1755)、明和5年(1768)、天明6年

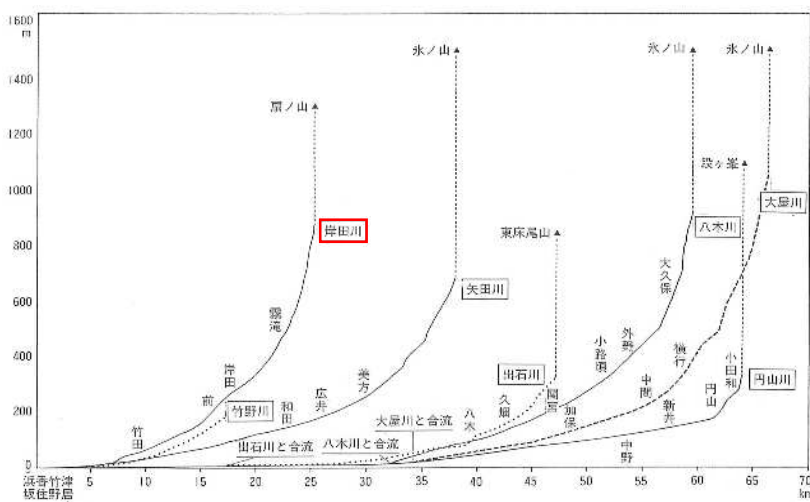
(1786)、文政13年(1816)、嘉永3年(1850)、慶応2年(1866)の洪水などがあり、天明6年(1786)の洪水については、井土村より下は一面の川となったという記録も残されています(村尾篤之文書)。また、享保20年(1735)には、三尾村で大波があり、住宅や網小屋、漁船が波に引き流されたり潰される浪害が発生した記録が残ります(中村昌義文書)。さらに、熊谷では、仁連寺という寺が大雨で土砂とともに悉く流されてしまい、寺の鐘が現在もどこかに埋まっているという伝承が残り、青下では、かつて千軒あって賑やかだった村が洪水で流され、その一部が畑原(田中)にとどまったため、畑原の人は青下の氏神にお参りをし、祭りも青下と同じ日に行われると伝わるなど、町内各地の民間説話にも風水害の記憶が伝わっています。

このような近世の洪水の背景には、上述の自然条件に加え、岸田川下流域では宮城氏による川の付け替えも大きく影響していました。宮城氏は、寛永4～20年(1627～1643)の16年間にわたり清富に陣屋を置き、年貢の増収と水運の確保、陣屋防衛のために岸田川の流路を変える大工事を実施しており、その結果、岸田川・久斗川の合流地点を中心に度々の洪水が発生しました。清富の集落の南には、久斗川が氾濫した際、家屋の被害を最小限に抑えるために築かれた二線堤が残っており、度重なる洪水に備えていたことが伺えます。

近代以降の但馬における主な風水害は、表6-1のとおりです。これらの大規模な風水害の他にも、「見渡せば 沖に絹巻 千歳松 波諸寄に 雪の白浜」(伝西行法師)と詠まれた諸寄港口の千年松を倒した明治18年(1885)1月の暴風など、文化財に被害をもたらした風水害は数多くあります。

大正7年(1918)の台風では、日雨量は過去最大の509mmを記録し、岸田川水系だけで死者が60人に及びました。この災害を受けて、田君川は川幅が倍に広げられ、拡幅部分にはラチス桁が増設されました。

また、昭和9年(1934)の室戸台風では、浜坂で9月19～21日にかけて総雨量246mmを記録し、岸田川流



出典：『ひょうごの地形・地質・自然景観』田中真吾・中島和一編集、兵庫県監修
図6-1 但馬の河川の縦断面図



清富の二線堤

域は、死傷者 362 人、浸水家屋約 15,000 戸という壊滅的な被害を受けました。災害直後に現地を踏査した県職員の一人は、『兵庫の河川事業 50 年のあゆみ』（平成 3 年（1991）、兵庫県土木部河川課）に「これまで調査した竹野川・佐津川・矢田川・岸田川の河川沿い是一片の耕地も残さず山から山までが完全に河原と化して、所々に道路と堤防の姿が残っている状態であった」という回想をよせています。この室戸台風による被害を受けて、岸田川の下流部では、宮城氏による付け替えで屈曲した河道の改善、田君川の岸田川への合流地点の変更、河道の拡幅などの河川改修事業が昭和 12 年（1937）から順次進められ、昭和 21 年（1946）に完成しました。

このように、近代以降の土木事業により近世に比べると洪水の発生は少なくなったものの、依然として風水害は後を絶たず、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風、昭和 36（1961）の第 2 室戸台風、平成 2 年（1990）の台風 19 号、平成 16 年（2004）の台風 23 号では大きな被害を被りました。特に平成 2 年（1990）の台風 19 号は、浸水面積約 2,000ha、浸水家屋 431 戸におよびました。支流味原川の氾濫は、浸水面積 47ha、浸水家屋 231 戸という被害をもたらした。この災害を契機に味原川の河川改修が実施され、味原川放水路が整備されました。



水没するめがねトンネル（和田）
昭和 34 年（1959）伊勢湾台風



倒壊した魚類加工納屋（諸寄）
昭和 36 年（1961）第 2 室戸台風



増水する春來川（湯・荒湯付近）
平成 2 年（1990）台風 19 号



斜面崩壊（石橋）
平成 2 年（1990）台風 19 号

※写真はいずれも『但馬の災害史』（平成 5 年（1993）11 月、兵庫県防災協会 南但・豊岡・浜坂支部）より

表 6-1 近代以降の但馬地方の主な風水害

	発生年月日	災害の名称	災害の概要
1	明治 2 年（1869）2 月 1 日	大雨	大洪水。二方神社の御神体が流される。
2	大正 7 年（1918）9 月 13～14 日	台風	紀伊半島に上陸。岸田川水系だけで死者は 60 人。日雨量 509mm。
3	昭和 9 年（1934）9 月 21 日	室戸台風	室戸岬に上陸、京都を通過。県下各地に大被害。
4	昭和 28 年（1953）7 月 4～5 日	豪雨	西日本に梅雨前線が停滞し、山陰に豪雨。
5	昭和 34 年（1959）9 月 26 日	伊勢湾台風	潮岬の西方に上陸、三重・岐阜を経由して日本海へ。但馬に大きな被害。
6	昭和 36 年（1961）9 月 16 日	第 2 室戸台風	室戸岬に上陸、阪神間を経由して日本海へ。県下一円に被害。
7	昭和 39 年（1964）7 月 15 日	豪雨	梅雨前線により但馬地方に豪雨。公共土木被害。
8	昭和 47 年（1972）7 月 9 日	7 月豪雨	梅雨前線により全国各地で水害発生。
9	昭和 47 年（1972）9 月 16～17 日	台風 20 号	潮岬に上陸後、日本海へ。県下で死者 5 名。
10	昭和 51 年（1976）9 月 8～13 日	台風 17 号	九州北部から日本海へ。県下で死者 19 名。
11	昭和 54 年（1979）10 月 18～19 日	台風 20 号	大型で広範囲の暴風域を持ち、県北部を中心に風水害発生。
12	昭和 61 年（1986）12 月 28 日	暴風	暴風により餘部鉄橋列車転落。死者 6 名。
13	昭和 62 年（1987）10 月 16～17 日	台風 19 号	大雨により県下全域で床上、床下浸水。浜坂地域に大きな被害。
14	昭和 63 年（1988）8 月 24～25 日	大雨	雷雨大雨により県北部で床上、床下浸水。
15	平成元年（1989）10 月 2～3 日	大雨	大雨により県北部で被害。温泉地域 44mm/h。
16	平成 2 年（1990）9 月 17～20 日	台風 19 号	日本海沿岸に停滞する秋雨前線が台風接近に伴って活発化。但馬に甚大な被害。特に浜坂地域に被害。
17	平成 16 年（2004）10 月 20～22 日	台風 23 号	台風による集中豪雨で、円山川堤防が決壊するなど豊岡市を中心に但馬全域に甚大な被害。

資料：『新温泉町地域防災計画 風水害等対策計画編』（令和 5 年（2023）2 月修正、新温泉町）

雪害 新温泉町では、冬季の降水日数・降水量が多く、降水は雪の形をとるため、豪雪被害も度々発生しました。近世の雪害に関する記録は多く残っていませんが、『校補但馬考』（大正 11 年（1922）、桜井勉）には、延享 2 年（1745）に 7 尺（約 210 cm）の雪が積もったこと、『三尾の郷土史 みほのうら』（平成 5 年（1993）、三尾郷土史編集委員会）には、文政 12 年（1829）に三尾で 6～8 尺（約 180～240 cm）の積雪があり、村人は屋根の上を歩いたと伝えることなどが記されています。

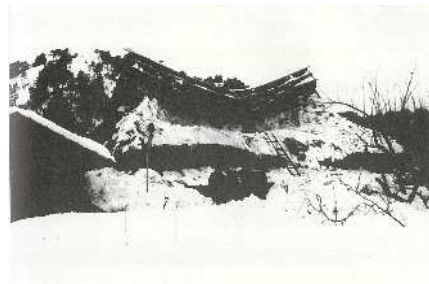
近代以降、特に大きな被害を出した雪害には、「三八豪雪」、「五一豪雪」、「五六豪雪」があり、人的被害に加えて、表層雪崩による建物の倒壊、倒木、交通途絶による集落の孤立、農林水産物への被害などが町内各地で記録されています。特に「三八豪雪」の被害は大きく、公民館や民家の倒壊の他、三尾では蛭子神社や下山神社の社殿が倒壊した記録が残っています。



1 階が雪に埋もれた市街地（浜坂）
昭和 38 年（1963）三八豪雪



倒壊した七釜公民館（七釜）
昭和 38 年（1963）三八豪雪



雪で倒壊した民家（藤尾）
昭和 38 年（1963）三八豪雪

※写真はいずれも『但馬の災害史』（平成 5 年（1993）11 月、兵庫県防災協会 南但・豊岡・浜坂支部）より

表 6-2 近代以降の新温泉町域における主な雪害

	発生年月	災害の名称	災害の概要
1	昭和 2 年（1927）1 月	大雪	・久谷村で約 273 cm の積雪。薬師堂の屋根大破。
2	昭和 9 年（1934）2 月	大雪	・久斗山小学校校舎が倒壊。多くの児童・教師が下敷きとなる。死者 6 人。昭和 55 年（1980）に「祈りの碑」建立。
2	昭和 38 年（1963）1 月～2 月	三八豪雪	・最深積雪量：湯村 180 cm、春來峠 400 cm、浜坂 223 cm ・交通の途絶による集落孤立の発生。 ・旧浜坂町で死者 10 人、住宅全壊 11 戸、住宅半壊 47 戸。 ・旧温泉町（霧滝）で雪崩のため家屋倒壊 2 戸、死者 4 人。
3	昭和 43 年（1968）2 月	雪崩	・家屋倒壊 1 戸、死者 2 人
4	昭和 51 年（1976）12 月～3 月	五一豪雪	・最深積雪量：歌長 230 cm、春來峠 276 cm、浜坂 230 cm ・旧温泉町（霧滝）では表層雪崩による家屋倒壊 3 戸・死者 2 人。
5	昭和 56 年（1981）1 月	五六豪雪	・最深積雪量：歌長 161 cm、春來峠 197 cm、浜坂 141 cm ・交通の途絶による集落孤立。 ・土木・農林への甚大な被害の発生。
6	平成 23 年（2011）1 月	大雪	・最深積雪量：春來 186 cm、切畑 207 cm、田中 168 cm、 久谷 109 cm、浜坂 38 cm ・各地で積雪による倒木被害

資料：兵庫県資料「兵庫県で過去に発生した主な雪崩、『温泉町史 第三巻』（平成 8 年（1996）2 月、温泉町史編集委員会）『久谷村のあゆみ』（令和元年（2019）12 月、久谷区村史編集委員会）、新温泉町資料

丹土の地すべり 明治 28 年（1895）の農商務省の調査により、丹土の地質は、海上より高尾山に至る花崗岩層と第三紀層の境目の地すべり地帯であることが明らかにされ、危険地帯であることが報告されていました。明治 31 年（1898）以来、耕地や宅地の沈降が著しくなり、修理を要する家屋も出るほどでした。そのような中で、大正 11 年（1922）3 月 11 日の夜半、突如 40ha にわたる地域で地すべりが発生しました。陥没・沈降は最大 10m におよび、家屋は 108 戸中 45 戸が傾き、うち 17 戸は移転しなければならないほどの被害でした。この地すべりは、雪解け時に粘土の水分が飽和状態になり、地盤変化が起こって発生したものであり、その後、排水路の完備と家屋の基礎工事の強固化が進められました。以来、このような大災害は起こっていませんが、現在も丹土をはじめとした照来盆地には広く土砂災害警戒区域（地すべり）が指定されています。

② 地震災害

新温泉町では、過去に地震による大きな被害を受けた記録は残っていませんが、但馬地方とその周辺においては、近代以降では、大正 14 年（1925）5 月 23 日の北但馬地震、昭和 2 年（1927）3 月 7 日の北丹後地震、昭和 18 年（1943）9 月 10 日の鳥取地震などの大地震が発生しています。本町域にも被害があった記録が残り、『歌長村誌』には、鳥取地震では、墓石などが倒壊したことや、湯村温泉の荒湯が止まり、10 日間程で復旧したことが記されています。なお、湯村温泉の荒湯は、寛政 7 年（1795）11 月の鳥取の大地震や安政元年（1854）11 月の南海地震でも泉源が止まったことが伝わります。また、昭和 58 年（1983）5 月 26 日の日本海中部地震（震央は秋田県の能代市西方沖 80km）では、但馬地方にも津波（豊岡市津居山で 54 cm を記録）が到達しており、竹野港（豊岡市）で係留中の船舶が転覆して破損する被害が記録されています。

新温泉町内では、香美町から温泉地域（熊谷-湯-千原）にかけて伸びる約 20 km の湯村断層の他、沿岸部や山間部に小規模な断層がいくつか確認できますが、その殆どが活断層ではありません。しかし、町南部の上山高原付近には、活断層（扇ノ山北東断層、雨滝-釜戸断層）の存在が推定されており、平成 13 年（2001）1 月には、これらの推定活断層付近を震央としたマグニチュード 5.6（新温泉町は震度 4）の地震が発生し、1 週間後の 1 月 20 日には、マグニチュード 4.7、4.1、4.0、4.6 と推定される震度 3 の地震が 4 回発生しました。また、過去には、明治 24 年（1891）12 月 28 日に湯村付近を震央とする地震が発生したこと、また、昭和 24 年（1949）1 月 20 日に、栃谷付近を震央とするマグニチュード 6.3 の地震が発生し、照来村で土蔵の屋根が移動して壁が落下したこと、温泉町で家屋数戸が傾いたこと、浜坂町でも被害があったことが記録に残っています。

表 6-3 但馬地方とその周辺地域における近代以降の主な地震

	発生日月	災害の名称	災害の概要
1	大正 14 年（1925）5 月 23 日	北但大震災	マグニチュード 6.8。震央は円山川河口付近。全体の死者 428 人・全壊家屋 1,295 戸・焼失家屋 2,180 戸。
2	昭和 2 年（1927）3 月 7 日	北丹後地震	マグニチュード 7.3。震央は京都府与謝半島峰山付近。全体の死者 2,925 人・全壊家屋 12,584 戸・焼失家屋 3,711 戸、北但馬でも橋梁破損などの被害。
3	昭和 18 年（1943）3 月 4～5 日	地震 （鳥取県東部）	マグニチュード 6.2（震央：鳥取市細見付近）、5.7（震央：野坂川下流域）、6.2（震央：鳥取市千代川中流域）。4 日 19 時から 5 日 5 時の間にマグニチュード 6 前後の地震が 3 回発生。
4	昭和 18 年（1943）9 月 10 日	鳥取地震	マグニチュード 7.2。震央は鳥取市野坂川中流域。全体の死者は 1,083 人・全壊家屋 7,485 戸・焼失家屋 251 戸。最大震度 6（鳥取市）。東は福井県、南は高知県まで広範囲で震度 4 を観測。
5	平成 28 年（2016）10 月 21 日	鳥取県中部地震	マグニチュード 6.6、震央は鳥取県中部。最大震度 6 弱（倉吉市他）。新温泉町は震度 3 を観測。

資料：『但馬の災害史』（平成 5 年（1993）11 月、兵庫県防災協会南但・豊岡・浜坂支部）、鳥取県資料、気象庁震度データベース

③ 火災

近世の新温泉町域の建築物の多くは茅葺であり、防災設備も十分に整っていなかったことなどから、各地で大規模な火災が頻繁に発生しており、村文書や寺社文書、私文書などにその記録が残っています。近世以降の主な火災は表 6-4 のとおりであり、特に大きな火災には、浜坂村の安永 8 年（1779）の大火があり、民家 371 軒と 2 寺が焼失し、現存する当時の焼失区域の地図からは、村の大半におよぶ大火災であったことを知ることができます。

また、湯村の大火でも焼けずに残ったと伝わるやけん地蔵（湯）や、芝居をした年に大火が起こったため、以来、奉納相撲は行うが芝居は行わなくなったと伝わる巖山権現（飯野）、江戸時代末期から明治時代初期頃の大火を受けて火の神として祀られた千谷村の秋葉神社と春・秋の祭礼（千谷麒麟獅子舞を奉納）など、火

災は、民間説話や文化財の由来・来歴にも見られ、地域の災害の歴史や人々の信仰・教訓などを現代に伝えています。

近年は、大規模な火災は発生していませんが、個々の建築物の火災により、水田家文書（辺地）や宮階家文書（指杭）などの古文書類や船名額などの北前船関係資料（諸寄）などが焼失しました（詳細な焼失年代は不明）。また、昭和 63 年（1988）2 月 26 日には、芦屋薬師堂が全焼し、町指定文化財の薬師如来像の他、月光菩薩像、日光菩薩像、十二神将像が焼ける火災も発生しました。

表 6-4 主な火災

発生年月	災害の概要	発生年月	災害の概要
元禄 14 年(1701)	善住寺（熊谷村）焼失	天保 8 年（1837） 4 月	前村 9 軒焼失・正楽寺類焼
宝永 2 年（1705）	龍満寺（諸寄村）類焼	天保 9 年（1838） 7 月	丹土村 3 軒焼失
享保 2 年（1717）	栄福寺（浜坂村）焼失	9 月	竹田村 12 軒焼失
延享 3 年（1746）	赤崎村 28 軒焼失	天保 11 年（1940） 4 月	丹土村 25 軒焼失 塩山村 5 軒焼失
宝暦 4 年（1755）	三尾村大火	天保 12 年（1841） 9 月	竜満寺（諸寄村）山門・鐘楼・ 経蔵以外の大半焼失
明和 4 年（1757）	勝願寺（浜坂村）焼失	天保 13 年（1842） 11 月	多子村 5 軒焼失
明和 5 年（1768） 2 月	歌長村 45 軒・堂 1 軒焼失 細田村 5 軒焼失	弘化 3 年（1846）	万福寺（春木村）焼失
6 月	湯村大火	嘉永元年（1848） 8 月	丹土村 4 軒焼失
明和 6 年（1769） 3 月	歌長村 13 軒焼失	12 月	二日市村 6 軒焼失
明和 8 年（1771）	栄福寺（浜坂村）焼失	嘉永 6 年（1853） 6 月	湯村 106 軒焼失
安永 3 年（1774） 6 月	湯村 21 軒焼失	安政 3 年（1856） 11 月	多子村 37 軒焼失
安永 6 年（1777） 2 月	春木村 27 軒・万福寺焼失	安政 4 年（1857） 1 月	三尾村 28 軒焼失
安永 7 年（1778） 4 月	鐘尾村 31 軒焼失 中辻村 33 軒焼失	2 月	浜坂村 104 軒焼失
安永 8 年（1779） 4 月	浜坂村 371 軒・2 寺焼失	文久 2 年（1862）	千原村 23 軒焼失
天明 4 年（1784） 2 月	多子村 7 軒焼失	元治元年（1864） 4 月	和田村大火
3 月	切畑村 8 軒焼失	江戸末期～明治初期	千谷村大火
4 月	鐘尾村 6 軒焼失	明治 4 年（1871） 2 月	浜坂村 11 軒焼失
6 月	竹田村 5 軒焼失	明治 5 年（1872）	春木村大火
9 月	浜坂村 100 軒余り焼失	明治 12 年（1879） 10 月	三尾村大火 龍雲寺（居組村）焼失
天明 6 年（1786） 7 月	三尾村 26 軒焼失	明治 42 年（1909）	温泉村松尾大火
寛政 6 年（1794） 5 月	久谷村 4 軒焼失	明治 43 年（1910） 7 月	照来村多子 10 軒焼失
寛政 12 年（1800） 1 月	竜雲寺（居組村）方丈・庫裏・薬師堂焼失	昭和 5 年（1930） 3 月	大庭村久谷 33 軒焼失
文化 6 年（1809） 2 月	千原村 59 軒焼失	昭和 7 年（1932） 8 月	西浜村諸寄 16 軒焼失
9 月	天隣寺（対田村）焼失	昭和 10 年（1935） 3 月	照来村中辻大火・常盤神社の石造狛犬焼失
文化 7 年（1810） 9 月	久谷村 34 軒焼失	昭和 24・25 年頃	楞嚴寺（浜坂町田井）焼失
文化 8 年（1811） 4 月	久谷村 57 軒焼失	昭和 26 年	兵庫県立浜坂高等学校焼失、浜坂小学校類焼
文化 11 年（1814） 2 月	対田村 12 軒・天隣寺末寺円通庵（対田村）焼失	昭和 27 年（1952） 8 月	浜坂町赤崎 15 軒焼失
文政 2 年（1819） 冬	鐘尾村 30 軒余り焼失	昭和 30 年（1955） 3 月	温泉町歌長 16 軒焼失
文政 3 年（1821） 3 月	浜坂村 95 軒焼失	昭和 33 年（1958） 5 月	浜坂町七釜 8 軒焼失
4 月	用土村大火 自得軒・楞嚴寺・慈濟軒（田井村）類焼	昭和 62 年（1988） 2 月	浜坂町芦屋薬師堂焼失、薬師如来像、月光菩薩像、日光菩薩像、十二神将像焼損
天保元年（1830） 3 月	千原村 28 軒焼失		
天保 4 年（1833） 3 月	飯野村 12 軒焼失		
7 月	飯野村 45 軒焼失・松神社神楽堂（飯野村）・巖山寺（飯野村）類焼		

資料：『浜坂町史』（昭和 42 年（1967）4 月、浜坂町史編集委員会）、『温泉町史 第二巻』（昭和 60 年（1986）10 月、温泉町史編集委員会）、『浜坂漁業協同組合史』（昭和 63 年（1988）12 月、浜坂漁業協同組合史編集委員会）、『村のおいたち 丹土史』（昭和 63 年（1988）10 月、丹土区）、『三尾の郷土史 みほのうら』（平成 5 年（1993）10 月、三尾郷土史編集委員会）、『久谷村のあゆみ』（令和元年（2019）12 月、久谷区村史編集委員会）『春来村誌』（平成 11 年（1999）12 月、春来区）、『村の記録 おいこ』（平成 17 年（2005）3 月、多子区）

(2) 文化財の防災に関する課題

① 風水害等

これまでの風水害等の履歴から、新温泉町では、梅雨期の梅雨前線による豪雨や夏から秋にかけての台風による暴風雨、秋雨前線による豪雨に伴う風水害、冬季の雪害が主な風水害等としてあげられます。このような風水害等による文化財への被害としては、強風による塀等の倒壊や屋根瓦などの飛散、飛散物による建築物等への被害、樹木の倒木・傾木や幹折れ・枝折れ等、豪雨が引き起こす河川の決壊や土砂の流出による建築物等の浸水・倒壊・流失やそれに伴う美術工芸品・有形の民俗文化財の損傷、石造物や樹木、遺跡等の損傷・流失などが想定されます。また、雪害では、大雪や雪崩による歴史的建築物の倒壊や樹木の枝折れが想定されるとともに、雪解けに伴う山崩れや地すべりによる被害も想定されます。

近年は全国的にも台風や集中豪雨が多発しており、今まで経験したことのないような大規模な風水害等が発生する危険性も高まっています。このため、文化財の防災に対するハード・ソフト両面からのより一層の整備が課題となっています。

新温泉町は、町域の大半を占める山地が海まで迫り、山々を縫うように流れる川が作り出した谷筋とその扇状地に、人々の暮らしの場が築かれてきたため、多くの集落が山や川、海に隣接しています。このため、新温泉町の文化財（無形文化財、無形の民俗文化財を除く）のうち、約58%が風水害等に関する危険箇所・区域のいずれかに位置している状況にあります。中でも雪崩危険箇所には728件、土砂災害警戒区域（急傾斜）には532件、土砂災害警戒区域（土石流）には281件と、多くの文化財が位置しています。国指定重要文化財の木造十一面観音立像をはじめとした多くの文化財を所蔵する相応峰寺も土砂災害警戒区域（急傾斜）に位置しています。

文化財の保管・収蔵施設では、浜坂先人記念館「以命亭」は洪水浸水想定区域（3.0～5.0m未満：想定最大降雨時で記載。以下、同様。）、文化財センター（味原川文化伝承館）は洪水浸水想定区域（1.0～3.0m未満）、諸寄基幹集落センターは洪水浸水想定区域（1.0～3.0m未満）・土砂災害警戒区域（土石流）、久谷民俗芸能伝承館は洪水浸水想定区域（1.0～3.0m未満）・土砂災害警戒区域（急傾斜・土石流）、杜氏館は洪水浸水想定区域（1.0～3.0m未満）・家屋倒壊等氾濫想定区域

（河岸侵食）・雪崩危険箇所、夢千代館は洪水浸水想定区域（0.5～1.0m未満）・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）・雪崩危険箇所に位置しています。

このように、災害リスクの高い地域に所在する文化財及び文化財保管・所蔵施設の防災設備の充実等を図るとともに、地域住民が身近な文化財の所在を知り、災害危険度を事前に把握し、災害発生時の対応をあら

表 6-5 風水害等の危険箇所・区域に位置する文化財数

区分	危険区域・箇所		文化財数※ ¹
洪水	浸水想定区域 (想定最大降雨時)	0.3m未満	78
		0.3～0.5m未満	9
		0.5～1.0m未満	44
		1.0～3.0m未満	183
		3.0～5.0m未満	65
		5.0m以上	21
	家屋倒壊等 氾濫想定区域	氾濫流	20
		河岸侵食	209
土砂災害	土砂災害警戒区域	急傾斜	532
		うちレッドゾーン	140
		土石流	281
		うちレッドゾーン	5
		地すべり	71
	雪崩危険箇所		728
	高潮	浸水想定区域	0.3m未満
0.3～0.5m未満			1
0.5～1.0m未満			11
1.0～3.0m未満			7
3.0～5.0m未満			0
5.0m以上			0
上記のいずれかに位置する文化財		1,228	
集計対象文化財数※ ²		2,108	

※1：兵庫県 CG ハザードマップと文化財分布図の重ね合わせによるため、必ずしも正確な値を示すものではない。遺跡等の面的に広がりのある文化財で複数のレベルの区域に属するものは、最も被害の大きい区域で代表させている。

※2：令和4年度時点で把握している新温泉町内の文化財のうち、特定の区域や場所を示すことができる文化財（無形の文化財、街道・水路等の線的に連なる文化財、所在地不明の文化財等を除く）を対象としている。

かじめ確認しておくなど、地域住民による文化財防災の体制を整え、平時からの災害に備えておくことが求められます。特に新温泉町は、これまで多くの風水害等を経験してきた地域であることから、清富の二線堤に代表されるような防災に関わる空間資源や防災の知恵が伝えられている可能性があります。しかし、それらは未だ十分に把握できていないため、忘れ去られ、失われる前に把握し、地域住民で共有していくことが求められます。

一方、大規模な災害の直後には、文化財担当職員も、当然のことながら人命救助活動や被災者支援活動を最優先することが求められるため、文化財の被災状況の調査や応急対策等の対応ができないことが想定されます。また、災害発生時に町が行う業務（非常時優先業務）等について定めた『新温泉町業務継続計画』では、文化財の被害状況の把握と応急対策に関することとして、「文化財の所有者・管理者からの被害状況の聴取・確認」を3日以内に開始することとしています。しかし、教育部¹⁾の中での業務の優先度は低く、十分な人員を割くことが難しいことが予想されます。したがって、県内の文化財関係者等と連携をとり、大規模な災害が発生した場合の文化財レスキューや被災状況把握調査の支援を受けることができる体制を整えておくことが求められます。しかし、『新温泉町災害時受援計画』では、人命や生活に直接的に関係する16業務のみ、受援の内容や方法等を示した受援シートが整理されている状況であり、文化財分野についても担当部局において受援の内容や方法を具体化した受援シートを作成しておき、あらかじめ庁内関係部局に共有していくことが求められます。

② 地震災害

『兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）』及び『兵庫県地震被害想定調査報告書』（1999.3）では、県内に大きな影響が予想される5つの地震（有馬高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震、南海道地震）のうち、日本海沿岸地震により新温泉町内で大きな被害が発生することが予想されています。但馬海岸付近を震源地とするマグニチュード7.3の地震が発生することを想定したもので、震源地付近では、震度7に達する可能性があり、但馬地域北部を中心に大きな被害が発生し、特に河川の河口部では地盤が軟弱なため、家屋の倒壊が起こりやすいので注意が必要であるとされています。

兵庫県は、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が示した断層モデルを使用して、最大クラスの津波が発生した場合の日本海沿岸地域における津波浸水想定図を作成し、平成30年3月に公表しました。日本海沿岸地域津波浸水想定図によると、新温泉町では、最高津波水位は田井の浜でT.P.（東京湾平均水面）4.5m、津波の最短到達時間は田井の浜で11分、浸水域面積は65haと想定されています。また、居組、諸寄では住宅地に2m未満の浸水が生じ、釜屋、浜坂、三尾では漁業施設周辺や砂浜、田等に浸水が生じることが想定されています。

表 6-6 地区別の津波想定

地区名	最高津波水位	最短津波到達時間
居組	3.9m	12分
釜屋	2.9m	13分
諸寄	3.2m	13分
浜坂	4.1m	12分
田井の浜	4.5m	11分
三尾	3.9m	19分

注：想定される5つの断層のそれぞれについて、地震発生時の津波浸水シミュレーション結果のうち、津波水位が最高のも及び津波到達時間が最短のものを示す。

資料：『新温泉町地域防災計画』

また、内陸型地震については、町内を横断する湯村断層は活断層ではありませんが、平成13年（2001）1月には温泉地域南部で地震が頻発したことから、いつ大地震が発生しても不思議ではない状況にあります。兵庫県では、26の内陸活断層地震と伏在断層地震による被害想定を平成21～22年度（2009～2010年度）に実施・公表しており、新温泉町において想定される被害としては、内陸活断層地震では、養父断層帯地震（マ

¹⁾ 災害発生時に新温泉町災害対策本部のもとに設置する13部門別の組織の一つで、教育委員会（こども教育課、生涯教育課）が担当する。児童・生徒・園児等の避難誘導や安全確保、教育施設の被害状況の把握と避難所の開設・運営支援などを優先的に行う。

グニチュード7.0 想定)で震度5強、建物の全壊8軒(うち液状化による全壊6軒)・半壊4軒、鳥取地震(マグニチュード7.2 想定)で震度5強、全壊8軒(いずれも液状化による)・半壊33軒となっています。また、新温泉町直下でマグニチュード6.9の伏在断層地震が発生した場合には、建物の全壊974軒(うち液状化による全壊58軒)・半壊2,093軒が想定されています。

歴史的な建築物や塀などは、長い年月が経過していることから、構造材が腐朽・老朽化している可能性が高く、シロアリ被害などが重なると、地震による倒壊のおそれが高くなります。また屋根瓦等の落下などのき損のおそれもあることから、耐震診断の実施や耐震化等の地震災害への備えを進めておくことが求められます。また、浜坂先人記念館「以命亭」や旧奥八田小学校、杜氏館などの民具や歴史資料等を保管・収蔵する施設においては、収蔵品の転倒や落下による破損を防止する対策が求められます。また、風水害等と同様に、地域住民による防災体制の整備、大規模な地震災害が発生した際の文化財レスキューや被災状況把握調査の支援を受けることができる体制を整えておくことが求められます。

③ 火災

新温泉町における近年の建物火災件数は、4件/年程度²⁾で推移していますが、木造の建築物が細い路地を挟んで密集して建ち並ぶ集落や市街地も多く見られ、ひとたび火災が発生すると延焼して被害が拡大するおそれがあります。春にはフェーン現象により湿度が下がるため、特段の注意を払う必要があります。特に、古くから残る建築物では、屋内の電力配線の老朽化による漏電の危険性もあり、天井内の古い配線などは、雨漏りによる雨水の浸入が重なると、火災発生危険性が高まります。また、人口減少に伴い増加する空き家や無人の寺社などは、放火等のリスクが高まることも危惧されます。そして、火災が発生した場合、建築物はもとより、内部の文化財資料の焼損や滅失、また消火作業に伴う文化財資料の水損が危惧されます。

電気配線等の定期的な点検に加え、自動火災報知機や消火器具などの防火・消火設備の充実、消火訓練などを通じた初期消火体制や所有者や地域住民、消防団等の連携体制の整備を進めることが求められます。また、防火・消火設備を設置している場合においても、設置後の年数が経過しているものについては、老朽化により機能が低下しているおそれがあるため、正常に作動するかの確認を行っておくことが求められます。さらに、スプリンクラー等による消火では美術工芸品等が水損するおそれがある場合には、ガス消火設備等の設置を行うとともに、所在する美術工芸品等の内容を消防団等と事前に共有し、文化財の特性に応じた適切な消火方法をとれる体制を整えておくことが求められます。

(3) 文化財の防災に関する方針

① 前提となる上位・関連計画

ア) 文化庁のガイドライン

昭和24年(1949)1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開するとともに、国宝・重要文化財を中心に防災対策を講じてきました。しかしながら、平成31年(2019)4月に発生したノートルダム大聖堂(フランス・パリ)の火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査では、自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合等や、管理体制の脆弱性等が確認されました。このことを受けて、令和元年(2019)9月、文化庁、消防庁、国土交通省が連携して『国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』

²⁾ 平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値。資料：美方広域消防本部

が作成されました。さらに、同年 10 月に発生した首里城火災を受けて、同年 12 月に『世界遺産・国宝等における防火対策 5 ヶ年計画』が策定され、令和 2～6 年度（2020～2024 年度）までの 5 か年間で計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面、防災計画の策定や設備の定期点検などのソフト面の両面から重点整備が進められてきました。

一方、平成 7 年（1995）1 月 17 日の阪神・淡路大震災による被害を受け、国では、平成 8 年（1996）の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について（通知）」をはじめ、平成 9 年（1997）には『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き』を刊行、平成 11 年（1999）には『重要文化財（建造物）耐震診断指針』を策定しました。また、平成 20 年（2008）2 月 18 日の中央防災会議において、中部圏・近畿圏の内陸地震による文化遺産の被災可能性が報告されたことを受けて、重要文化財建造物の総合防災対策検討会が組織され、平成 21 年（2009）4 月、特に地震時に想定される災害から重要文化財や歴史的価値のある建造物、歴史的な市街地等を守るための防災対策・防災設備のあり方などを示した「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」がとりまとめられました。

その後も平成 23 年（2011）3 月 11 日の東日本大震災や平成 28 年（2016）4 月 14・16 日の熊本地震などの震災をはじめ、激甚化・頻発化する豪雨災害などにより、被災する文化財が後を絶たず、文化財防災体制の強化が喫緊の課題とされてきました。これを受けて、令和 2 年（2020）10 月には、独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターが設置され、文化財の減災や迅速な救援のための体制づくりと技術開発、救援活動に対する支援等の文化財防災体制の整備が進められています。

イ) 近畿圏のガイドライン

近畿圏の 2 府 7 県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合では、平成 24 年（2012）10 月に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結し、同協定に基づき、平成 30 年（2018）3 月に『近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン』が策定されました。

ウ) 兵庫県のガイドライン

兵庫県では、令和 3 年（2021）3 月に、災害等の危機発生時に速やかに文化財の保護措置が図られるよう、上述の「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」に基づき、県・市町の文化財担当職員がとるべき行動を明らかにした『兵庫県文化財災害対応マニュアル』を作成しました。また、令和 4 年（2022）3 月には、主に有形文化財の所有者を対象として、文化財の被害を最小限に抑えるための災害への備えと予防の取組や、被災後の速やかな復旧を進めるための手順等を取りまとめた『文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル』を作成しました。

エ) 新温泉町の上位・関連計画

新温泉町では、風水害・地震等の災害に係る町及び防災関係機関の処理すべき事務や業務に関して総合的な対策を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施と防災体制の万全を期することを目的として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、『新温泉町地域防災計画（風水害等対策計画編）』（令和 5 年（2023）2 月修正）と『新温泉町地域防災計画（地震災害対策計画編）』（令和 5 年（2023）2 月修正）、また、同法第 42 条第 2 項の規定に基づく水防に関する防災計画として『新温泉町水防計画』（令和 5 年（2023）2 月）を策定しています。

地域防災計画では、文化財の防災については、応急復旧対策として、指定文化財について、「国、県、町指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を經由して県教育委員会へ報告することとする」ことを定めています。また、災害発生時の町の体制として、新温泉町災害対策本部のもとに設

置する 13 の部門別の組織の一つに教育部を設け、「文化財の被害調査と応急対策に関すること」を行うこととしています（全計画共通）。

このように、地域防災計画・水防計画では、文化財についての十分な位置づけはされていませんが、平成 18 年（2006）2 月 7 日には相応峰寺（清富）、平成 22 年（2010）1 月 22 日には龍雲寺（居組）、平成 31 年（2019）1 月 24 日には巖山寺（飯野）で美方広域消防本部との共催による文化財防火訓練を実施するなど、文化財防災のための取組を実施してきました。

令和 2 年（2020）11 月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づいて策定した『新温泉町国土強靱化地域計画』では、「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」ための方策として、「文化財の耐災害性の向上」を掲げ、推進方針、関連事業、重要業績評価指標を次のように定めています。

【推 進 方 針】 ・文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備を推進する。
・文化財の展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。

【関 連 事 業】 ・文化財収蔵庫の建設整備事業

【重要業績評価指標】 ・文化財災害対応訓練等の開催回数
年 0 回（令和元年度） → 年 1 回（令和 2 年度）

これらの計画に基づき、新温泉町では、過去の火災による文書の焼失等の災害の教訓を踏まえて、指定等文化財や文化財収蔵施設を中心に防火設備の設置を進めるとともに、令和 5 年（2023）に文化財センター（味原川文化伝承館）を整備し、各地区の文書類を収集して保存・管理を行っています。

また、この他、表 6-6 に示すような災害時の行政内の指針となる計画・マニュアルも定めています。

表 6-6 災害発生時の新温泉町の行政内指針

計画等の名称	策定年月	策定目的
新温泉町業務継続計画	令和 5 年（2023）3 月	大規模災害により行政自らも被災し、人、物、情報やライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、一定の業務を的確に行えるよう、その対策を事前に準備する（優先的に実施すべき業務の特定、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める）。
新温泉町災害時受援計画	令和 5 年（2023）3 月	大規模災害が発生した場合、行政機関や民間企業等の外部からの各種支援を最大限に活用し、迅速・的確な災害応急対策や被災者支援等を行う（支援の受入体制等を定める）。
避難情報の判断・伝達マニュアル	令和 5 年（2023）2 月	住民の被災を未然に防止するため、国、県と連携し、適切な避難情報の発令により住民の迅速・円滑な避難を実現する。
職員用防災行動マニュアル	令和 5 年（2023）3 月	災害時に新温泉町職員に課せられた義務（災害対策基本法第 5 条）を遂行するために、職員の基本的な考え方、行動を示す。

② 防災に関する方針

第3章の「文化財の保存・活用の方針」では、文化財の防災に関する方針は、防犯に関する方針とあわせて、次のように定めています。

(再掲) 方針Ⅱ-4 文化財の防災・防犯体制を強化する

町における総合的な防災・防犯体制のなかに文化財に関する事項を明確に位置付け、文化財防災・防犯への意識啓発や施設・設備の充実、記録作成、計画作成等を通じた体制の強化を図ります。

この方針及び国・県・新温泉町の各種計画やガイドライン・マニュアルに即し、次のように「ア）災害予防」、「イ）災害応急対応」、「ウ）災害復旧・復興・復元」の3つの視点からの方針を定めます。また、これらの方針に基づく取組・対応を的確に実施するために「エ）防災体制の整備」の方針を定めます。

なお、新温泉町においては、今後『(仮称)新温泉町文化財災害対応マニュアル』を作成し、方針に掲げる取組内容をより具体化して、広く関係主体に周知していくこととします。

ア) 災害予防

- ・文化財防災に関する情報発信や講座の開催等を定期的実施し、災害リスクの周知や防災知識の習得、防災意識の向上等を図ります。
- ・これまでの災害を踏まえて各地域に蓄積されてきた防災・減災の知恵や技術について、自治会を中心とした把握調査や学校教育と連携した小中学生等による調査などを進め、子どもから大人まで、幅広い年代の防災意識の向上を図るとともに、それらの知恵や技術を文化財の防災対策に活かす方策を検討します。
- ・新温泉町では、新温泉町総合防災マップ及び文化財データベースをもとに文化財ハザードマップを作成・公表します。このデータをもとに、風水害等及び地震災害による危険性の高い区域に所在する文化財を把握し、防災対策を検討し、可能な限り事前の対策を講じます。
- ・それぞれの災害の種類に応じて、次の予防策を講じます。

(風水害等の予防)

- ・文化財の状況及び周辺状況を定期的に点検し、風水害による被害を受けそうな箇所を確認し、排水路の清掃や樹木の剪定などの日常的な維持管理を行うとともに、必要に応じて補強・修理や浸水被害を軽減するための排水施設の設置・拡充等の対策を講じます。
- ・多くの文化財が風水害等の危険箇所・区域に位置している(表6-5)ことから、所有者・町民等の意見を聴いた上で、可能なものについては、事前に町への寄託や安全な場所への移設等の措置を講じること検討します。また、洪水による浸水等が想定される場所に立地する文化財収蔵施設については、浸水被害を軽減するための排水施設の設置・拡充等や保管場所の2階への移設などの対策を講じます。

(地震災害の予防)

- ・歴史的な建造物等の耐震診断の受診を促進し、必要に応じて耐震補強等の耐震化の措置を講じます。耐震化にあたっては、「文化財建築物等の地震における安全性の確保に関する指針」(平成8年(1996)1月、文化庁)などのガイドラインを踏まえ、専門家の助言指導のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を行います。
- ・美術工芸品等については、地震による落下等の防止策を講じます。また、必要に応じて耐震化済の施設への移設等の対策も検討します。

(火災の予防)

- ・美方広域消防本部との連携のもと、文化財防火デーの文化財防火訓練等を継続的に実施し、文化財の

所有者・管理者や町民等の防火意識の向上並びに消防機関への迅速な通報体制の構築、防火設備の適切な使用や観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得を図ります。

- ・文化庁が定める「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（有形文化財）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に準拠し、これらに掲載されているチェックリストを活用しながら、所有者・管理者や町民等の防火意識の啓発に努めます。
- ・日常の管理における火気の取扱いに十分に注意し、可燃性の高い物品の存在の把握や漏電等が生じないよう日常的な点検を行います。必要に応じて、防火責任者や火元責任者を定め、各々の責任を明らかにして防火対策に努めます。
- ・指定等文化財である建築物や美術工芸品等の保管施設を中心に、火災による被害を最小限にできるよう、自動火災報知機の設置、消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防災対策などを進めます。また、防火・消防設備の定期的な点検を行い、専門家からの助言・指導等のもとに適切な管理を行います。
- ・立地や消火による水損被害の予防等のために、従来の設備の設置が困難な場合は、必要な防火・消火設備の設置や維持管理の方法などを所有者・管理者、関係機関、専門家等と協議・検討を行い、個々の文化財に応じた効果的な対策を講じます。

イ) 災害応急対策

- ・所有者・管理者は自身及び見学者等の安全確保の後、文化財の被害についての状況確認を行います。可能な場合は、文化財を安全な場所に移動させるなどの緊急の救済対応を図ります。
- ・指定等文化財が被災した場合は、当該文化財の所有者・管理者は、その状況を速やかに把握し、新温泉町教育委員会生涯教育課へ報告を行うとともに、状況に応じた応急的な救済対応の措置を講じます。
- ・災害により火災が発生した際には、早急に消防署へ通報し、住民や見学者等の避難を速やかに行うとともに、消火設備による初期消火活動を行います。
- ・新温泉町は、被災した文化財についての情報を迅速に収集し、文化財の各分野の専門家との連携のもとに、可能な限り文化財の価値を損なわない応急対策を講じます。
- ・町全域が被災するような大規模災害の場合、災害直後は町全体で人命を最優先とした体制復旧に努めることから、文化財については、兵庫県教育委員会文化財課を通じて外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請するとともに、外部機関に対して、速やかに文化財データベース等を提供するなど、文化財の災害応急対策に協力します。

ウ) 災害復旧・復興・復元

- ・指定等文化財が被災した場合は、国・県及び専門家の支援並びに所有者の協力のもとに、新温泉町が中心となって、文化財の価値を保存・継承するための復旧・復興方策を速やかに検討し、復旧・復興を進めます。復旧計画の作成に係る具体的な方法については、今後作成する『(仮称) 新温泉町文化財災害対応マニュアル』に示していきます。
- ・古文書の復旧・写真等個人資料の復元にあたっては、歴史資料ネットワーク等の協力を得て、速やかに実施することを検討します。
- ・復旧・復興に伴う各種工事により、緊急の埋蔵文化財大規模発掘調査が必要とされる場合は、国、県の支援のもとに、新温泉町が中心となって速やかに実施することを検討します。
- ・自らが被災しなかった町民等は、被災地域の文化財の復旧・復興に向けた取組に積極的に参加するよう努めます。
- ・文化財の復元の指針となる情報や発災前に記録化した文化財に関する情報や記憶を持つ者は、災害復興・

復旧の際の参考資料として提供します。

- ・文化財の復旧・復興・復元の取組のうち可能なものについては、地域の活性化の事業として積極的に活用します。
- ・大規模災害からの復興まちづくりの推進や地域コミュニティの再結成などにあたっては、文化財を積極的に活用します。
- ・災害を踏まえて、防災・減災の知恵や技術についての情報を更新し、次の世代へと受け継ぎます。

工) 防災体制の整備

- ・新温泉町では、文化財データベースを継続的に更新し、各自治会で組織する自主防災組織への情報提供を行うとともに、文化財を巡るウォーキングイベントの開催や自治会ごとの文化財マップづくり、学校教育と連携した把握調査などを通じて、町内各地の文化財の存在を認識してもらう取組を進め、非常時における迅速な情報収集を行える体制づくりを進めます。
- ・自治会を単位として防災体制の強化を図るとともに、自治会相互の連携・協力体制を築くことで、被災した地域への迅速な応急対策を実施します。
- ・災害による万が一の破壊や流出、焼失等に備えて、石造物、古文書・歴史資料等の美術工芸品、民具等の有形の民俗文化財等を中心に、台帳化やデジタルアーカイブ化等の記録保存を進めます。
- ・災害により文化財が被災した場合の速やかな応急対策や復旧・復興・復元を、文化財の価値を損なうことなく的確に実施するために、文化財の各分野の専門家との連携体制を整えます。災害発生時には、段階に応じて図 6-2～図 6-4 に示す連絡体制により、応急的な救済対応や復旧・復興・復元を実施します。
- ・大規模災害発生時には、『新温泉町災害時受援計画』の受援シートと同項目により「文化財応急対応 受援シート」を作成し、救援依頼等を行います。なお、被災時の救援依頼先、応急的な文化財の保全拠点となりうる施設等については、事前に調整を進めます。

発災直後（初期対応）

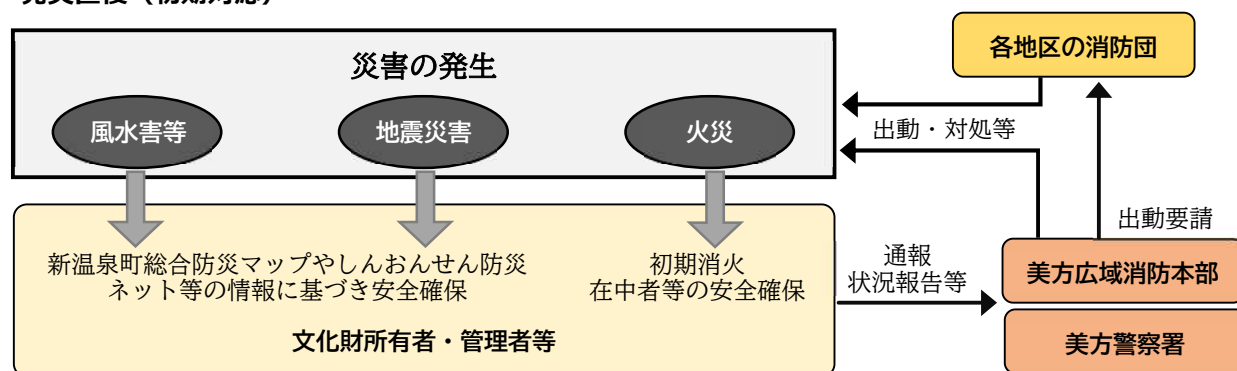


図 6-2 発災直後の連携体制（初期対応）

発災・収束～おおむね3日（二次対応）

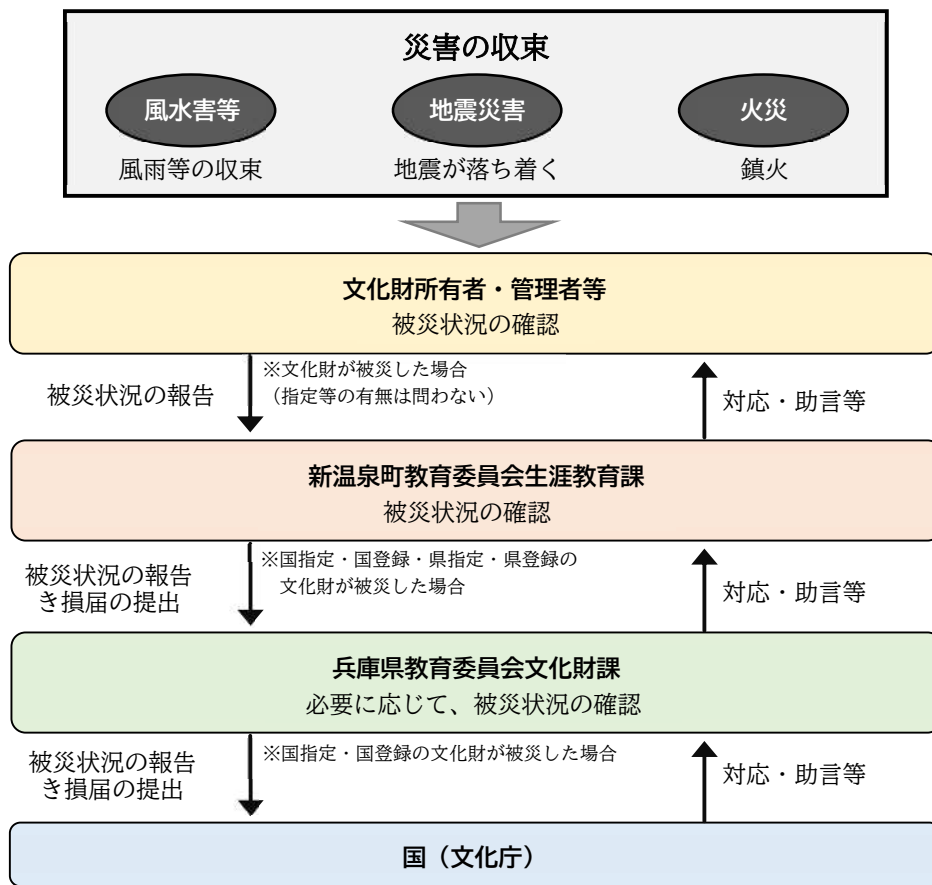


図 6-3 発災・収束～おおむね3日の連携体制（二次対応）

発災・収束～おおむね1ヶ月（三次対応）

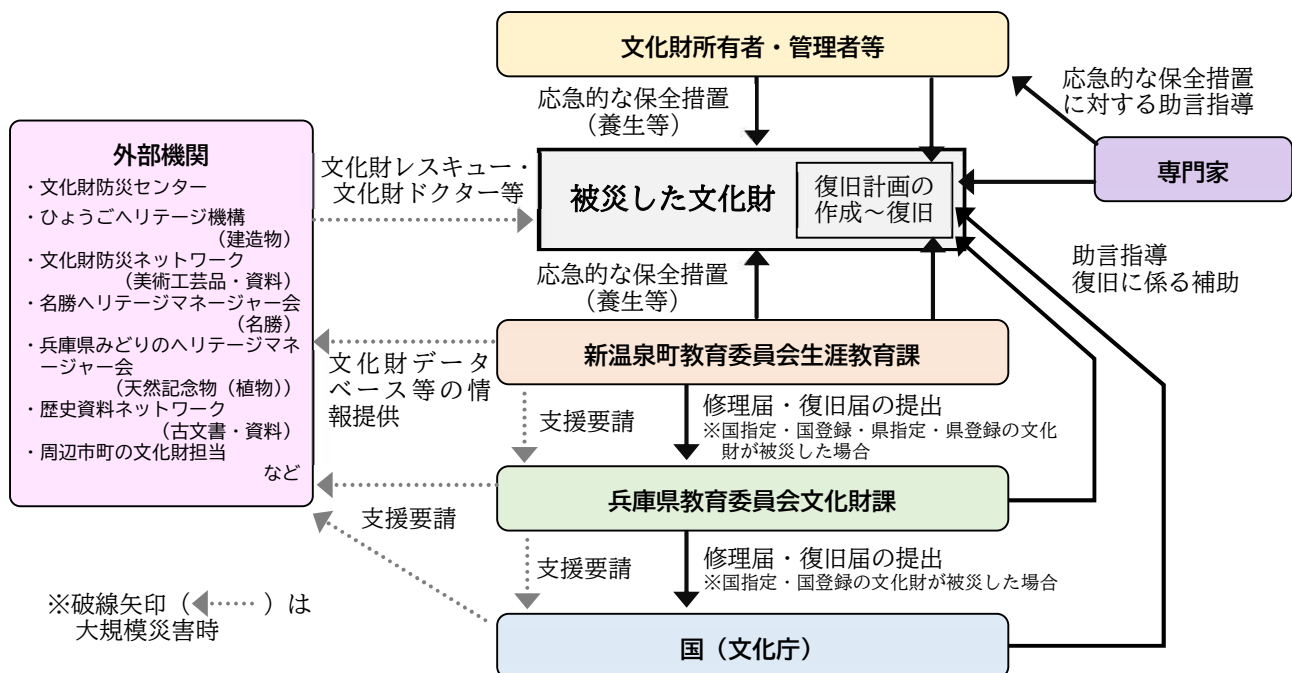


図 6-4 発災・収束～おおむね1ヶ月の連携体制（三次対応）

6-2 文化財の防犯

(1) これまでの文化財の盗難・き損等の被害

新温泉町では、これまで指定等文化財の盗難やき損（故意による破損、汚損等）の被害は確認されていませんが、指定等を受けていない文化財について、次の被害があったことが伝わっています。

- ・飯野区：薬師堂に祀られていた仏像2体が盗難にあう。

巖山大権現の石造狛犬が盗難にあう。

- ・千原区：昭和43年（1968）頃に木造阿弥陀如来立像が盗難にあう。
- ・三尾区：薬師堂前にかつては現在の数倍にのぼる五輪塔や宝篋印塔が祀られていたが盗難にあう。
- ・多子区：昭和45年（1970）頃に薬師堂に祀られていた観音像が盗難にあう。

これらは各区が作成した地域史誌などから確認できる一部の被害事例であり、町全域での被害件数はさらに多いものと考えられます。

また、文化財自体ではありませんが、近年では、令和元年（2019）に細田区の須賀神社で賽銭箱が盗まれる被害も発生しています。

(2) 文化財の防犯に関する課題

新温泉町では、神職や僧侶が常駐していない無人の神社や寺院も多く、特に集落内の小さな社や祠、堂などは常に人の目が行き届いているような状況にはありません。このため、このような寺社・堂等に安置されている仏像や石造物などが、これまでも盗難の被害にあってきました。

新温泉町では、これまでも新温泉町防犯協会が中心になって町内の防犯に係る各種活動を実施していますが、文化財の防犯という視点はまだ十分に浸透していない状況にあります。また、人口減少に伴うさらなる過疎化の進行は、これらの寺社・堂等に対する管理をより一層手薄にしまうだけでなく、空き家を増加させて、犯罪の温床となる場を増やし、盗難や放火などの犯罪を誘発するおそれが高まります。

また、これまでは、文化財データベースが作成されておらず、どの寺社・堂等に何が所在しているかも十分に把握・整理されておらず、写真や寸法等のデータを伴う記録作成も進んでいなかったため、盗難にあった美術工芸品等を取り返すことが困難であったという課題があります。

防犯のためには、まず第一に、学校教育等と連携しながら人づくりを進め、安全・安心に暮らせる犯罪のない社会づくりを進める必要があります。その上で、防犯活動の一つとして文化財防犯を明確に位置付け、地域住民の文化財防犯の意識の高揚と主体的な活動を促していくこと、そして、地域住民で文化財の所在を把握・共有して、日常的な見守りを行ったり、無人の寺社・堂等の建造物を中心に定期的な文化財パトロールを実施して保管状況を点検して、盗難や放火等の犯罪を未然に防止するとともに、防犯カメラの設置や文化財の記録作成を進め、盗られても取り返すことができる体制を整えておくことが求められます。

(3) 文化財の防犯に関する方針

① 前提となる上位・関連計画

ア) 文化庁のガイドライン

文化財の防犯については、全国各地で、無人の寺社を中心とした仏像等の美術工芸品の盗難が多発するなかで、防犯対策の徹底について、国から都道府県・市町村の教育委員会に対して、度々通知が出され、文化

財所有者等への周知徹底・注意喚起が促されてきました。

平成 22 年（2010）4 月には、無住の今養寺（大阪府）における重要文化財大日如来坐像の盗難などを受けて、次の通知が出されました。

- 1 特に、無人の寺社で文化財を保存・管理している場合には、改めて文化財の状況を確認すること。
 - 2 見回りの回数を増やすなど、定期的な見回りを徹底すること。
 - 3 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。
 - 4 万一、盗難の被害にあった場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などの最新の記録をとり、台帳を作成すること。
 - 5 所有者、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。
- 文化財の防犯対策について（平成 22 年（2010）4 月 26 日 22 庁財第 139 号）

また、平成 27 年（2015）2 月以降、寺社等に油のような液体が散布され、文化財を汚損する被害が相次いだことを受けて、同年 4 月には、文化財の防犯体制の徹底に関して、所有者等との日常管理体制の再確認、防犯体制の強化の必要性についての注意喚起、異常を発見した場合の連絡体制の確認等についての通知と、文化財の防犯対策についての次の通知が出されました。

- 1 日頃から文化財やその周辺の状況を確認し、文化財の周辺の整理整頓に努めること。
- 2 定期的な見回りを徹底すること。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すこと。
- 3 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の増強を検討し、また、既存の設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。また、防犯設備を設置していることを明らかにすること。
- 4 敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板を設置したり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行うこと。また、これらを広報することで防犯対策をアピールすること。
- 5 犯人が犯行をためらうこともあるので、拝観者等に対して顔を見て挨拶することを奨励すること。
- 6 異常を発見した際は、110 番通報を行うこと。不審車については、ナンバーの書き留めなどを行うこと。
- 7 文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮すること。また、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、警備員の配置、所轄の警察署や近隣住民への巡回協力依頼などを検討すること。
- 8 文化財が被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとること。
- 9 日頃から防犯対策について、所有者、地域住民、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。
- 10 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業等を活用するなどして設備の充実・更新を図ること。

文化財の防犯対策について（通知）（平成 27 年（2015）4 月 30 日 27 財伝文第 8 号）

イ) 兵庫県のガイドライン

兵庫県では、6-1（3）で前述したように、令和 3 年（2021）3 月に『兵庫県文化財災害対応マニュアル』、令和 4 年（2022）3 月に『文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル』を作成しました。その中で、盗難・盗掘・き損については、その被害は、指定等文化財に限ったことではなく、むしろ、無住の堂に安置されている仏像や、小さく運び出しやすそうな未指定の像、古墳や廃寺跡などでの埋蔵文化財の盗掘など、普段警戒が薄いものが被害に遭う恐れが大きく、盗難に対しては、「盗られない、盗らせない」、「盗られても取り返す」ことが重要であることが示されています。そして、具体的な対応の対策として、厳重に管理ができる場所への移動や施錠の徹底、センサー、カメラなどの事前の防犯対策や地元自治会等による定期的な巡視、また、安置・保管されている物品のリスト化（物品返還時の証拠として有効）などが示されています。

ウ) 新温泉町の上位・関連計画

新温泉町では、文化財を含めて、防犯に関する計画は策定していませんが、『第 2 次新温泉町総合計画 後期基本計画』（令和 3 年（2021）12 月）では、まちづくりの基本方針（政策）のうち「4 安全で住みやすい環境の整ったまち」の施策の一つとして、防犯対策の充実をあげています。そして、「警察や防犯協会等との

連携による啓発活動の実施や地域での防犯活動、防犯カメラ設置への支援等を行い、地域住民の防犯意識の高揚と地域の見守り力の向上、犯罪の防止を図ります」という取組の方針が示されています。この方針のもとに、新温泉町では「新温泉町防犯カメラ設置補助事業」を設けて、防犯カメラの設置を行う地域団体への補助金の交付、新温泉町防犯協会では、町民等への防犯意識の向上のための広報・啓発活動や、犯罪が多発するおそれのある時期・時間帯の防犯パトロールなどを実施しています。

② 防犯に関する方針

文化財の防犯については、まず、指定文化財だけではなく、未指定の文化財も盗難・盗掘やき損等の対象になっていると認識することから始まります。新温泉町の文化財は、無人の寺社や惣堂等に保管されているものも少なくないことから、文化財の所有者だけでなく、町民等、行政、専門家等が相互に連携して、地域全体で文化財の防犯対策に取り組んでいくことが求められます。

国や県が示す防犯対策の方向性を踏まえ、次に示す「防犯意識の高揚」、「防犯対策」、「防犯対応」の3つのステップによる文化財の防犯の取組と「防犯体制の整備」を進め、防犯体制の強化を図ることとします。

ア) 防犯意識の高揚

- ・広報誌やホームページ等を通じて、指定文化財だけでなく、指定等を受けていない文化財も盗難やき損などの被害を受けていることを発信・周知し、文化財が犯罪リスクに晒されていることの認識を高めます。
- ・所有者・管理者や各自治会などによる文化財防犯対策等の取組を積極的にPRし、町民等の文化財防犯の意識の高揚と犯罪の抑止につなげます。

イ) 防犯対策

- ・文化財データベースに掲載している文化財について、特に美術工芸品や石造物等の盗難のおそれの高いものを優先して記録作成・デジタルアーカイブ化を進めます。
- ・文化財データベースについては、文化財の把握調査を踏まえた追加掲載・内容の拡充等により継続的に更新して、各自治会への情報提供を行い、地域で大切にされている文化財の地域住民への周知を図ります。町民等は、自分たちの自治会の区域に所在する文化財を知り、所有・管理などの状況を踏まえて、盗難等の危険性が高いものを事前に把握するよう努めます。
- ・文化財の周辺環境の美化・清掃に努め、地域住民が意識している存在であることを示し、犯罪の抑止効果を高めます。
- ・文化財協力員（85 ページ（2）参照）を中心に、自治会による文化財の見回り・点検を定期的に行います。
- ・町民等の健康増進のためのジョギングコースに文化財を組み入れたコースを設定したり、既存のコースを示すジョギングマップに文化財情報を追加するなど、日常生活のなかで文化財に親しみ、異変を速やかに察知して通報できる体制を整えます。
- ・文化財が無人の寺社・堂等に保管されている場合や、建物の老朽化により維持管理が困難な場合など、地域における防犯対策・防犯体制の整備が困難な文化財については、所有者・町民等の意見を聴いたうえで、町への寄託や現地へのレプリカの設置、近隣の有人の寺社や公民館等の施錠可能な施設等への移設を検討します。
- ・文化財所有者と新温泉町の連携・調整のもとに、施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の設置を進めます。また、防犯設備については、所有者・管理者等が、正常に作動するか、監視の死角や盲点となりやすい場所が生じていないか等の点検・確認を定期的に行います。
- ・文化財を公開・活用した行事やイベントなどの取組を行う場合には、盗難やき損等の危険性を検討した上で、必要に応じて警備員の配置や警察署、地域住民への巡回協力依頼などを行い、的確な管理体制を構築

して実施します。

ウ) 防犯対応

- ・不審な状況があった場合は、き損の確認、文化財データベースと照合し備品の亡失確認を行います。
- ・盗難・き損が確認された場合は、速やかに警察及び新温泉町（教育委員会生涯教育課）へ連絡します。新温泉町は、町内の自治会やその他の文化財所有者・管理者、新温泉町防犯協会、県・周辺市町に対して、速やかに被害状況等を連絡・報告を行い、第二・第三の被害の発生を食い止めます。
- ・き損による修復・復元が必要な場合は、新温泉町と専門家等が協議し、修理・修復・復元の方策を検討します。

エ) 防犯体制の整備

- ・「防犯意識の高揚」、「防犯対策」、「防犯対応」の方針を踏まえ、盗難等事案の発生時には、図 6-5 の連携体制で対応を図ります。

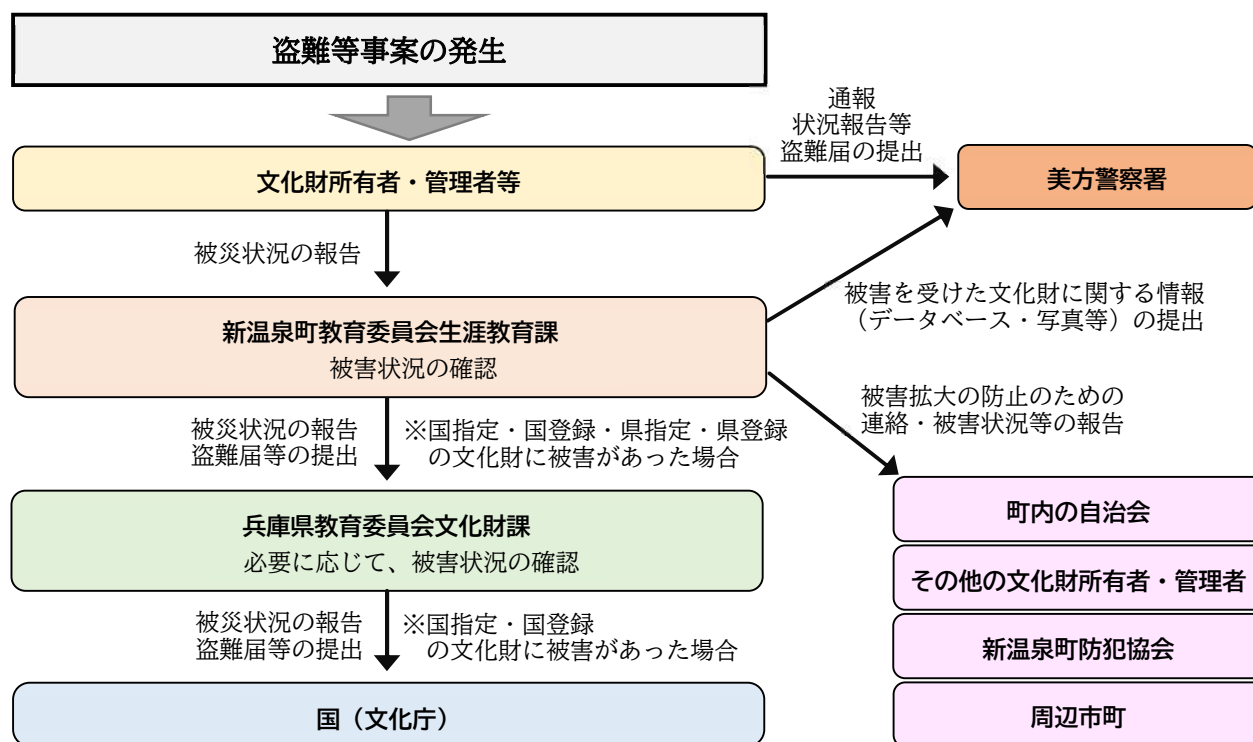


図 6-5 盗難等事案の発生時の連携体制

第7章 計画の推進体制と進管理

7-1 推進体制

人口減少や少子高齢化が特に深刻な課題となっている新温泉町において、文化財の保存・活用を推進するためには、庁内の運営体制の整備を図るとともに、本計画の中心的な推進主体となる「町民等」（町民や自治会等の組織、町内の活動団体、町内の民間企業・事業者、町内に通勤・通学する者）、「行政」（新温泉町とその関係機関等）、「専門家」（大学・研究機関等の専門家、ヘリテージマネージャー、文化財保護審議会等の組織）に加え、「町外の関係機関」（国（文化庁）や兵庫県、関係する市町など）や「町外の人や企業」（出身者や本町を訪れる観光客・来訪者、新温泉町において活動を行う団体や事業を行う旅行業者等の民間企業）と連携し、各種取組に積極的に巻き込みながら取組を推進することが欠かせません。

新温泉町の文化財の保存・活用に関わる多くの主体が協働して、着実に計画を推進できるよう、庁内の運営体制及び各主体間の連携体制を次のように整備して、本計画を推進していきます。

なお、各主体は表 7-1～7-2 のとおり設定します。

（１）行政（新温泉町とその関係機関等）の運営体制

文化財の保存・活用の担い手の育成や情報発信、継続的な調査、文化財指定等や関連法制度に基づく指定等による保存の措置、保存・活用のための整備など、本計画の骨格となる施策を中心となって実施していくだけでなく、関係するさまざまな主体が連携して取り組むことができるよう、制度や体制を整えることが、行政としての新温泉町の重要な役割です。

そのためには、文化財担当部局の体制の充実を図ること、そして、庁内の関係部局や関係機関、学校（小・中学校、高校¹⁾）との連携体制を構築することが不可欠であり、次のように庁内の運営体制を整備します。

① 文化財担当部局の体制

本計画の推進にあたっては、文化財保護の主管課である生涯教育課において、文化財に関する専門知識を有し、文化財の調査・保存・活用・整備を総合的に監理しながら地域のまちづくりへと結び付けることができる人材・組織体制が求められます。新温泉町では、文化財専門職員の育成とともに、人員体制の充実を図りながら計画を遂行します。

② 庁内関係部局間の連携

生涯教育課を中心に組織・開催する庁内会議を基軸とし、随時協議の場を設けることにより、庁内関係部局間の連携を図り、文化財の保存・活用と関連分野の施策の調整のもとに事業を効果的に推進します。また、関係各課職員への本計画内容の周知を図り、異動等に際しても円滑に計画を推進できる体制を築きます。

③ 新温泉町関係機関の連携

新温泉町観光振興協議会のもと、2つの観光協会（浜坂観光協会、湯村温泉観光協会）の連携を強化し、文化財の観光資源としてのより一層の活用を進め、町域全体としての一体的な魅力を創出します。

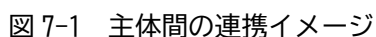
また、各観光協会や新温泉町文化協会、新温泉町ジオパークネットワーク、文化財の保存・活用に関する施設等の相互の調整や意見交換の場を設け、各々の分野・施設の特徴を活かした魅力的な情報発信やイベントを開催します。

¹⁾ 兵庫県立浜坂高等学校は兵庫県教育委員会の所管ですが、小中高の連携促進の視点から、ここでは行政（新温泉町とその関係機関等）の項目で併せて示しています。

学校教育における「ふるさと教育」を通じて、歴史文化の魅力をわかりやすく伝え、次世代が新温泉町の歴史文化に興味をもつことができる機会の充実を図るため、「コミュニティ・スクール」の導入を通じた市内各部局と町内の学校、地域の活動団体等の連携を強化します。特に、学校教員との連携においては、それぞれが新温泉町の歴史文化に対する理解を深めて、教育に活かすことができるよう研修会や勉強会を開催して支援するとともに、文化財の保存・活用を担う一員として、調査・研究をはじめとした各種取組に積極的に参加・協力してもらえる体制を築きます。また、小学校・中学校・高校のそれぞれの段階に応じて、継続的に地域の歴史文化に触れ合い、学び、歴史文化を活かす取組を体験・実践できるよう、小中高間の連携や科目間の連携を図ります。

「町民等」、「行政」、「専門家」を中心として、「町外の関係機関」、「町外の人や企業」の各主体が図 7-1 のように連携して計画を推進していくこととします。

新温泉町と各主体の具体的な連携体制は、次ページ以降のとおり構築していきます。



① 町民等との連携体制

町民等は、一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、新温泉町や自らが暮らす地域の歴史文化に興味・関心を持ち、自主的に学び、考え、文化財の保存・活用の取組を実践していくことが期待されます。

新温泉町では、新温泉町の多様な媒体を通じた歴史文化情報の発信や生涯学習講座・イベントの開催などを通じて、町民等による自主的な取組を支援します。また、郷土史講師育成講座等の開催や、「(仮称)新温泉町文化財調査ボランティア登録制度」の創設による町民等と連携した文化財調査体制の構築などにより、文化財の保存・活用のリーダー的な人材の育成を支援します。

ア) 文化財所有者・管理者との連携

文化財所有者・管理者の大半は、町内の個人や法人、自治会等です。文化財所有者・管理者は、所有又は管理する文化財の価値を認識し、防災・防犯を含めた適切な保存・管理に継続的に取り組むとともに、地域の魅力づくりに資する活用や公開等について参加・協力していくことが求められます。

新温泉町では、指定等文化財の所有者・管理者による保存・管理に対する技術的・財政的な支援を引き続き実施するとともに、指定等文化財保存団体が抱える課題の把握、意識啓発や団体相互の意見・情報交換等の場としての「(仮称)新温泉町指定等文化財保存団体協議会」を設立して、連携の強化を図ります。

一方、指定等を受けていない文化財は、所有者・管理者に価値が十分に認識されていないものも多いため、新温泉町では、文化財データベースの提供や文化財の価値の情報発信、保存・管理に係る意識啓発に取り組むとともに、新温泉町登録文化財制度の創設による保存・活用の取組に対する支援体制を整備します。

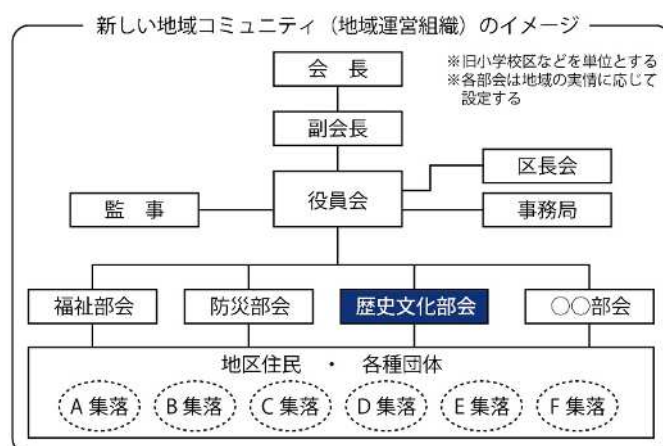
また、指定等の有無にかかわらず、文化財を活用した事業を実施する場合には、価値を損なわないための適切な措置についての助言・指導を行います。

イ) 自治会及び地域運営組織との連携

文化財の保存・活用は、さまざまな地域課題の解決に向けた手掛かりにもなり得ることから、自治会や地域運営組織では、まちづくりの各種取組と文化財を積極的に関連づけた活動を推進することが期待されます。

自治会との連携にあたっては、自治会長を通じた連携・協力体制を継続するとともに、新たに創設する「(仮称)新温泉町文化財協力員」制度を通じて、自治会員への意識啓発・情報発信、日常的な管理・点検、調査や文化財情報の収集などの各面において、より一層の連携の強化を図っていくものとします。

『新しい地域コミュニティづくり基本方針』(令和3年(2021)2月)において設置が提唱されている地域運営組織については、これまで2件(八田地区、奥八田地区)が設立されており、新温泉町では、今後も設立に向けた支援を行います。この地域運営組織については、地域の実情に応じて部会を設定していくこととしており、それぞれの組織に「歴史文化部会」を設置し、区域内の文化財の調査や保存・活用の方策の検討・実践等を通じて、自治会間での連携・協力した取組を推奨していきます(図7-2)。



(『新しい地域コミュニティづくり基本方針』をもとに作成)

図7-2 地域運営組織のイメージと

歴史文化部会の設置の推奨

ウ) 活動団体や民間企業等との連携

活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学びながら活動を推進するとともに、情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努めることが期待されます。また、商工

会や民間企業については、自社の持つノウハウの活用・協業などを通じて、町民等や行政、専門家が行う文化財の保存・活用の取組に積極的に参加・協力することが期待されます。

新温泉町では、活動団体や民間企業等に対して、課題や活動の方向についての聞き取りや随時情報共有・交換等を行いながら、一層の連携体制を構築していきます。また、民間の活動団体や民間企業等で、新温泉町の文化財の保存・活用に積極的に取り組む団体等については、文化財保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2）への指定を推進し、より一層の取組の推進並びに連携体制の拡充を図ります。また、観光ガイドについては、新温泉町ジオパークネットワークのもと、町からの情報提供や会員相互の情報交換・意見交換のもとに、歴史文化に関するガイド内容を充実させ、その連携の強化を図っていきます。

また、防犯においては、今後は新温泉町防犯協会と連携して、今まで以上に文化財防犯体制を構築して取組を推進していきます。

② 専門家との連携体制

ア) 有識者との連携

文化財の保存・活用に係る有識者は、豊富な知識と経験を活かして、町民等や行政による調査・研究や保存・活用などに対して指導・助言を行い、新温泉町における文化財を活かしたまちづくりを適切な方向へと導くことが期待されます。特に、文化財の修理や活用のための現状の変更などを行う場合には、その価値を適切に保存するための措置について、専門的な視点から助言・指導や技術的支援を行うことが期待されます。

新温泉町では、これまでも新温泉町文化財保護審議会からの専門的な調査指導・修理指導・助言を受けて事業を進めており、今後も審議会体制の拡充整備を図りながら、有識者とのより一層の連携を図り、文化財の適切な保存・活用を推進します。

イ) 大学等の研究機関やヘリテージマネージャー、郷土史家との連携

大学や博物館などの研究機関やヘリテージマネージャー、郷土史家等の専門家は、新温泉町が実施する文化財調査、生涯学習や講演会などの担い手育成のための事業に協力することが期待されます。また、自らも新温泉町をフィールドとした調査・研究を継続的に実施し、新温泉町の歴史文化の新たな価値やさらなる魅力の把握・創出に努めるとともに、その成果を分かりやすく発信し、地域へと還元することが期待されます。

新温泉町では、これらの調査・研究活動を積極的に支援し、協力体制の拡充を図ることにより、県内外の研究者・大学生等を文化財の保存・活用の支援者や新たな担い手として取り込んでいくとともに、災害発生時の文化財レスキュー・文化財ドクターとしての円滑な支援のための体制構築を図ります。

③ 町外の関係機関との連携体制

ア) 文化庁・兵庫県教育委員会との連携

文化庁及び兵庫県教育委員会との情報共有のもとに、適宜指導・助言等を受けながら、本計画を推進します。特に、国・県指定等文化財の保存や整備、現状変更等においては、文化庁及び兵庫県教育委員会の指導・助言を受け、文化財の適切な保存措置並びに活用施策を展開していきます。

国の登録文化財制度では、認定地域計画の計画期間内に限り、認定市町村の教育委員会が、当該市町村の区域内の文化財の文化財登録原簿への登録を提案することができるとされています（文化財保護法第183条の5）。新温泉町では、登録を目指す文化財が登録基準を満たすかどうかについて、新温泉町文化財保護審議会の意見を聴き、兵庫県教育委員会との相談の上で文化財登録原簿への登録の提案を行うものとします。

イ) 関係自治体との連携

新温泉町には、町外各地の文化財との関係の中で、より一層魅力的なものとなる文化財が数多く見られま

す。このため、兵庫県や関係市町村等と連携・協力して保存・活用の取組を推進することが期待されます。

これまでも、それぞれのテーマに応じて、日本遺産では、「北前船日本遺産推進協議会」と「日本遺産『麒麟のまち』推進協議会」、ジオパークでは「山陰海岸ジオパーク推進協議会」、農業遺産では『美方郡産但馬牛』世界・日本農業遺産推進協議会」が組織されています。また、日本遺産に関連して、「麒麟のまち」圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県新温泉町・香美町）を対象としたDMO（観光地域づくり法人）として「（一社）麒麟のまち観光局」も組織されています。さらに、「但馬定住自立圏」の形成に関する協定や「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携協約を締結して、文化財分野を含めたより広い分野での連携事業を実施しています。今後も、引き続きこれらの協議会やDMO、連携協定・協約のもと、また、各分野の制度・事業等を通じて、兵庫県や関係市町村等と連携した取組を推進していきます。

④ 町外の人や企業との連携体制

新温泉町では、新たな担い手の確保・育成に向けて、町外の人や企業との連携・協力体制の強化が特に重要な課題であり、観光客や出身者等が継続的に新温泉町の文化財の保存・活用に関わる仕組み、旅行業者等の町外企業による文化財の観光資源としての活用を通じて地域が潤う仕組み、並びにその財源を活かしたさらなる保存・活用施策へと循環できる仕組みを継続的に検討していきます。

ア) 観光客との連携

観光客は、文化財に直接接し、さまざまなサービスや商品の購入を通して、地域に経済的利益をもたらす役割に加えて、文化財の保存・活用の支援者となり、新たな担い手となってもらうことが期待されます。そのためには、魅力的な情報発信を通じて多くの観光客に訪れてもらい、「文化観光」（92 ページ参照）を楽しむ中で、町民等と観光客とが良好な関係を築いていく必要があります。新温泉町では、各自治会・地域運営組織に対する意見・要望等の聞き取りや随時情報共有・交換、観光客のニーズの把握等を行い、相互の調整を図り、それぞれの地域に応じた観光客との連携体制のあり方を検討していきます。

イ) 旅行業者等との連携

旅行業者は、新温泉町の文化財を活かして、観光商品などを造成していく役割を担い、提供する観光商品を介して、観光客を文化財の保存・活用の支援者や担い手へと醸成することが期待されます。

新温泉町では、観光客が地域の歴史文化と深く関わり、理解を深める「文化観光」を推進できるよう、旅行業者と町民等との十分な協議による合意形成の支援を行います。また、歴史的建造物の改修・整備による活用や町内の周遊環境の整備、観光商品の広報・販売促進等に向けて、金融機関や交通業者、広告業者などとも積極的に連携を図っていきます。

ウ) 出身者等との連携

出身者や新温泉町にゆかりのある人は、文化財情報の発信、祭りや行事への参加、ふるさと納税やクラウドファンディングなどのさまざまな形で新温泉町の文化財の保存・活用を支援することが期待されます。

新温泉町では、ホームページや SNS、新温泉町観光大使制度、各小中学校・高校の同窓会、二十歳のつどい等を活用しながら、歴史文化に関する積極的な情報発信をできる体制を整えるとともに、出身者等が文化財の保存・活用に積極的に関わることができる仕組みづくり（制度や支援メニュー等）を継続的に検討します。

エ) 町外の活動団体との連携

兵庫県内や但馬地域、山陰地方など、広域を対象に活動する NPO 法人等の活動団体が実施する調査・研究活動に協力し、新温泉町の歴史文化の広域的な位置づけの明確化を通じたさらなる魅力の創出を図るとともに、それらの団体からの提案や支援等を受けることにより、文化財の担い手育成事業や歴史文化を活かした地域の活性化事業等のより効果的な展開を図ります。

表 7-1 行政の体制

区分		主体	概要
行政	新温泉町	教育委員会 生涯教育課	【文化財保護主管課】 ・社会教育係：生涯学習、施設管理、人権教育、青少年健全育成、芸術文化に関することなど。 (構成：職員数 24 名、うち専門職員 3 名)
		総務課	・公文書の管理・整理など。
		企画課	・町行政の総合計画に関すること、統計及び広報に関すること、地域情報化に関することなど。
		町民安全課	・消防及び防災・防犯に関することなど。
		商工観光課	・商工業振興・地域振興、国際交流・町外交流、イベント、観光振興に関することなど。(新温泉町ジオパークネットワーク事務局)
		農林水産課	・農業、林業及び水産業の振興に関することなど。
		建設課	・道路・橋梁・河川等の計画・調査等や都市計画、街路事業、公園事業、景観形成、中心市街地活性化事業に関することなど。
		地域振興課	・CATV に関することなど。
		牧場公園課	・兵庫県立但馬牧場公園の維持管理・運営、活性化のための事業、広報、研修等に関することなど。
		教育委員会 こども教育課	・認定こども園・小学校・中学校のふるさと教育に関することなど。
	新温泉町関係 機関	浜坂観光協会	・浜坂地域における観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務。
		湯村温泉観光協会	・温泉地域における観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務。
		新温泉町観光振興 協議会	・観光団体の一体化に向けた調査研究活動、共同宣伝物の発行、各種イベントの相互支援など。(浜坂観光協会・温泉町観光協会で組織)
		新温泉町文化協会	・芸能発表会、作品展等の開催、文芸誌「しんおんせん」の発行、・但馬をはじめ他市町文化協会との交流など、郷土文化の発展向上に寄与するための事業。
		新温泉町ジオパーク ネットワーク	・新温泉町の全国に誇れる地質遺産、歴史・文化及び自然についての学習・啓発とともに、さまざまな事業を計画・実施し、住民の誇りと愛着の醸成、新温泉町の活性化につなげる活動。
		文化財の保存・活用 に関する施設	・文化財の保存・管理・収蔵、展示・公開等。 (令和 4 年(2022) 現在：16 施設) →図 3-2 参照

表 7-2 連携を推進する関係機関や団体等

区分		主体	概要
町民等	(個人)	(仮称)新温泉町文化財調査ボランティア	※登録制度を創設予定 ・ボランティアで新温泉町内の文化財の調査に参加・協力する。
	文化財所有者・ 管理者	文化財保存団体	・特定の文化財を対象として、保存・活用に向けた活動を行う。 (令和 4 年(2022) 現在：30 保存会) →表 3-2 参照
		(仮称) 新温泉町指定等文化財保存団体協議会	※設置予定 ・新温泉町内の指定等文化財の保存団体相互の意見交換・情報交換を行う。
	地縁組織、 地域のまちづくり組織	自治会	・自治会の区域における住民相互の連絡、環境の整備、文化財の日常的な維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。
		文化財協力員	※自治会ごとに 1 名委嘱予定 ・文化財の調査や保存・活用、町民の意識啓発等を行う。
		地域運営組織	・小学校区(旧小学校区)、地区公民館活動などを単位とし、自治会が担っていた自治・共助機能の補完や地域内の様々な主体と連携して地域課題に対応していく役割を担う。
	活動団体	文化財の保存・活用に取り組む団体	・自然環境、民俗特定の歴史文化の地区やテーマを対象として、保存・活用に向けた活動を行う(NPO 法人等を含む)。 (令和 4 年(2022) 現在：12 団体) →表 3-3, b1~b12 参照
		新温泉町商工会	・地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行う。
		新温泉町防犯協会	・防犯に関する意識啓発活動や防犯パトロール等を行う。

専門家	文化財保護審議会	新温泉町文化財保護審議会	・文化財の保存及び活用に関する事項についての審議。（文化財に関し識見を有する者 15 名以内で組織）
	大学等の研究機関	芸術文化観光専門職大学	・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成を図る大学。文化財に関する調査などで連携。
		兵庫県立考古博物館	・古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究等の業務。
		兵庫県立歴史博物館	・郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究等の業務。
		兵庫県立人と自然の博物館	・「人と自然の共生」をテーマとした自然史系の博物館として、研究活動、資料の収集や収蔵管理、展示、セミナーなどの生涯学習、シンクタンク活動等の業務。
	ヘリテージマネージャー	ひょうごヘリテージ機構	・地域に眠る文化財を発見し、保存し、まちづくりに活かすための活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。
		兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会	・県内の樹木など、天然記念物の保存・活用に関する活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。
		兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会	・県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する活動を行う、ヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。
町外の関係機関	兵庫県	兵庫県教育委員会文化財課	・歴史的・学術的価値の高い県内文化財の指定・保護、文化財の普及・活用に係る業務。
		兵庫県企画部地域振興課	・地域再生や集落再生に関する事業や地域おこし協力隊・ネットワークや交流を通じた地域づくり活動支援、地域資源の総合的な活用の推進や山陰海岸ジオパークの推進に関する業務。
		兵庫県まちづくり部都市政策課	・景観条例に基づく景観形成地区や大規模建築物等の景観形成、緑条例に基づくによる緑豊かな地域環境の形成等に関する業務。
	関係自治体との連携のための協議会等	北前船日本遺産推進協議会	・日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の魅力発信のための情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究、公開活用のための整備の事業推進。（48 市町で構成）
		日本遺産「麒麟のまち」推進協議会	・日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境―幸せを呼ぶ、霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」―」の魅力発信のための情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究、公開活用のための整備の事業推進。（1 市 6 町の行政・観光協会などで構成）
		山陰海岸ジオパーク推進協議会	・地球活動遺産をはじめとした多様な地域資源の保全、教育やツーリズム、地域産業への活用などに関する事業。（3 府県 6 市町の職員と専門員等で構成）
		「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会	・「兵庫美方地域の但馬牛システム」の世界農業遺産認定を目指した事業。（香美町・新温泉町、たじま農業協同組合及び兵庫県関係機関、畜産関係団体、地元商工団体など 23 団体で構成）
		（一社）麒麟のまち観光局	・「麒麟のまち」圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県新温泉町・香美町）を対象とした、観光資源の掘り起こし・観光商品造成事業、旅行関連事業、広報宣伝事業、観光関係人材育成事業、地域産品の開発・販売事業等。
	活動団体	NP0 法人但馬の匠を育てる会	・但馬地方に古くから引き継がれてきた伝統的技術等の建設技能者の育成を通じて、但馬地方全体のまちづくりの推進、経済活動の活性化を図ることを目的とした団体。
		NP0 法人但馬自然史研究所	・生物の調査研究や環境の保全活動、子どもの健全育成を念頭に置いた環境体験教育に関する事業等を行い、但馬地方・兵庫県の豊かな自然の次世代への継承等を図ることを目的とした団体。
	観光客や出身者等	新温泉町観光大使	・新温泉町の観光資源の情報発信等を行う。（町出身者を中心に任命、任期 2 年間・更新可）
		※今後、連携施策の熟度に応じて、観光客や出身者等との連携のための組織等の設立を検討する。	
町外の人や企業	旅行業者等	※今後、旅行業者、交通業者、広告業者、金融機関などと協議の上、連携した取組を検討する。	

※上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

7-2 計画の進行管理

(1) 進行管理の枠組み

本計画に基づいて、各年度において着実に事業を実施するとともに、定期的に事業内容や効果の点検・自己評価並びに施策の見直しを行うことで、本計画に掲げる目標の実現に向けた効果的な取組を推進します。

各年度においては、「新温泉町文化財保存活用地域計画協議会」を毎年1～2回程度開催し、事業計画の内容や進捗状況の確認等を行うとともに、新温泉町の文化財が抱える課題の把握や解決方策の検討を継続的に実施し、社会情勢等を踏まえながら、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。また、災害や被害等が発生した場合には、第6章の防災・防犯に関する方針・方策を点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

以上の点を踏まえ、進行管理計画としては、原則として、本計画期間においては、令和8・11・13年度(2026・2029・2031年度)の3回の計画内容の見直しを予定します。前期の最終年度となる令和8年度(2026年度)、中期の最終年度となる令和11年度(2029年度)には、各計画期間における事業の進捗状況等を中心とした中間評価を行い、上位・関連計画との整合・調整や社会情勢の変化への対応の必要性、事業計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて措置の内容を中心に見直し、計画の変更を行うこととします。特に令和8年度(2026年度)については、第3次総合計画等との整合・調整のもとに、次項に示す成果目標の見直しを行います。また、本計画の計画期間の最終年度となる令和13年度(2031年度)には、計画期間全体における計画内容の実施状況の確認と評価を行い、新温泉町における文化財の保存・活用に係る課題や方針等を再検討し、計画全体を見直して、第2次計画を作成します。

なお、令和8・11・13年度(2026・2029・2031年度)に実施する評価の結果は、新温泉町ホームページ等で公表して進捗状況を広く周知することで、多くの町民等の理解と協力を得ながら計画を推進していくこととします。

年度		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14～ 2032～
総合計画	基本構想	第2次			第3次					
	基本計画	第2次後期			第3次前期※					第3次後期
地方創生総合戦略		第2期			第3期※					第4期
				第3次総合計画及び第3期地方創生総合戦略の内容の反映					第3次総合計画後期基本計画及び第4期地方創生総合戦略の内容の反映	
文化財保存活用地域計画	進行管理	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・前期計画の進捗評価 ・成果目標の見直し ・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・中期計画の進捗評価 ・必要に応じて事業の見直し ・年度事業の実施状況の確認 ▽	・年度事業の実施状況の確認 ▽	・第1次計画の成果の評価 ・第2次計画の作成 ・年度事業の実施状況の確認 ▽	
		前期			中期			後期		第2次計画

※第3次総合計画及び地方創生総合戦略第3期の計画期間は予定

図 7-3 計画の進行管理の枠組み

(2) 進行管理の方法

第3章では、目標とする「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ーふるさとの歴史文化の魅力を育み、活かして、未来へと“つなぐ”ー」を実現するために3つの基本方針を設定し、そのもとに10の方針を設定しました。そして、第5章では、これらの方針をもとに計画期間において実施する措置を設定しました。

本計画に位置付けた措置の効果を客観的に評価し、次のステップの措置につなげていくため、表7-3及び表7-4の2種類の成果目標を設定します。なお、一部の成果目標は、『第2次新温泉町総合計画』において設定する目標値を用いているため、成果目標の目標年次は令和8年（2026）としています。令和8年（2026）に、次期総合計画の作成のために実施するアンケート調査の結果を踏まえて、令和13年（2031）の目標値を設定することとします。

表7-3の成果目標は、本計画に基づく取組を通じて目指す目標が達成されているかを計測するための指標です。3つの基本方針ごとに合計7つの指標・目標値を設定し、目標年次とする令和8年（2026）に達成状況を計測・評価します。

表7-4の成果目標は、表7-3の成果目標の達成に向けて、各年度において事業の進捗状況を管理し、継続的に評価・点検のための指標です。3つの基本方針のもとに定めた10の方針とその実現のための措置に基づき、合計34の指標・目標値を設定し、各年度で進捗状況を計測・評価します。

表7-3 R8評価指標と目標値

基本方針	指標	基準値（R2）	目標値（R8）	備考
基本方針Ⅰ 町内外のさまざまな主体が “つながる”体制をつくる	新温泉町の歴史や文化、自然を誇りに 思う住民の割合の合計	186.2%	200%	※1
	祭り・行事への新温泉町出身者の参加 者数	—	300人	※2
	文化財の保存・活用に係る町外の支援 者数	3,909人	4,500人	※3
基本方針Ⅱ ふるさとの魅力をつくり出 す文化財を未来へと確実に “つなぐ”	将来的にUターンしたいと思う高校生 の割合	31.4%	40%	※4
	新温泉町内の文化財数	2,926件	3,000件	※5
基本方針Ⅲ 文化財を“つなぎ”、多くの 人が訪れたい、住みたい、住 み続けたいと思う環境をつくる	観光入込客数	650千人/年	1,200千人/年	※6
	新温泉町に「自分のまち」としての愛着 を感じている住民の割合	82.4%	90%	※7

※1：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する住民アンケート」により計測する。設問「新温泉町の好きなところ・誇れるところは何か（3つまで）」に対して、「1 まちに歴史や伝統が感じられる」、「2 自然環境がよい」、「3 新鮮な海産物等おいしい食がある」、「4 豊かな温泉が身近にある」を回答した住民の割合の合計値を指標とします。なお、『第2次新温泉町総合計画』の作成時の回答割合は、1：9.6%、2：56.5%、3：67.0%、4：53.1%でした。

※2：文化財の指定等を受けている無形の民俗文化財（23件）を対象とし、新温泉町出身者の参加者数は、地元出身者で、帰省して運営に参加する人及び観客として参加する人の人数とします。

※3：町外の担い手・支援者数を、ここでは便宜上「①地域交流事業参加者数（町外からの参加者数）」、「②歴史・文化・自然を用途としたふるさと納税者数」、「③町外居住の新温泉町観光大使任命者数」、「④新温泉町公式facebookフォロワー数」の合計値とします。②は、用途を「自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業」、「但馬牛・松葉かに・ホタルイカ等地域特産物の振興に関する事業」、「伝統文化の振興に関する事業」、「その他まちの活性化に関する事業」としたふるさと納税の納税者数とし、納税者数は「納税件数÷1人当たりの申込件数」で算出します。なお、令和2年（2020）の値は、①：0人、②：3,048人、③：56人、④：805人でした。

※4：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する高校生アンケート」により計測する。設問「進学・就職で新温泉町を離れても、将来は故郷にUターンする気持ちがありますか」に対して、「Uターンしたい」と回答した高校生の割合を指標とします。

※5：新温泉町文化財データベースに掲載している文化財の件数とします。

※6：兵庫県観光客動態調査報告書による値とします。

※7：総合計画の策定時に実施する「新温泉町のまちづくりに関する住民アンケート」により計測する。設問「新温泉町に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか」に対して「とても愛着を感じている」又は「どちらかというと愛着を感じている」と回答した住民の割合を指標とします。

表 7-4 継続評価指標と目標値

方針		評価指標	基準値 (R2)	目標値	備考
基本方針Ⅰ	方針Ⅰ-1 文化財に関わる人の輪を広げる	広報での歴史文化や文化財の紹介	0 回/年	4 回/年	
		町ホームページの歴史文化や文化財紹介ページへのアクセス数	22,000 件	30,000 件	※ 1
		歴史講座等の参加者数	749 人/年	1,500 人/年	
		説明会・講演会・シンポジウム等の開催	1 回/年	1 回/年	
		地域交流事業参加者数	0 人/年	100 人/年	※ 2
	方針Ⅰ-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える	(仮称) 新温泉町文化財協力員数	—	63 人	※ 1
		地域運営組織の設立数	2 件	9 件	※ 1, 2
		(仮称) 新温泉町文化財調査ボランティアの登録者数	—	10 人	※ 1
	方針Ⅰ-3 さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える	(仮称) 新温泉町指定等文化財保存団体協議会の開催	—	1 回/年	
		新温泉町ジオパークネットワークの会員数	42 団体(人)	45 団体(人)	※ 1
		文化財を活かしたまちづくりのための庁内会議の開催	—	1 回/年	
基本方針Ⅱ	方針Ⅱ-1 文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する	文化財の新規把握件数	—	75 件	※ 1
		古文書の調査・整理等	0 区/年	1 区/年	
	方針Ⅱ-2 文化財の次世代の担い手や、保存・活用を中心となる人・団体を育む	学校教育におけるふるさと教育(校外学習・体験学習等)の実施回数	24 回/年・校	32 回/年・校	
		郷土史講師育成講座の受講者数	0 人/年	10 人/年	
		教員向け研修会・勉強会の開催回数	1 回/年	1 回/年	
		歴史文化に係る活動団体数	28 団体	31 団体	※ 1
	方針Ⅱ-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する	指定等文化財の件数	112 件	113 件	※ 1
		民俗文化の記録作成	0 件/年	1 件/年	
		景観形成補助件数	0 件/年	2 件/年	※ 2
		自然公園・景勝の保全活動の実施回数	5 回/年	5 回/年	
	方針Ⅱ-4 文化財の防災・防犯体制を強化する	文化財防災・防火訓練の実施回数	0 回/年	1 回/年	
		自主防災訓練参加者数	654 人/年	3,800 人/年	※ 2
		文化財の盗難・き損等の件数	0 件/年	0 件/年	
基本方針Ⅲ	方針Ⅲ-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす	文化財の活用のための施設整備件数	—	2 件	※ 1
		書画・古文書類・民具等の公開・活用事業(特別展等)の開催回数	5 回/年	5 回/年	
		地域活性化事業支援件数	1 件/年	4 件/年	※ 2
	方針Ⅲ-2 文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する	先人記念館入館者数	4,940 人/年	7,000 人/年	※ 2
		祭り・行事への観光客等の参加者数	60 千人/年	100 千人/年	
		食文化を活かした新規事業の件数	—	3 件	※ 1
	方針Ⅲ-3 認定・選定などの価値づけを積極的に活かす	日本遺産(北前船)に係る関係都市等との連携事業数	3 件/年	5 件/年	
		日本遺産(麒麟獅子舞)に係る関係都市等との連携事業数	10 件/年	10 件/年	
		山陰海岸ジオパークに係る関係都市等との連携事業数	6 件/年	10 件/年	
		農業遺産に係る関係都市等との連携事業数	3 件/年	5 件/年	

※ 1 : 令和 8 年度の目標値。

※ 2 : 『第 2 次新温泉町総合計画』に基づく指標及び目標値。